

三重県廃棄物処理計画（答申）

平成23年1月

三重県環境審議会

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の性格	2
1-3 計画の期間	3
第2章 現状と課題	4
2-1 本県における廃棄物処理の状況	4
2-1-1 一般廃棄物（ごみ）	4
2-1-2 一般廃棄物（し尿）	12
2-1-3 産業廃棄物	16
2-2 県民や事業者の意識と行動	26
2-2-1 一般廃棄物	26
2-2-2 産業廃棄物	31
2-3 本県が取り組むべき循環型社会への課題	35
2-3-1 一般廃棄物	35
2-3-2 産業廃棄物	38
第3章 基本理念と取組方向	41
3-1 基本理念	41
3-2 循環型社会形成のための施策の取組方向	44
3-2-1 ごみゼロ社会の実現	44
3-2-2 産業廃棄物の3Rの推進	46
3-2-3 産業廃棄物の適正処理の確保	47
3-2-4 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理 に対する是正の推進	48
第4章 計画の目標	49
4-1 施策の取組方向における数値目標等の設定	49
4-1-1 ごみゼロ社会の実現	50
4-1-2 産業廃棄物の3Rの推進	56
4-1-3 産業廃棄物の適正処理の確保	63
4-1-4 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理 に対する是正の推進	66
4-2 数値目標等における国の基本方針との関係	70

第5章 循環型社会形成に向けた施策の内容	71
5-1 ごみゼロ社会の実現	71
5-1-1 発生・排出抑制の推進	71
5-1-2 循環的利用（リサイクル）の推進	73
5-1-3 県民との協働とネットワークづくり	75
5-1-4 一般廃棄物の広域的な処理の検討	77
5-1-5 適正かつ効率的なごみ処理システムの構築	78
5-1-6 災害廃棄物等の適正な処理体制の構築	80
5-2 産業廃棄物の3Rの推進	81
5-2-1 産業廃棄物の発生抑制等に向けた計画の策定と実践	81
5-2-2 産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進	83
5-3 産業廃棄物の適正処理の確保	85
5-3-1 適正処理の推進	85
5-3-2 優良な廃棄物処理業者の育成	88
5-3-3 公共関与による産業廃棄物管理型処分場の整備	89
5-4 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理 に対する是正の推進	90
5-4-1 産業廃棄物処理に関する監視強化	90
5-4-2 産業廃棄物処理に関する連携の強化	92
5-4-3 特定の不適正処理事案に対する是正の推進	93
第6章 計画推進の進捗管理	95
6-1 計画推進の進捗管理	95
6-2 進捗状況の公表	95

第 1 章 計画の基本的事項

1 - 1 計画策定の趣旨

本県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、昭和 48 年から 3 次にわたり「産業廃棄物処理計画」を策定し、産業廃棄物の適正処理のための施策を推進してきました。

その後、平成 12 年の廃棄物処理法の改正により、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な廃棄物処理計画の策定が義務付けられたことから、平成 16 年 3 月に、一般廃棄物と産業廃棄物の処理等について、平成 22 年度を目標年度とした「三重県廃棄物処理計画」を策定しています。

この計画の推進にあたり、一般廃棄物については、住民、事業者、行政など多様な主体が共有すべき取組の指針として「ごみゼロ社会実現プラン(平成 17 年 3 月、以下「ごみゼロプラン」という。)」を策定し、「ごみを出さない」「ごみをなくす」社会の実現に向けた取組を進めてきました。

また、産業廃棄物については、県民の安全で安心な生活環境を確保するため、現行の法令等では十分に対応することができない課題の解消に向けて、新たに「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(平成 20 年 10 月 24 日三重県条例第 41 号、以下「産廃条例」という。)」を制定するなど、産業廃棄物の適正処理を推進するための取組を進めてきたところです。

国においては、循環型社会の実現に向けて、循環型社会形成推進基本法(平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号)の規定に基づき平成 20 年 3 月に策定された第 2 次循環型社会形成推進基本計画において、3 R(発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle))等の推進にあたり、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合した取組を進めることを示しています。

そのため、今回の廃棄物処理計画の策定にあたっては循環型社会の形成に向け、本県における廃棄物の現状や課題を踏まえ、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組とも連携しつつ、さらに 3 R と適正処理を推進していくための計画を、新たに策定するものです。

1-2 計画の性格

廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月7日環境省告示第34号、以下「国の基本方針」という。）に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画の策定が、廃棄物処理法において義務付けられており、本計画において、循環型社会の構築に向け、今後の本県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定めています。

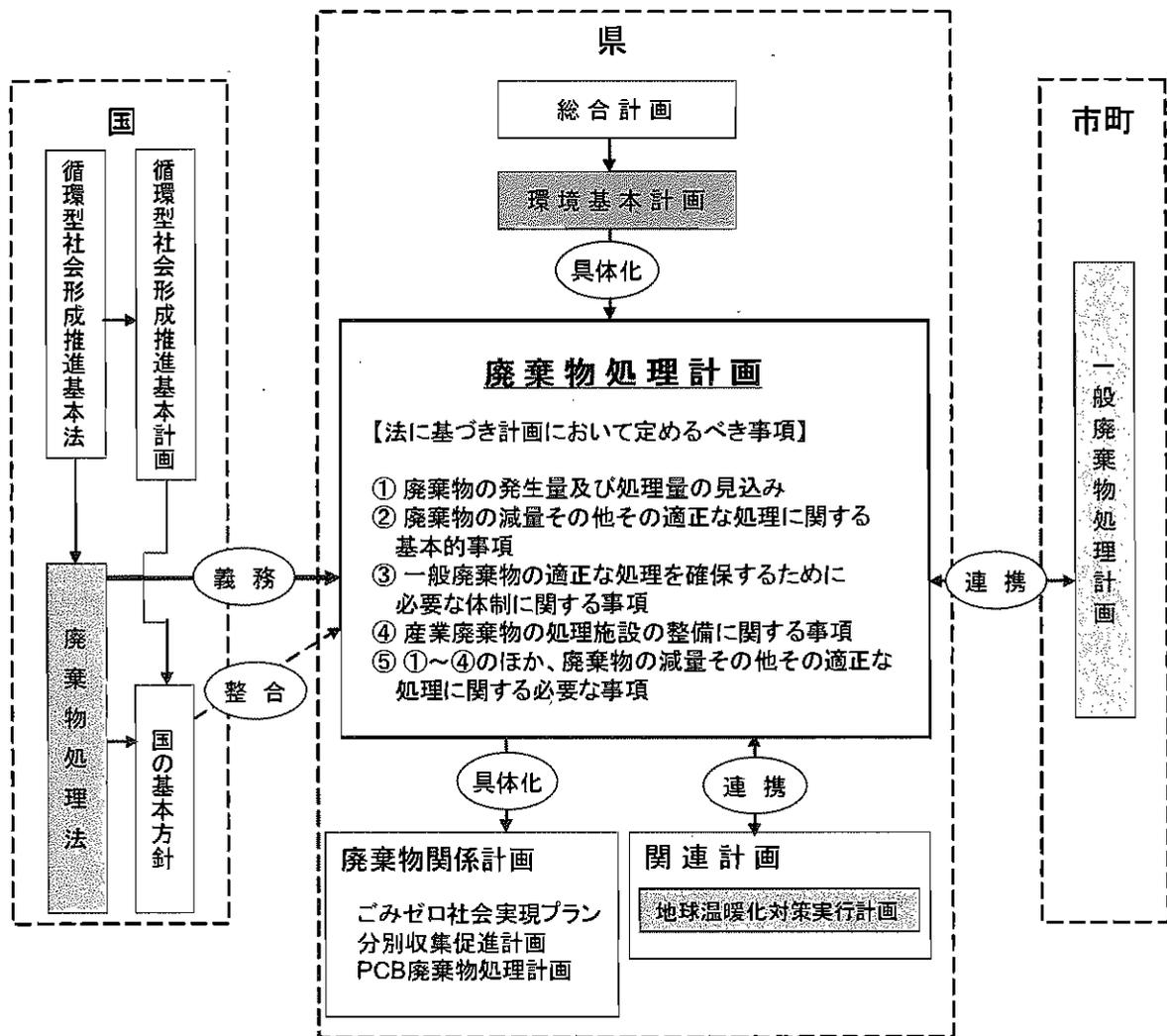


図 1-2-1 廃棄物処理計画と関連する計画等との関係イメージ

1-3 計画の期間

本計画は、循環型社会の実現や低炭素社会・自然共生社会づくりという中長期的な課題への対応が求められることから、概ね 10 年先を見据えつつ、今後の社会環境の変化にも柔軟に対応していくため、5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）を計画期間とします。

また、計画期間の最終年度となる平成 27 年度に達成すべき数値目標等を設定しています。

なお、廃棄物政策上の大きな社会状況の変化があった場合や、県総合計画や県環境基本計画等の関連計画が改訂される場合にあっては、その改訂内容を踏まえつつ、本計画内容について改訂等の対応を行っていきます。

表 1-3-1 計画期間と目標年度

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
計 画 期 間	←—————→					-----→				
数値目標等の目標年度					●					

（注）本計画では 10 年先を見通す必要があることから、平成 32 年度に向けた取組方向についても記載します。

第2章 現状と課題

2-1 本県における廃棄物処理の状況

2-1-1 一般廃棄物（ごみ）

(1) 排出の状況

①ごみの総排出量等

県内のごみの総排出量については、平成20年度は712千tであり、うち家庭から排出される家庭系ごみは、523千t（74%）、事業系ごみが188千t（26%）となっています。家庭系ごみ、事業系ごみとも減少傾向にあります。

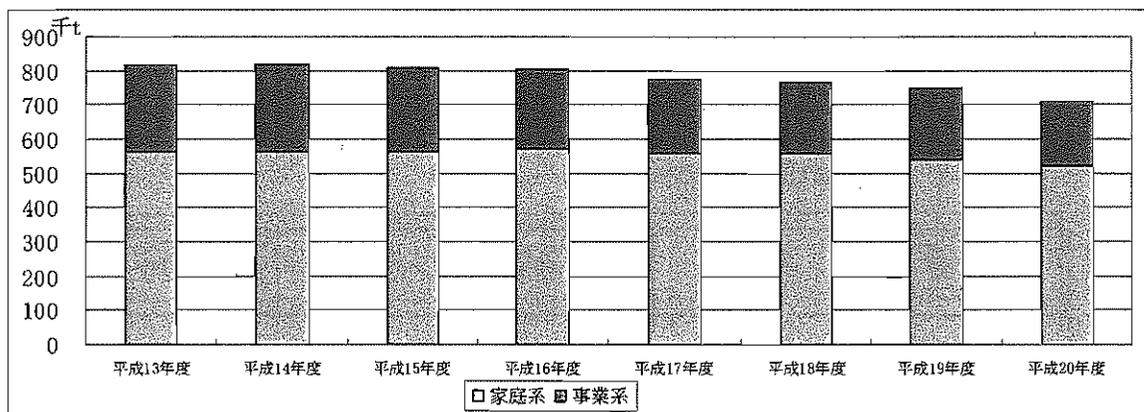


図 2-1-1 ごみの総排出量の推移（集団回収量含む）

(注1) ごみの総排出量の算出方法は、環境省において平成17年度実績から、廃棄物処理法に基づく「国の基本方針」との整合を踏まえた集計方法に変更されており、本計画においても、環境省と同一の方法で算出しています。

(旧) ごみの総排出量 = 「計画収集量」 + 「直接搬入量」 + 「自家処理量」

(新) ごみの総排出量 = 「計画収集量」 + 「直接搬入量」 + 「集団回収量」

(注2) 集団回収量は生活系ごみに分類しました。

(注3) 集団回収は、市民団体等による収集において、市町が用具の貸出、補助金等の交付等により関与しているものをいいます。

県民1人1日当たりのごみ排出量については、平成20年度は1,043gとなっています。

また、市町ごとの1人1日当たりのごみ排出量を比較すると、最大は1,597g、最少は669gとなっており、市町間で較差があります。

なお、国の1人1日当たりのごみ排出量1,033gに比べると、若干多い状況となっていますが、その差は縮まりつつあります。

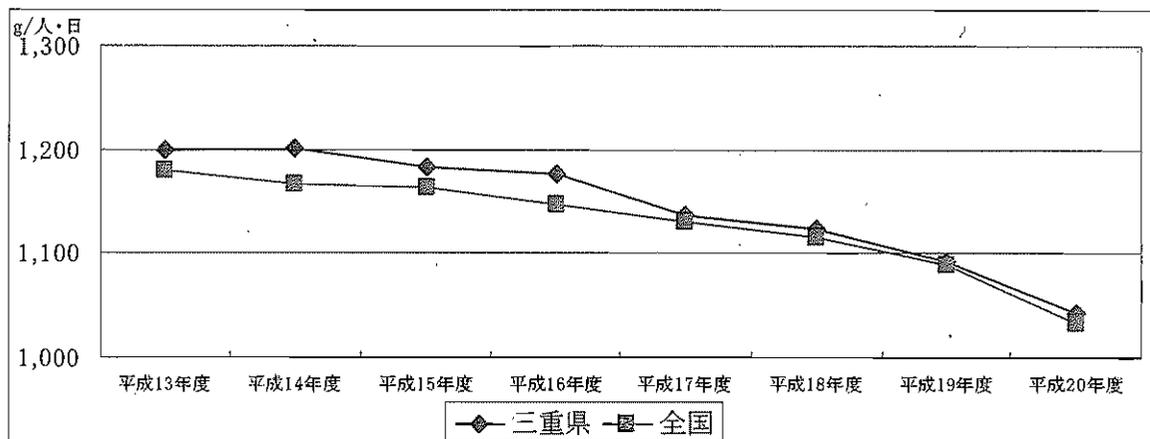


図 2-1-2 一人1日当たりのごみ排出量の推移

(注) 一人1日当たりのごみ排出量は環境省において平成17年度実績より、廃棄物処理法に基づく「国の基本方針」との整合を踏まえた集計方法に変更されており、本計画においても、環境省と同一の方法で算出しています。

②ごみの種類別排出状況の割合

ごみの種類別排出状況（平成20年度）は、可燃ごみ68%、不燃ごみ6%、資源ごみ12%、粗大ごみ1%、直接搬入ごみ9%、集団回収4%となっています。

ごみの種類別排出状況の割合は、平成13年度実績とほぼ同様となっています。

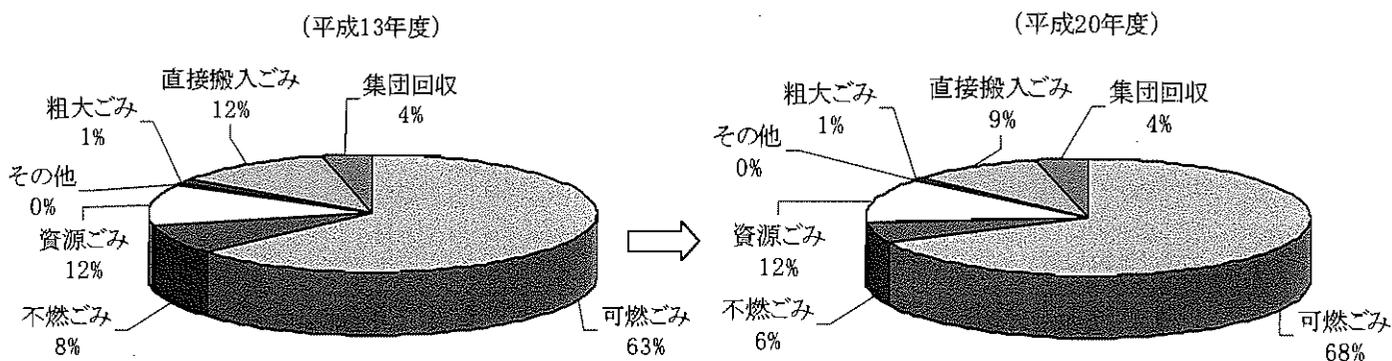


図 2-1-3 ごみの種類別排出状況

(2) 処理の状況

① ごみ処理状況

平成 20 年度の市町ごみ処理施設での処理実績は、全体で 684 千トンであり、うち直接焼却により処理された量が 427 千 t (62%)、直接埋立が 41 千 t (6%)、ごみ固形燃料 (RDF) 化が 89 千 t (13%)、直接資源化が 62 千 t (9%) となっています。

平成 13 年度と比べると市町の RDF 化施設の稼働に伴い、RDF 化される量が増加する一方、直接焼却及び直接埋立されるごみ量は減少傾向にあります。

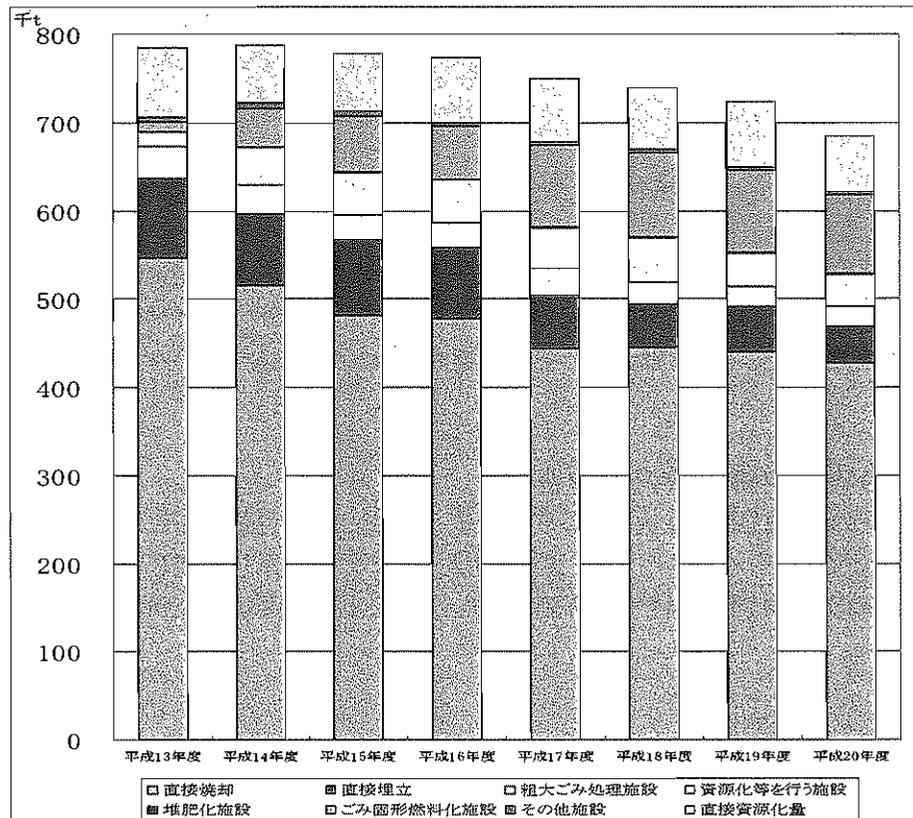


図 2-1-4 ごみ処理状況の推移

② 資源化の状況

ごみの資源化量及び資源化率は平成 13 年度と比べると、増加傾向にあり、平成 20 年度の資源化率は 31.0%と全国平均 20.3%を上回り全国で最も高くなっています。

この要因については、平成 14 年 12 月から稼働しているガス化熔融施設による市町ごみ焼却施設からの焼却灰のスラグ化や RDF 発電施設による熱エネルギー利用、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）の施行による容器包装廃棄物の資源化が進んだことなどによるものと考えられます。

また、市町ごとの資源化率を比較すると、最大は 69.5%、最少は 11.4%となっており、1 人 1 日当たりのごみ排出量と同様に市町間に較差が見られます。

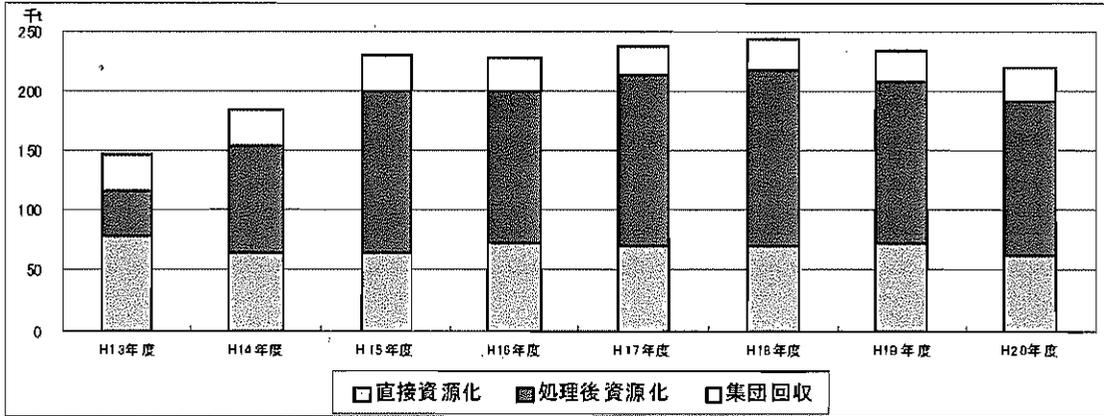


図 2-1-5 ごみの資源化量の推移

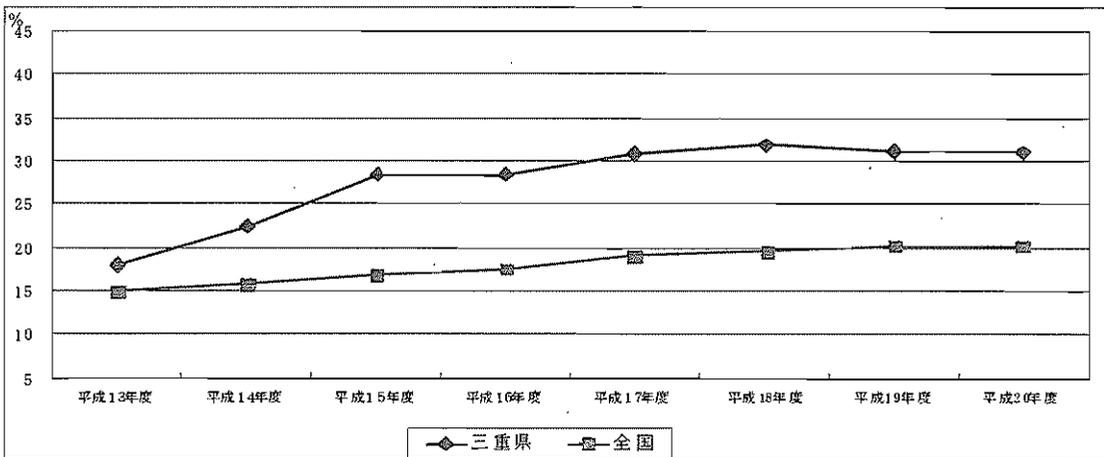


図 2-1-6 ごみの資源化率の推移

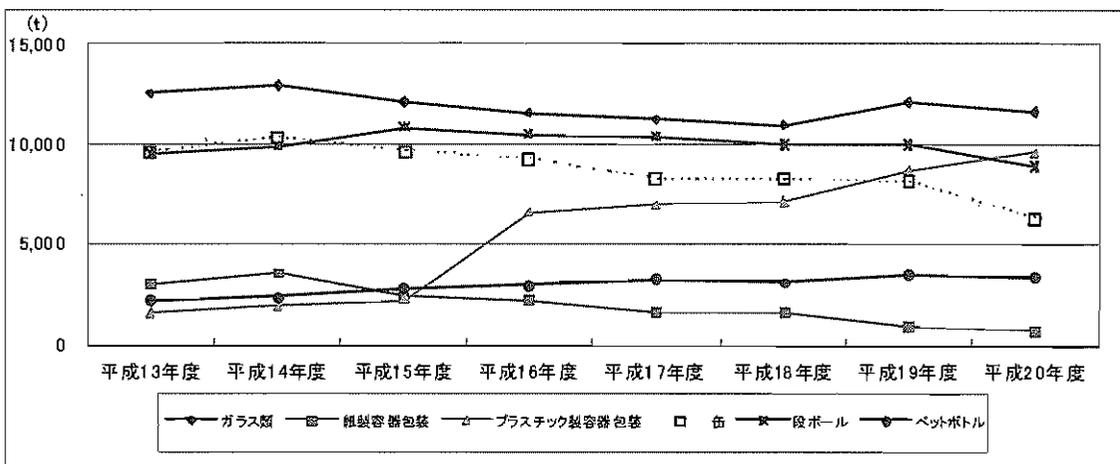


図 2-1-7 容器包装リサイクル法に基づく分別収集量の実績

③最終処分の状況

ごみの最終処分量は、平成20年度は70千tであり、近年では大きく減少しており、平成14年度と比べると半分以下となっています。

この要因については、ガス化熔融施設による焼却灰のスラグ化やRDF化施設の稼働、容器包装リサイクル法によるプラスチック等の埋立ごみの減少によるものと考えられます。

なお、最終処分量70千tのうち、直接埋立量が41千t（59%）、焼却残さの埋立量が12千t（16%）、その他の施設の処理残さの埋立量が17千t（25%）となっています。

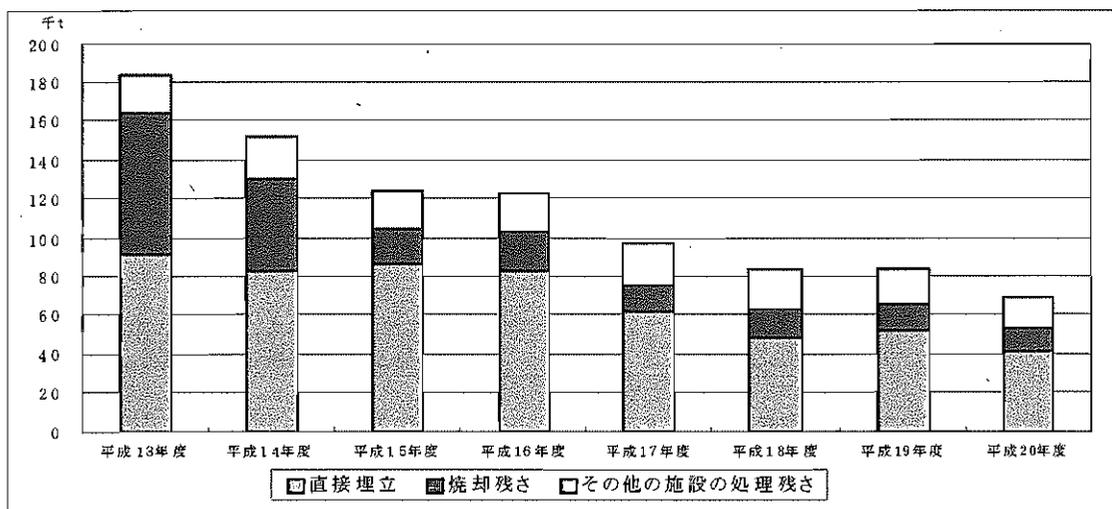


図 2-1-8 ごみの最終処分量の推移

④平成 20 年度の処理の概要

平成 20 年度に発生した一般廃棄物（ごみ）の排出量及び処理状況は次のとおりです。

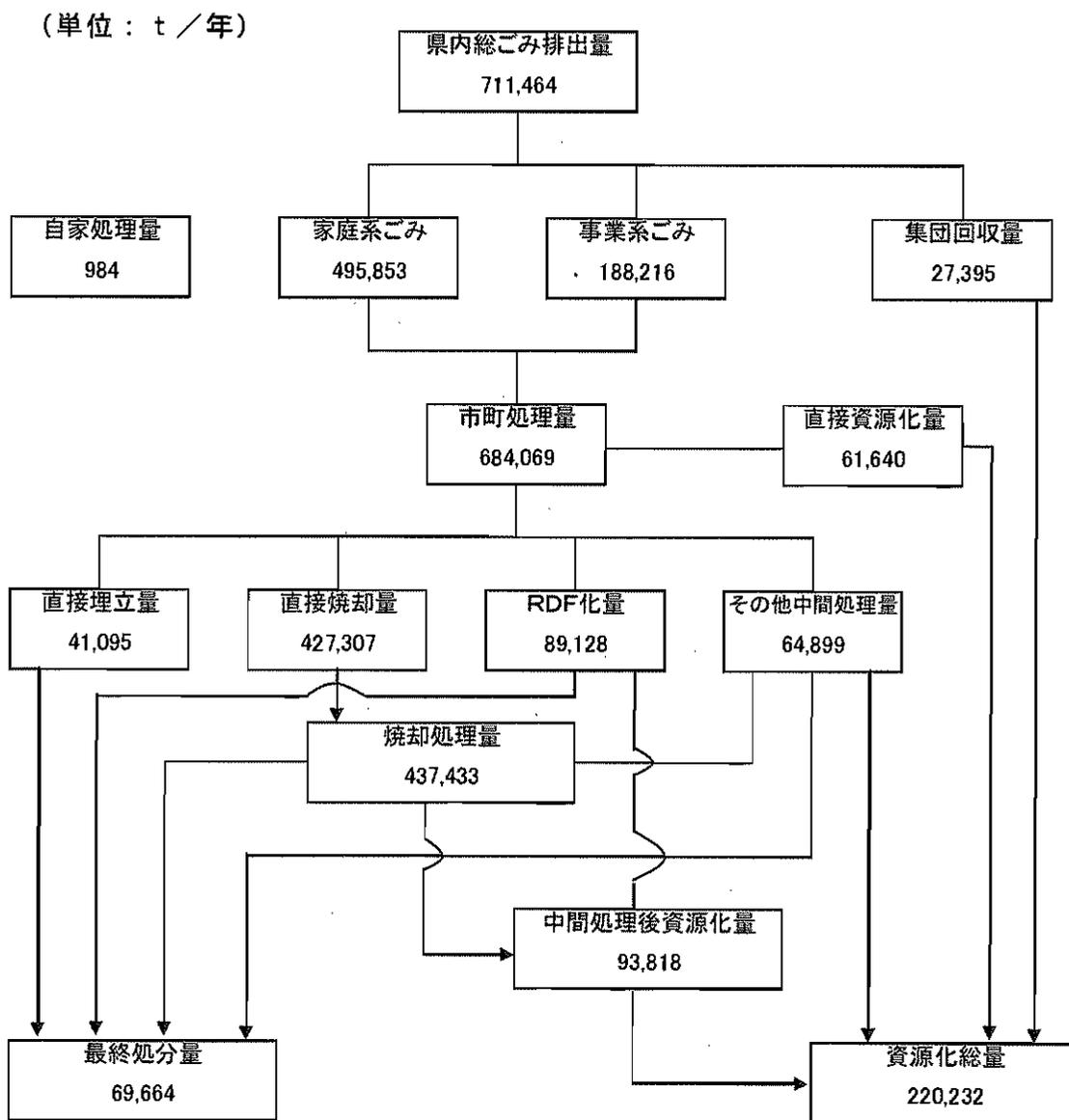


図 2-1-9 ごみ処理の状況（平成 20 年度実績）

表 2-1-1 市町における 1 人 1 日当たりのごみ排出量の状況
(単位：g/人・日)

市町名	H13 (2001) 年度	H19 (2007) 年度	H20 (2008) 年度
津市	1,439	1,186	1,080
四日市市	1,198	1,124	1,080
伊勢市	1,359	1,216	1,208
松阪市	1,145	1,066	1,076
桑名市	1,097	1,086	1,035
鈴鹿市	1,077	1,073	1,028
名張市	1,302	1,120	887
尾鷲市	1,230	1,193	1,186
亀山市	1,074	1,068	1,057
鳥羽市	1,903	1,596	1,597
熊野市	1,118	1,123	1,122
いなべ市	994	987	796
志摩市	1,225	1,178	1,170
伊賀市	1,203	876	897
木曾岬町	898	787	753
東員町	752	848	878
菰野町	1,113	903	870
朝日町	735	692	669
川越町	747	714	694
多気町	735	934	841
明和町	980	998	977
大台町	768	932	925
玉城町	997	964	919
度会町	727	774	783
大紀町	771	818	806
南伊勢町	1,103	1,035	981
紀北町	1,595	1,493	1,411
御浜町	920	876	828
紀宝町	845	894	862
県全体	1,199	1,093	1,043

表 2-1-2 市町における資源化率の状況

(単位：%)

市町名	H13 (2001) 年度	H19 (2007) 年度	H20 (2008) 年度
津 市	15.5	27.8	28.9
四日市市	19.6	27.5	26.7
伊勢市	15.3	28.3	27
松阪市	14.4	16.2	16.6
桑名市	18.9	63.7	61.6
鈴鹿市	18.4	25.6	25.7
名張市	16.3	6.2	11.4
尾鷲市	22.2	25.2	23.8
亀山市	38.8	38.4	32.7
鳥羽市	7.0	13.1	11.6
熊野市	24.6	32.9	33.2
いなべ市	20.3	35.3	34.6
志摩市	15.1	18.9	17.7
伊賀市	13.6	60.5	60.9
木曾岬町	17.3	67	64.6
東員町	8.8	65.3	58.5
菰野町	19.0	32.4	31.4
朝日町	26.3	27.4	27.7
川越町	24.4	28.2	25.3
多気町	31.0	40.3	43.2
明和町	23.6	31.5	28.9
大台町	66.6	69.5	69.5
玉城町	21.8	32.2	31.6
度会町	24.1	32.3	27.4
大紀町	46.0	62.7	62.5
南伊勢町	13.6	21.5	21.7
紀北町	31.2	44.8	39.9
御浜町	23.3	58.4	58.5
紀宝町	16.8	56.7	57.6
県全体	18.0	31.2	31.0

(3) 処理施設の状況

市町及び一部事務組合等によるごみ処理施設の整備状況は、平成 21 年 3 月 31 日現在で焼却施設 26 施設、RDF 化施設 7 施設、粗大ごみ処理施設 14 施設、資源化等を行う施設 58 施設及び最終処分場 39 施設となっています。

最終処分場については、平成 21 年 3 月 31 日現在の残余容量は 1,857,559^m³ であり、平成 20 年度の最終処分量から推計すると残余年数は約 18 年となっています。

表 2-1-3 処理施設の状況

施設の種類	施設数	処理能力
焼却施設	26 (1)	2,499 t/日
RDF 化施設	7	485 t/日
粗大ごみ処理施設	14	528 t/日
資源化施設	58	849.94 t/日
最終処分場	39	7,665,081 m ³

(注1) ()内は、ごみ発電を行う施設で内数です。

(注2) 市町及び一部事務組合等の施設数であり、民間施設は除きます。

2-1-2 一般廃棄物（し尿）

(1) 排出及び処理の状況

① 排出及び処理の状況

下水道や合併処理浄化槽の整備が進んできていることから、水洗化人口は年々増加しており、平成 20 年度の水洗化人口は 1,628,300 人（下水道人口：698,894 人、浄化槽人口：925,816 人、コミュニティプラント：3,590 人）で、総人口の 86.1% となっています。

また、非水洗化人口（し尿汲み取り等人口）は、平成 20 年度で 241,369 人となっており、総人口の 12.9% となっています。

合併処理浄化槽や農業集落排水処理施設等の整備に伴い、浄化槽汚泥の排出量は増加する一方、下水道の普及も相まってし尿の排出量は減少傾向にあります。

平成 20 年度のし尿等の排出量は 677,583k ℓ で、その内訳は、し尿が 190,712 k ℓ (28.1%)、浄化槽汚泥が 486,841 k ℓ (71.8%) などとなっています。

し尿及び浄化槽汚泥は、市町又は一般廃棄物処理業者が収集し、市町のし尿処理施設等で処理されています。

平成 20 年度に市町のし尿処理施設等で処理されたし尿等の量は、677,583 k ℓ で、内訳はし尿処理施設での処理量が 664,267 k ℓ (98.0%)、下水道投入が 13,048 k ℓ (1.9%) などとなっています。

廃棄物処理法施行令の改正に基づき、平成 19 年 2 月 1 日までにし尿等の海洋投入処分は全廃されました。

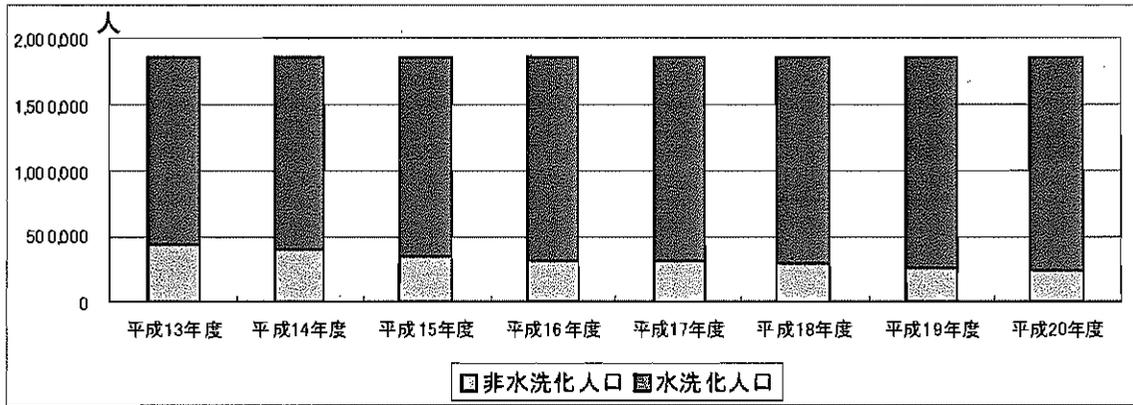


図 2-1-10 水洗化人口等の推移

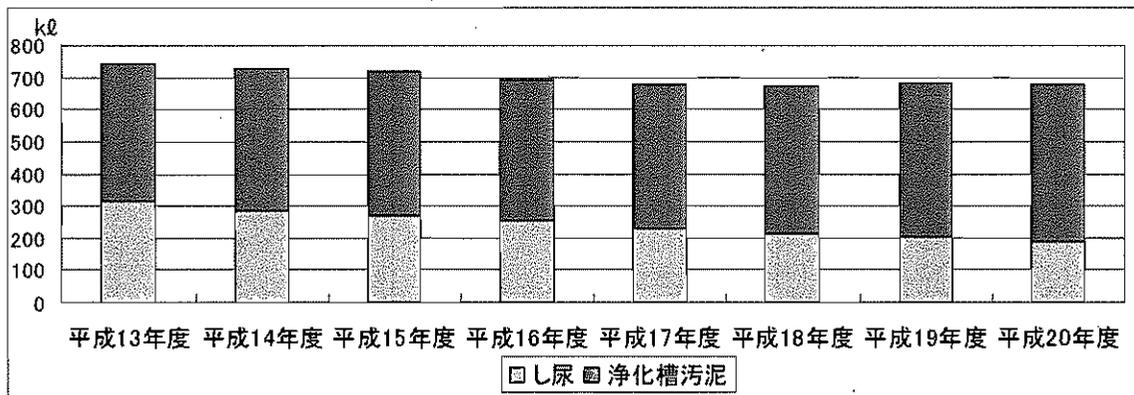


図 2-1-11 し尿等の排出状況の推移

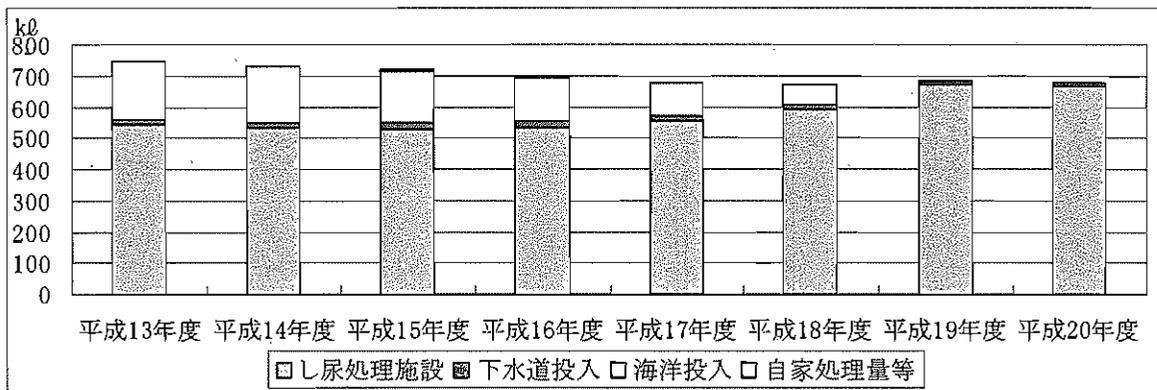


図 2-1-12 し尿等処理量の推移

②平成 20 年度の処理の概要

平成 20 年度に発生した一般廃棄物（し尿等）の排出及び処理状況は次のとおりです。

(単位 kℓ/年)

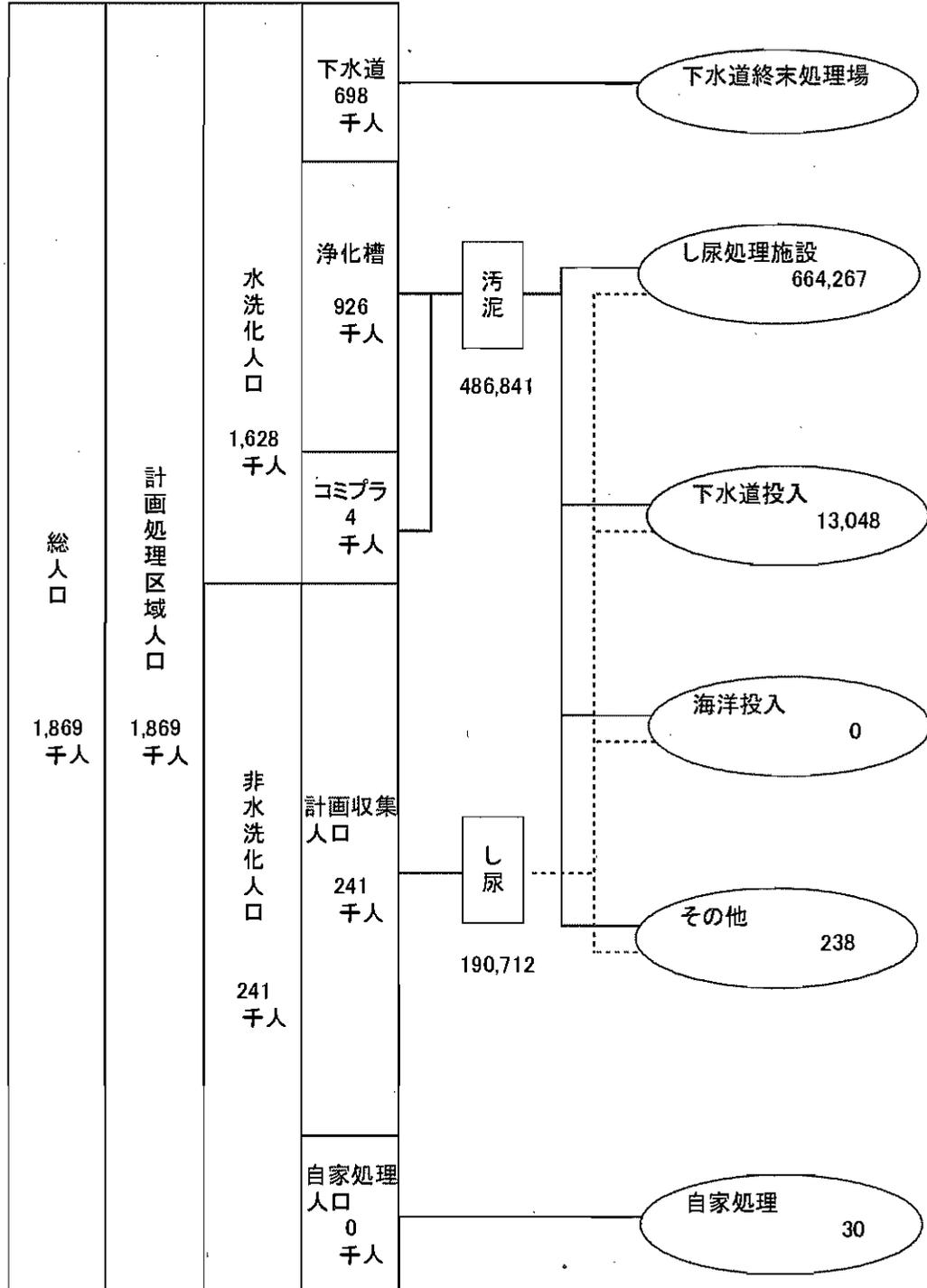


図 2-1-13 し尿等処理の状況 (平成 20 年度)

(2) 処理施設の状況

県内市町及び一部事務組合等によるし尿処理施設は、平成 21 年 3 月 31 日現在で 26 施設となっています。

し尿処理施設の総処理能力は、3,098 kl/日となっています。

2-1-3 産業廃棄物

(1) 排出及び処理の状況

県内の産業廃棄物の排出量は、平成3年度から平成12年度にかけて減少しましたが、平成12年度から平成20年度にかけて増加しました。これは、平成20年度ベースで排出量の約59%を占める製造業において、景気の伸長などが主な原因と考えられます。

再生利用量は、平成3年度から平成20年度にかけて、建設業から排出されるがれき類や木くず等の再生利用の拡大により増加しましたが、排出量も増加していることから、再生利用率は近年横ばいの状況です。

最終処分量は、平成3年度から平成20年度にかけて、長期的には概ね減少の傾向にあります。平成16年度に一時的に減少しているのは、主に県内の最終処分量の多くを占める企業のフェロシルトがリサイクル製品として流通していたことによるものです。また、平成20年度にはリサイクル製品の原料としていた無機性汚泥（アイアンクレイ）が従来どおり埋立処分に戻ったことに加え、リサイクル製品（フェロシルト）として一旦流通したものが埋立処分されたことから、最終処分量が多くなっています。

表 2-1-4 排出量等の推移（農業、鉱業を除く）（単位：千トン）

年 度	排 出 量	再生利用量（率）	最終処分量
平成3年度	3,760	743 (20%)	1,179
平成8年度	3,412	1,166 (34%)	780
平成12年度	3,267	1,131 (35%)	345
平成16年度	4,320	1,700 (39%)	168
平成20年度	7,014	2,673 (38%)	381
平成22年度 [目標値]	3,650	1,533 (42%)	170

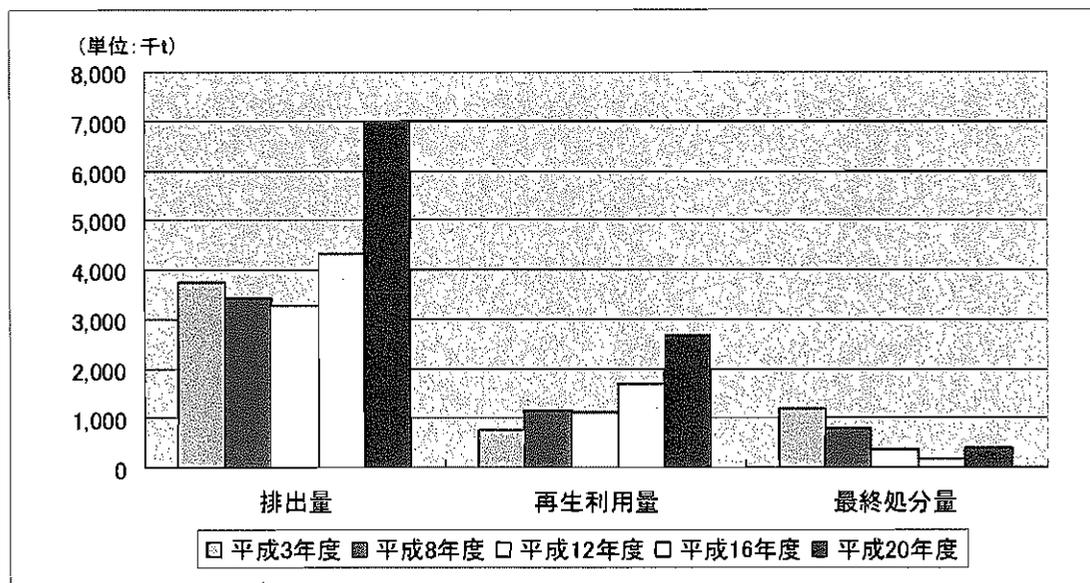


図 2-1-14 排出量等の推移（農業、鉱業を除く）

(2) 農業や鉱業から排出される産業廃棄物の扱い

本県では、従来から堆肥として農地還元される畜産農業から排出される家畜ふん尿や、脱水処理等を行ったうえで有効活用されている鉱業・砕石業・砂利採取業から排出される汚泥は、中間処理や最終処分といった通常の産業廃棄物の処理体制とは異なるため、これらの業種から排出される産業廃棄物については、これまで産業廃棄物の処理のデータから除いていました。

しかし、国のデータではこれらの業種からの産業廃棄物も含めており、この考え方と整合させることが望ましいため、今後の本県での産業廃棄物についてはこれらの業種も対象とするとともに、4章の「計画の目標」も同様に対象化します。

本県での農業や鉱業からの産業廃棄物も含めたデータについては、下表のとおりであり、限られたものとなりますが、上記(1)で記載したとおり平成20年度排出量や最終処分量は、平成16年度に比べ増加傾向となっています。

なお、農業や鉱業からの産業廃棄物も含めたデータは十分でないため、「(3)平成20年度の処理の概要」では、農業や鉱業分を除いたものとしています。

表 2-1-5 産業廃棄物の排出量等の推移(農業と鉱業を含めたもの)

(単位：千トン)

年度	排出量	再生利用量(率)	最終処分量
平成16年度	7,526	3,235(43%)	183
平成20年度	9,577	3,888(41%)	420

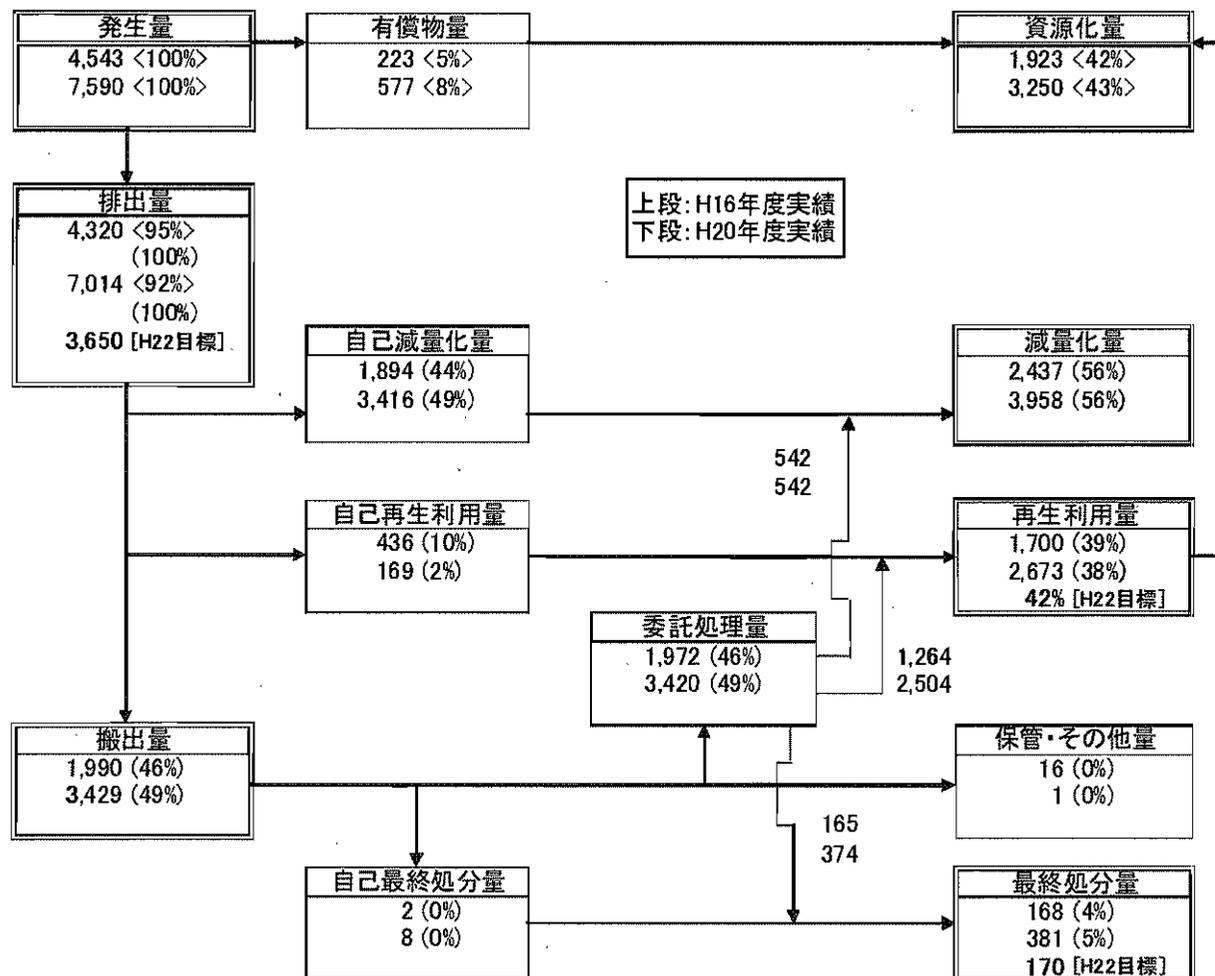
(3) 平成20年度の処理の概要

平成20年度の産業廃棄物の発生量は7,590千tで、有償物量577千tを除いた排出量は7,014千tとなっています。

排出された産業廃棄物は、中間処理を経て再生利用に回るほか、直接あるいは中間処理後に最終処分されます。

排出量7,014千tのうち、減量化量は3,958千t(56%)、再生利用量は2,673千t(38%)、最終処分量は381千t(5%)となっています。

(単位：千 t)



(注 1)、() 内は発生量に対する割合。() 内は排出量に対する割合。

(注 2) 上図の数値は千 t 未満を四捨五入しているため、総数と個々の合計は一致しない場合がある。

図 2-1-15 排出及び処理状況の概要 (農業、鉱業を除く)

①排出量

平成20年度の産業廃棄物の排出量は7,014千 t で、地域別に見ると四日市地域が2,221千 t (31.7%) と最も多く、次いで、伊賀地域 923千 t (13.2%)、桑名・員弁地域 866千 t (12.3%) などとなっています。平成16年度と比較して、熊野地域を除く全ての地域で増加しており、増加量が多いのは、四日市地域1,036千 t (87%)、伊賀地域534千 t (137%)、伊勢志摩地域291千 t (84%) の順となっています。

排出量を種類別に見ると汚泥が3,753千 t (53.5%) と最も多く、次いで、がれき類1,698千 t (24.2%)、ガラスくず等464千 t (6.6%) などとなっています。平成16年度と比較して増加しているのは、汚泥1,627千 t (76.5%)、がれき類46千 t (37.8%)、ガラスくず等331千 t (248.9%) などです。

また、業種別に見ると、製造業が4,171千 t (59.5%) と最も多く、次いで、建設業2,034千 t (29.0%)、電気・水道業760千 t (10.8%) などとなっており、3つの業種で排出量の99.3%を占めています。平成16年度と比較して増加しているのは、製造業1,888千 t (82.7%)、建設業603千 t (42.1%)、電気・水道業

195千t (34.5%) などです。

なお、農業からの排出量は 978 千t で、畜産農業から排出される家畜ふん尿がほぼ全量を占め、鉱業からの排出量は 1,585 千t で、そのうち汚泥が約 97% となっています。

(平成 16 年度)

(平成 20 年度)

(単位：千トン)

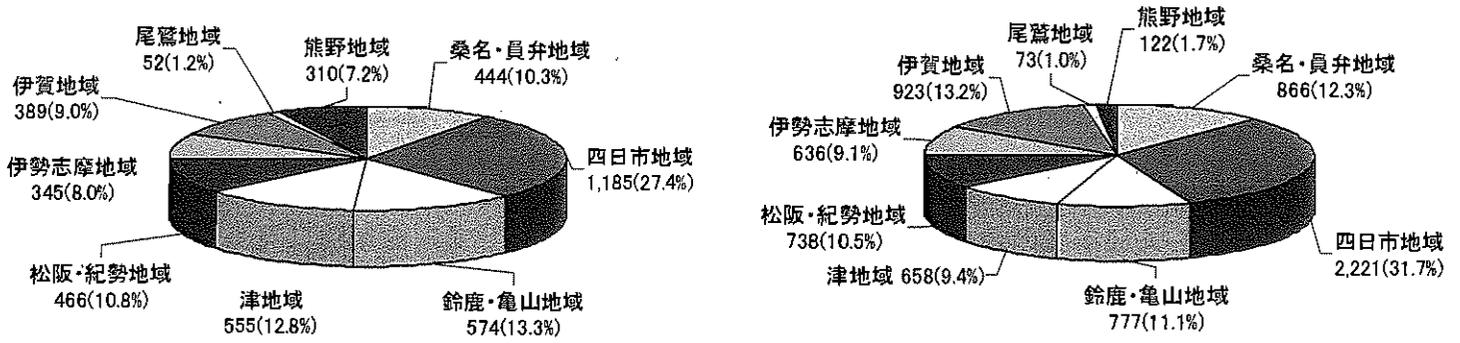


図 2-1-16 産業廃棄物の地域別の排出量 (農業、鉱業を除く)

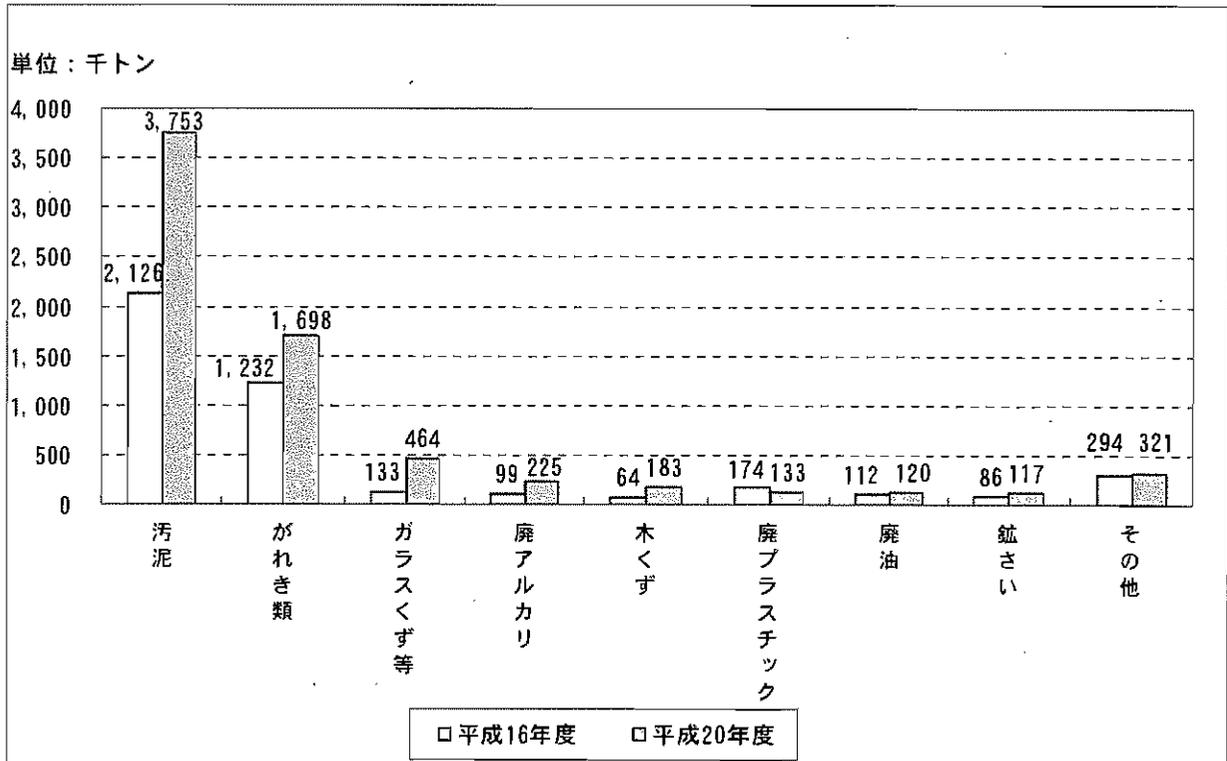


図 2-1-17 産業廃棄物の種類別の排出量 (農業、鉱業を除く)

(平成 16 年度)

(平成 20 年度)

(単位：千トン)

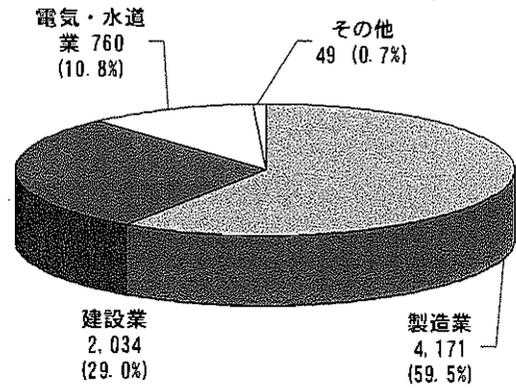
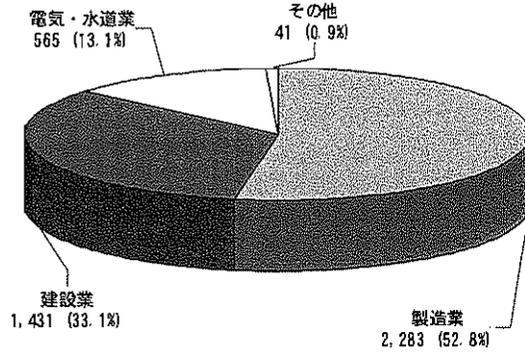


図 2-1-18 産業廃棄物の業種別の排出量 (農業、鉱業を除く)

②再生利用量

平成20年度の産業廃棄物の再生利用量は2,672千tで、種類別に見ると、がれき類1,596千t (59.7%) が最も多く、次いで、汚泥273千t (10.2%)、ガラスくず等215千t (8.0%) などとなっています。平成16年度と比較して増加しているのは、がれき類540千t (47.5%)、汚泥131千t (92.3%)、ガラスくず等111千t (106.7%) などです。また、再生利用の用途としては、再生骨材・路盤材 (がれき類、汚泥、ガラスくず等)、埋戻材・盛土材 (汚泥)、セメント原料 (汚泥) などが多くなっています。

平成20年度の再生利用率 (排出量に対する再生利用量の割合) は38.1%で、種類別に見ると、がれき類が94.0%と最も高く、次いで、鉱さい83.8%、廃プラスチック58.6%、木くず53.6%などとなっています。

また、業種別の再生利用量を見ると、建設業が1,802千t (67.4%) と最も多く、次いで、製造業776千t (29.0%)、電気・水道業71千t (2.7%) などとなっています。なお、農業では939千t、鉱業では276千tが再生利用されています。

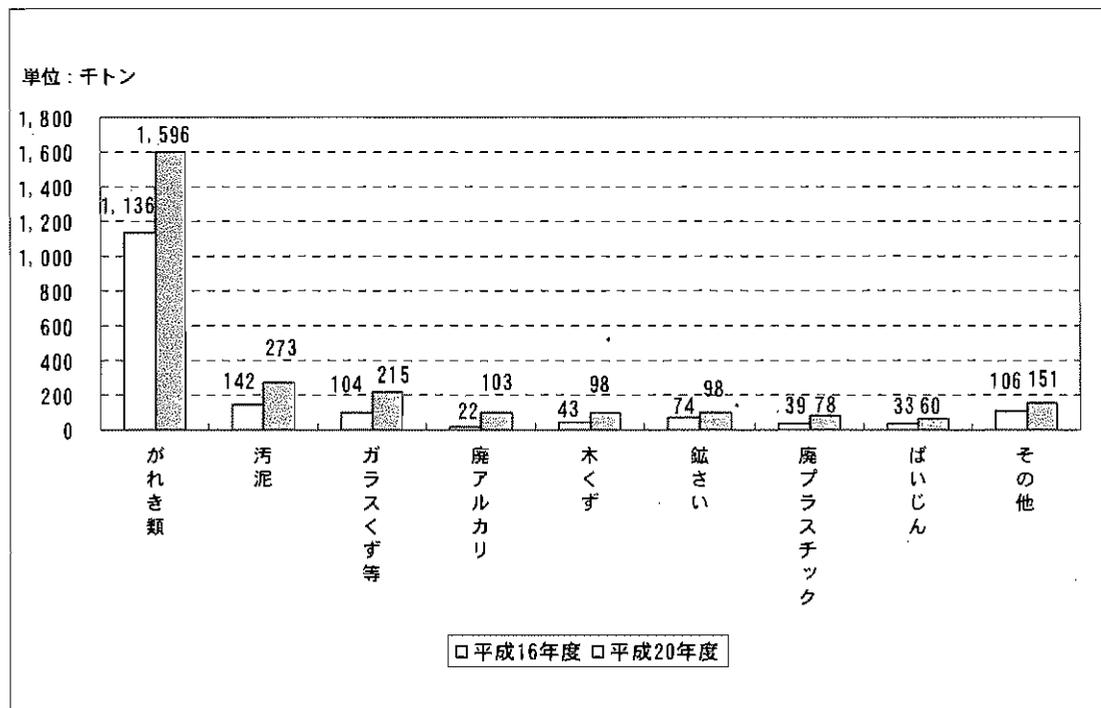


図 2-1-19 産業廃棄物の種類別の再生利用量 (農業、鉱業を除く)

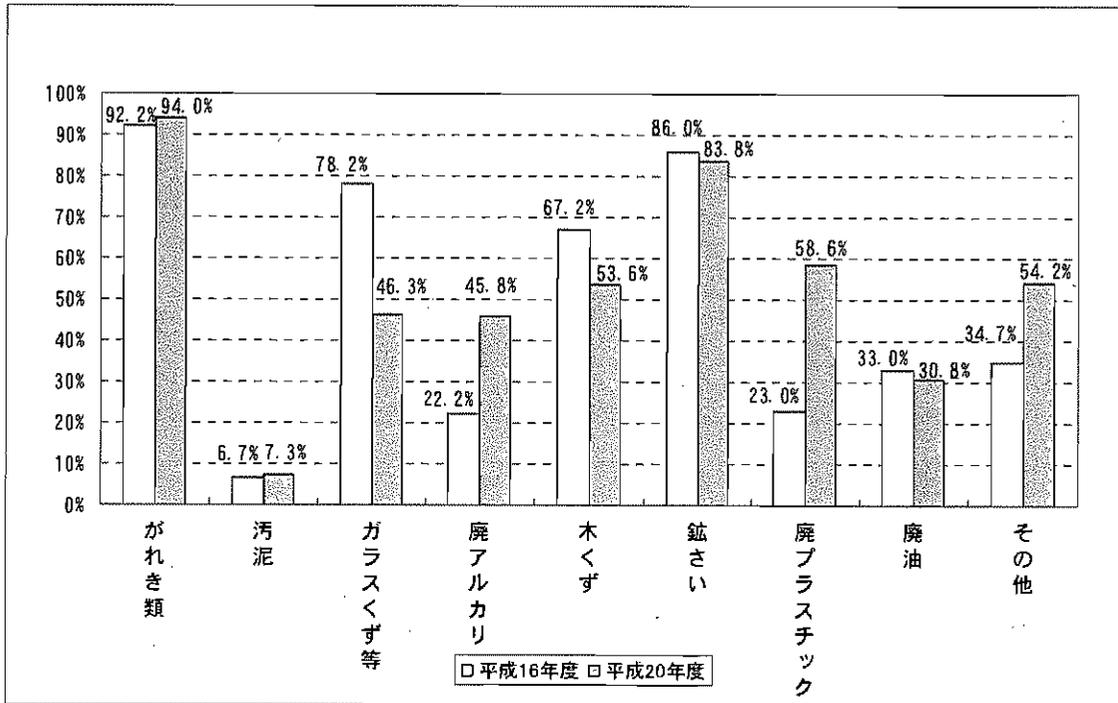


図 2-1-20 産業廃棄物の種類別の再生利用率（農業、鉱業を除く）

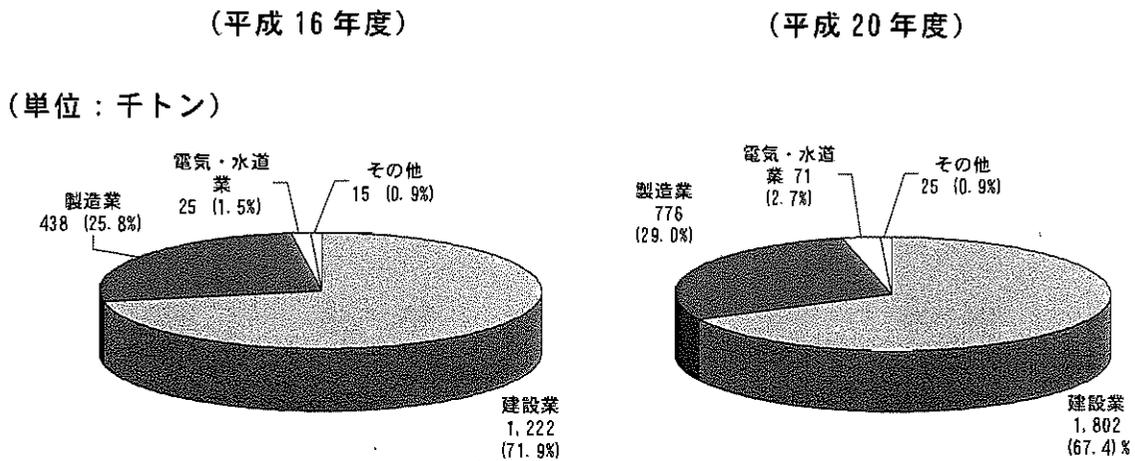


図2-1-21 産業廃棄物の業種別の再生利用量（農業、鉱業を除く）

③最終処分量

平成20年度の産業廃棄物の最終処分量は381千tで、種類別に見ると、汚泥301千t（79.0%）が最も多く、次いで、廃プラスチック類26千t（6.8%）、鉱さい14千t（3.7%）、がれき類13千t（3.4%）、ばいじん11千t（2.9%）、ガラスくず等10千t（2.6%）などとなっています。平成16年度の168千tと比較すると、213千t（126.8%）の増となっています。種類別に見ると、汚泥が229千t（318.1%）の増、がれき類は26千t（66.7%）の減となっています。

また、業種別に見ると、製造業が319千t（83.5%）と最も多く、次いで、建設業55千t（14.4%）、電気・水道業5千t（1.3%）となっています。平成16年度と比較すると、製造業が206千t（182.3%）、建設業5千t（10.0%）、電気・水

道業3千t（150.0%）それぞれ増加しています。

なお、平成20年度の農業と鉱業の最終処分量は、農業38千t、鉱業1千tとなっています。

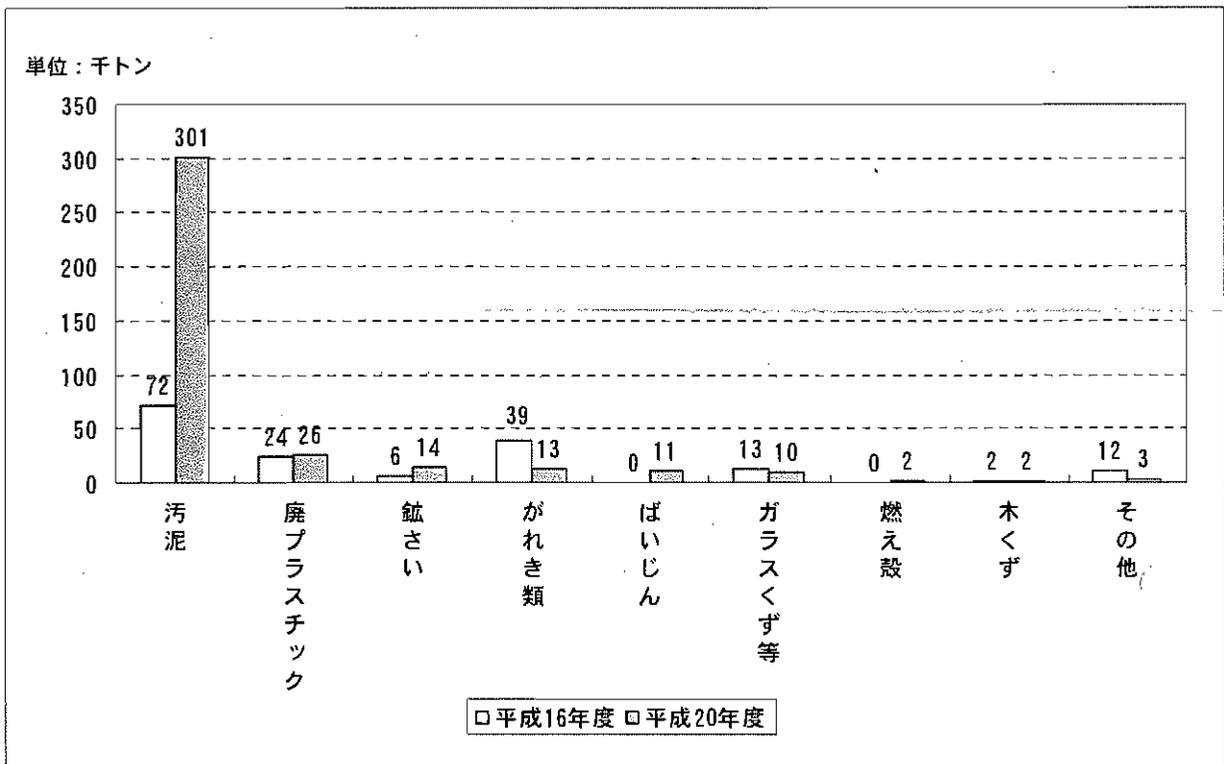


図2-1-22 産業廃棄物の種類別の最終処分量（農業、鉱業を除く）

（平成16年度）

（平成20年度）

（単位：千トン）

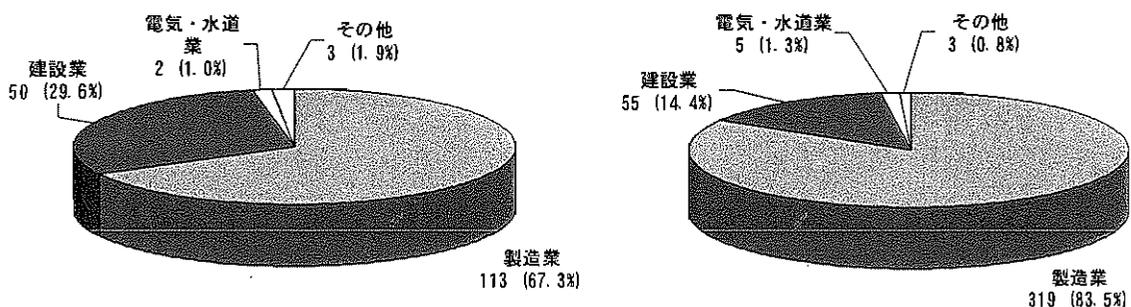


図2-1-23 産業廃棄物の業種別の最終処分量（農業、鉱業を除く）

(3) 産業廃棄物処理施設の設置状況

平成21年度末現在で、稼働中の中間処理施設は551施設あり、種類別では、汚泥の脱水施設が全体の31%を占め、その他は木くず・がれき類等の破碎施設、廃プラスチック類の破碎施設などが多く設置されています。

最終処分場は、雨水等にさらされてもほとんど変化しない廃プラスチック類、金属くずなどを埋め立てる安定型最終処分場11施設と、廃棄物の分解、溶出等の変化

に伴い汚水等が発生する動植物性残さ、汚泥などを埋め立てる管理型最終処分場5施設の合計16施設で埋立が可能です。平成21年度末現在の残余容量は90.5万 m^3 （安定型:20.6万 m^3 、管理型:69.9万 m^3 ）であり、年間処分量が18.7万 m^3 （安定型:1.2万 m^3 、管理型:17.5万 m^3 ）であることから、残余年数は4.84年（安定型:17.2年、管理型:4.0年）となっています。

表 2-1-5 種類別設置状況（平成 21 年度末）

	種 類	設 置 数	
中 間 処 理 施 設	汚泥の脱水施設	170	
	汚泥の乾燥施設	17	
	廃油の油水分離施設	9	
	廃酸・廃アルカリの中和施設	3	
	破碎 施設	廃プラスチック類の破碎施設	66
		木くず・がれき類の破碎施設	193
	小 計		259
	アスベスト等溶融施設	1	
	焼 却 施 設	汚泥の焼却施設	19
		廃油の焼却施設	20
廃プラスチック類の焼却施設		26	
その他産廃の焼却施設		27	
小 計		92	
計		551	
最 終 処 分 場	安定型最終処分場	11	
	管理型最終処分場	5	
	計	16	

（注 1）中間処理施設については稼動中の施設数、最終処分場については埋立可能な施設数。

（注 2）設置数は、複数の機能を持つ施設について、それぞれの項目で計上した延べ数。

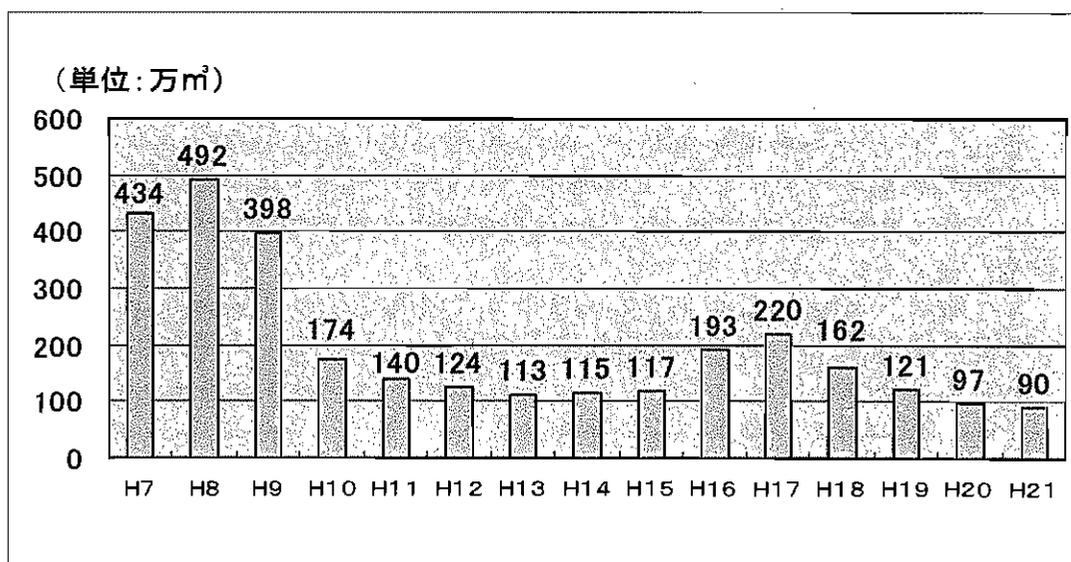


図 2-1-24 最終処分場の残余容量の推移

(4) 監視指導状況の推移

産業廃棄物の適正処理の徹底を図るため、排出事業者や処理業者等に対して監視指導を実施しており、体制の整備等により、近年、立入検査件数が増加しています。

こうした監視体制の強化・充実の他、県民からの廃棄物ダイヤル110番等の通報体制の整備、市町等との連携により、早期発見・早期対応を図ってきた結果、県内の不法投棄等の不適正処理の件数は減少傾向にあるものの、依然として後を絶たない状況にあります。

一方、このように投棄された廃棄物については、原因者や土地所有者に適正処理を求めることとなりますが、一旦投棄されると、行為者が不明の場合を含め、その回復に相当な時間を要します。

また、監視指導の目が届きにくい排出事業所内での不適正処理も発生しており、その対応も重要視されます。

表2-1-6 監視指導状況の推移

年 度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
不法投棄事案数（注1） （うち行為者不明事案 件数）	28	30	25 (9)	23 (12)	23 (17)
立入件数 （うち産業廃棄物処理 業者立入件数）	2,871	3,152	3,212 (1,189)	3,592 (1,725)	3,656 (1,758)
指導件数（注2） （うち文書による指導 件数）	1,015 (32)	1,581 (49)	1,556 (66)	1,441 (40)	1,162 (46)
監視人員（人）	19	20	20	20	20

（注1）不法投棄事案数は、各年度に新たに確認した件数。（指導が次年度以降に継続した場合も、不法投棄が行われた年度にのみ計上。）

（注2）指導件数は、口頭又は文書により指導した件数。

(5) 過去の不法投棄等への対応

過去に行われた産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障等が懸念されている11事案については、本県の総合計画「県民しあわせプラン」の重点事業として平成16～18年度に安全性確認調査を実施し、支障等の状況を把握しました。

その結果、支障又はそのおそれがあると判断された4事案については原因者に対し支障の除去等を行うよう措置命令を発出し、その他の7事案のうち、継続的に調査が必要と判断された事案については周辺環境等の調査を実施しています。

また、措置命令を発出した4事案のうち、1事案（四日市市大矢知・平津事案）については、地域住民とのリスクコミュニケーションを進めるとともに、引き続き原因者による措置が講じられるよう履行指導を行っています。3事案（四日市市内山事案2事案、鈴鹿市稲生事案）については、原因者による履行が困難等と判断して行政代執行による是正措置に着手しており、四日市市内山事案では緊急対策として

廃棄物層内で発生している硫化水素ガスの処理対策を実施し、鈴鹿市稲生事案では火災が発生して燻焼状態となった廃棄物を消火するための覆土工事を行うとともに廃棄物層内の温度やガスを測定して燻焼状態を確認するなどの維持管理を実施しています。

なお、安全性が確認された事案で、市が環境改善事業を実施した2事案については、その事業に対して支援を行いました。

安全性確認調査の対象11事案のほか、桑名市五反田地内の不適正処理事案では、これまで実施した地下水の揚水浄化による環境修復により平成19年度末に目標とした浄化レベルを達成しましたが、新たに環境基準に追加された物質による支障のおそれが判明したことから、平成22年6月に当該支障の除去等について措置命令を発出しました。また、津市芸濃地内の不適正処理事案では、平成19年2月に原因者に対して措置命令を発出し、履行指導を継続しています。

表 2-1-7 支障の状況を把握する調査を実施した事案ごとの措置等の概要

事 案 名		措 置 等 の 概 要	
安全性確認調査 対象11事案	4 措 置 命 令 発 出 事 案	四日市市大矢知・平津事案	措置命令発出 (H19. 1)
		四日市市内山事案 (2 事案)	措置命令発出 (H18. 3) 行政代執行着手 (H19. 2)
		鈴鹿市稲生事案	措置命令発出 (H18. 12) 行政代執行着手 (H20. 7)
	そ の 他 7 事 案	津市美杉事案	市による環境改善事業実施 (H17~19年度)
		鈴鹿市国分事案	市による環境改善事業実施 (H18年度)
		5 事案	必要に応じて継続的に周辺環境等 の調査を実施
そ の 他	桑名市五反田事案	措置命令発出 (H10. 5、H12. 12、H22. 6) 行政代執行着手 (H13. 6)	
	津市芸濃事案	措置命令発出 (H19. 2)	

(注) 四日市市内山事案については2つの事業者がそれぞれ事業を行っていたことから安全性確認調査では2事案として計上していますが、以下の記載では1事案と扱います。

2-2 県民や事業者の意識と行動

2-2-1 一般廃棄物

(1) 県民意識調査

県では、「ごみゼロプラン」に基づく取組を推進するための基礎資料とするため、ごみに対する県民の普段の取組や考え方について、平成16年9月、平成19年10月と平成22年7月にアンケート調査を行いました。

- 調査対象：地域特性などを考慮した県内15市町各500名、合計7,500名の選挙人名簿から無作為抽出した県民
- 回答率：平成16年度 51.6%；平成19年度 49.7%；平成22年度 42.7%
- 調査項目：暮らしの中での関心ごとや考えられる行動、現在行っているごみ減量やリサイクルの取組、今後の方策に対する意向 など

① 県民の意識

これまで行った3回の調査結果によると、それぞれ同様の傾向を示しており、今日の使い捨て社会に対して、「このままでいいのか」と疑問を感じる」が、約90%と非常に高く、「特に疑問は感じていない」はわずか4%程度となっています。

商品の容器包装についても、「もっと少なくしてほしいと思う」と約90%（「とてもそう思う」＋「少しそう思う」の計）が回答したのに対して、「そうは思わない」は5%（「あまりそうは思わない」＋「全くそうは思わない」の計）となっており、県民の多くが今日の社会や経済活動に疑問や不安感を感じていることがわかります。

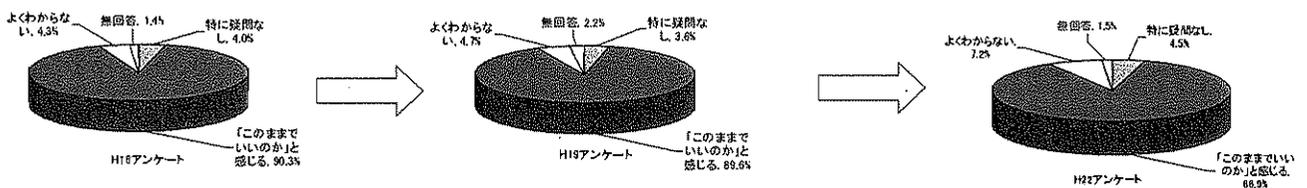


図 2-2-1 使い捨て社会に対する疑問

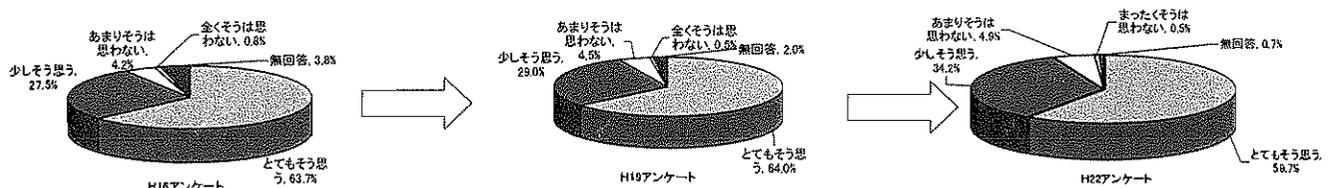


図 2-2-2 商品の過剰包装感

② 県民の行動

環境やごみのことは考えずに商品を選ぶかという問いに対しては、「当てはまる」が約60%（「よく当てはまる」＋「少し当てはまる」の計）、「当てはまらない」が約35～39%（「あまり当てはまらない」＋「全く当てはまらない」の計）となっています。

賞味期限切れによる食材廃棄についても、「ある」とする者が約60～70%（「よくある」＋「たまにある」の計）と高くなっており、「ない」とする者が約29～37%

(「あまりない」 + 「ほとんどない」の計) となっており、今日の社会や経済活動への疑問や不安感が行動に必ずしもつながっていない傾向が見られます。

なお、平成17年3月に策定したごみゼロプランの認知率は、平成19及び22年度の調査ではそれぞれ45.6%と36.8%となっています。

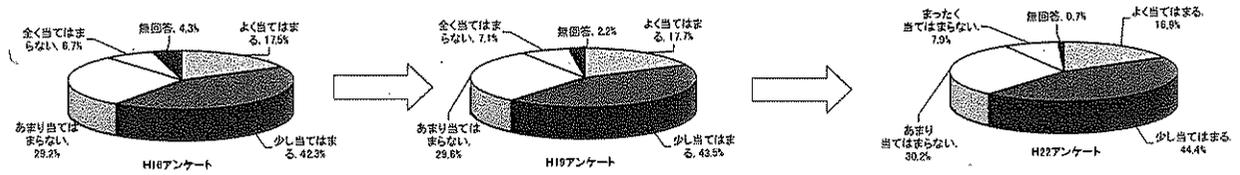


図 2-2-3 環境を考えない商品選び

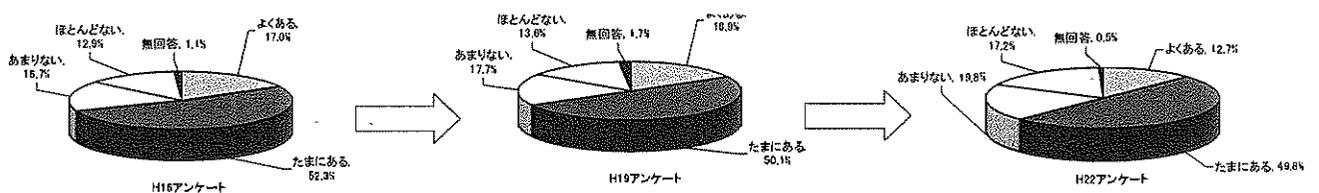


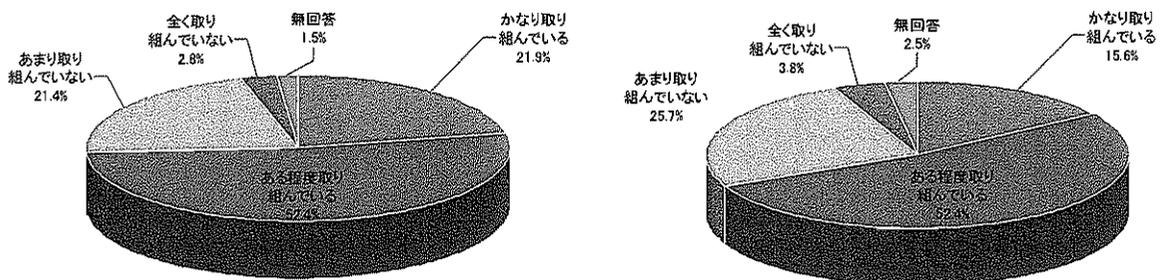
図 2-2-4 賞味期限切れによる食材廃棄

(2) 事業者意識調査

県では、「ごみゼロプラン」の策定にあたって、将来あるべき「ごみゼロ社会」の姿や実現に向けた具体的な施策を検討する際の基礎資料とするため、事業者の取組や考え方について平成16年11月と平成22年6月に調査を行いました。

- 調査対象：業種等を考慮して無作為抽出した県内2,550事業所（平成16年度）
2,000事業所（平成22年度）
- 回答率：平成16年度 42.5%，平成22年度 29.8%
- 調査項目：事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の減量やリサイクルの取組、事業所から出る事業系ごみの処理状況、事業所が資源として分別しているもの、今後の方策や意向 など

過去2回の調査結果によると、それぞれ同様の傾向を示しており、ごみの減量に「取り組んでいる」が約68～75%（「かなり取り組んでいる」＋「ある程度取り組んでいる」の計）、「取り組んでいない」が約21～30%（「あまり取り組んでいない」＋「全く取り組んでいない」の計）と約7割の事業者が減量化に取り組んでいます。規模別に見ても、それぞれの規模において、「取り組んでいる」が「取り組んでいない」を大きく上回っていますが、規模が大きくなるほど、「取り組んでいる」とする事業者が多く、100人以上の事業所では、90%以上となっています。



平成16年度

平成22年度

〈従業員規模別〉

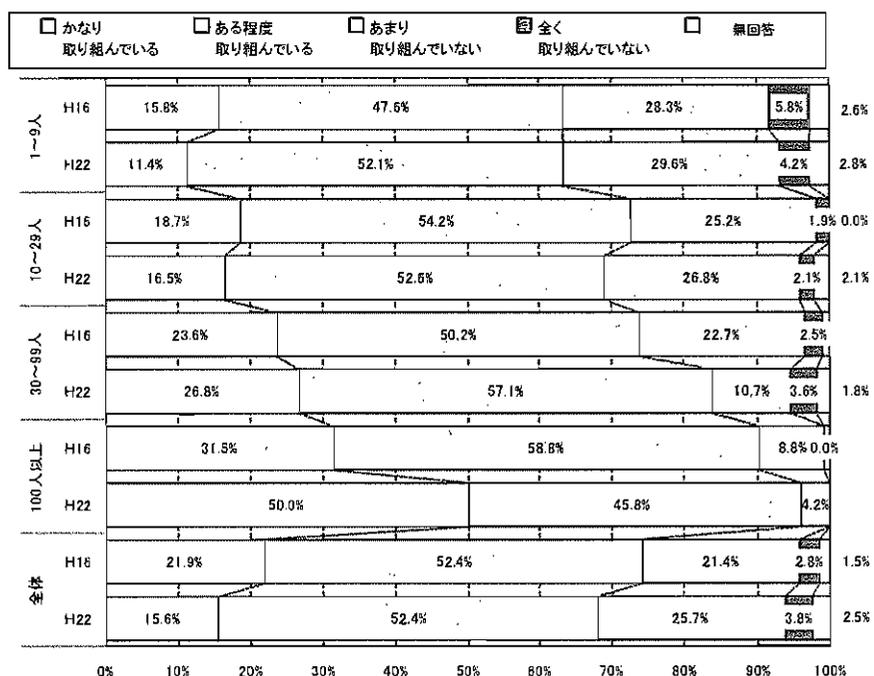


図 2-2-5 事業者の減量化への取組

「かなり取り組んでいる」、「ある程度取り組んでいる」と回答した事業所におけるごみ減量の取組内容は、「コピー用紙等の削減」が約 46～58%と最も高く、「ごみ箱の廃止、撤去（分別ボックス等の設置）」（約 31～38%）、「自動販売機設置者等による容器の引き取り」（約 27～45%）と続いています。

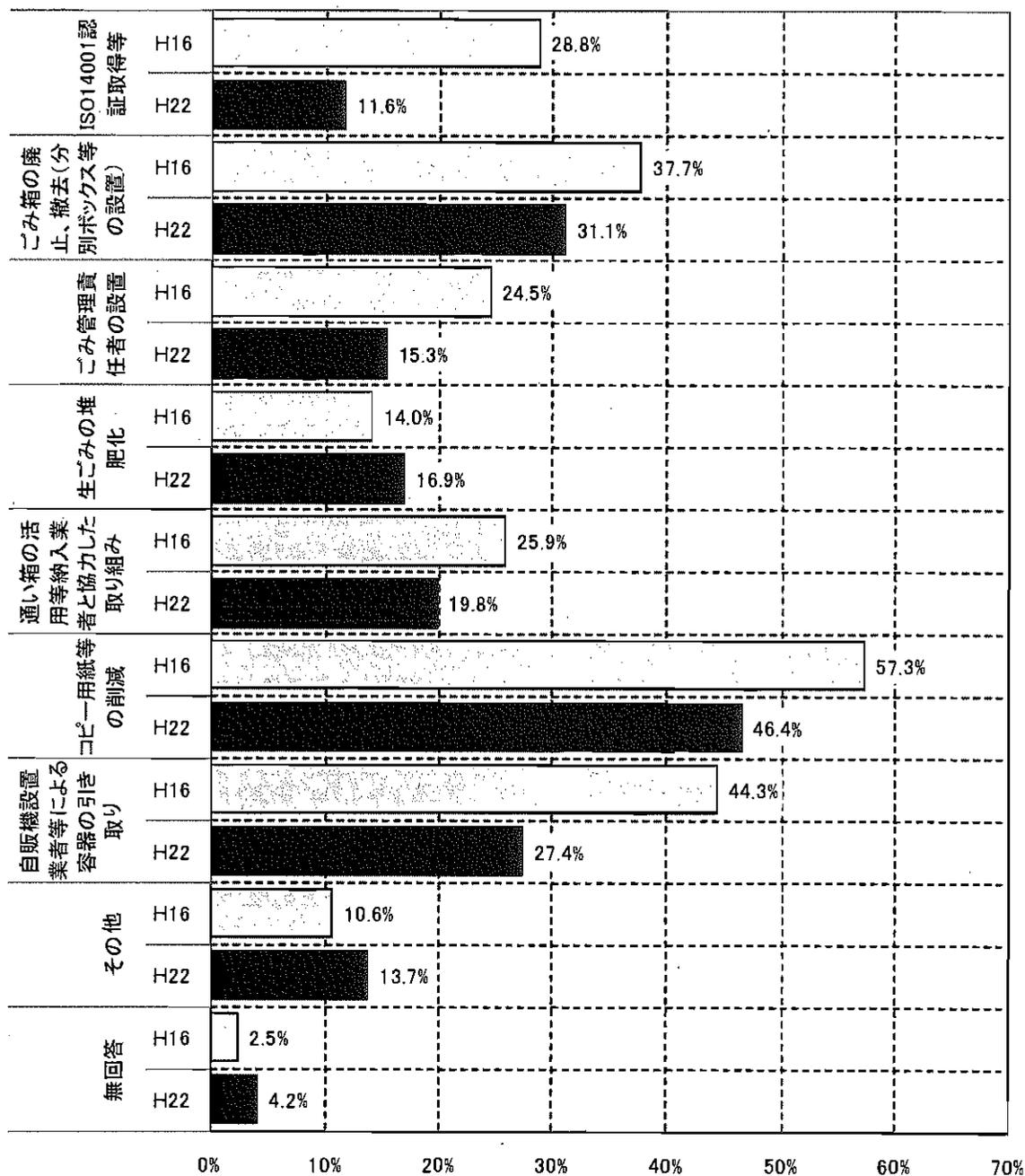


図 2-2-6 ごみ減量の取組内容

(3) NPO等団体のごみ減量化取組状況調査

県では、「ごみゼロプラン」推進の取組方向を検討する際の基礎資料とするため、NPO等団体のごみ減量化の取組状況について、平成22年8月に調査を行いました。

- 調査対象：県内NPO認証団体のうち、定款から「環境」に関連すると判断した団体及びごみゼロ交流会など「ごみゼロ」の取組に協力いただいている 188 団体
- 回答率：55.7%
- 調査項目：ごみの減量やリサイクルの取組状況、ごみ減量化の取組の連携相手、県に期待する役割 など

同調査によると、ごみ減量の取組状況については、生ごみ堆肥化事業、ごみ減量化やリサイクルに関する地域活動や行政施策への協力といった取組が、多くのNPO等団体で行われています。

また、廃食用油のリサイクル活動、環境学習・環境教育のツール・プログラム等の開発、行政の取組への参画等の活動も行われています。

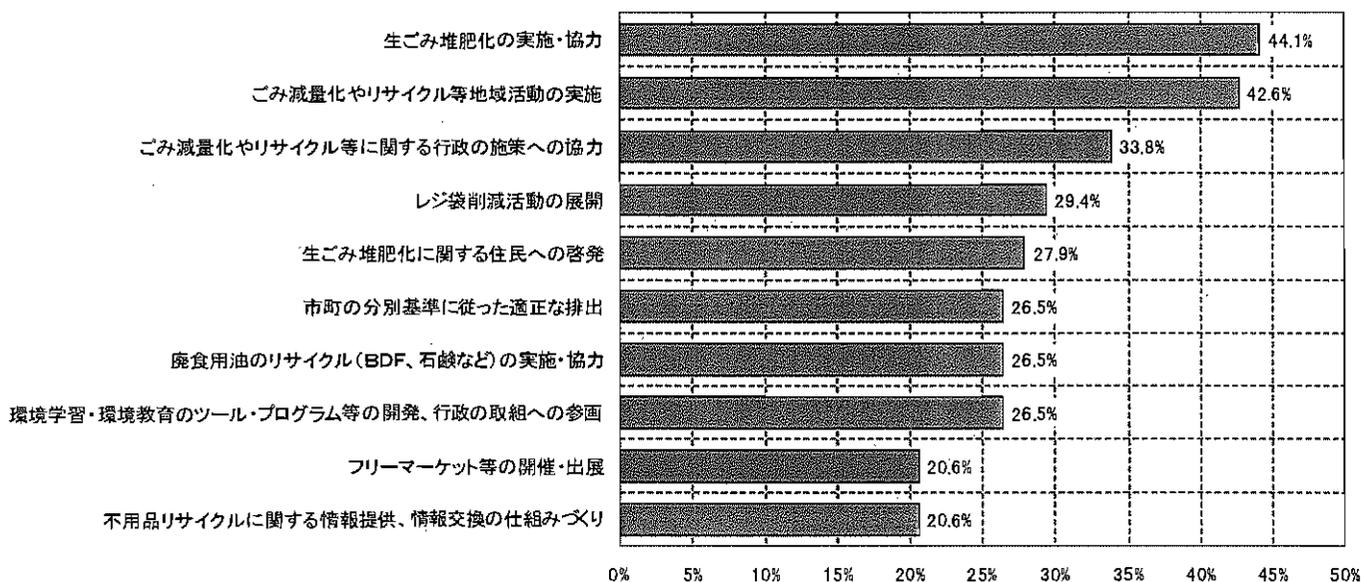


図 2-2-7 NPO等団体のごみ減量化の取組状況

県に期待する役割として、「全県的な啓発（キャンペーン等の実施）」が最も高く、「情報交換の場や機会の提供」、「調査研究や情報提供」が続き、多くのNPO等団体から県への協力が求められています。

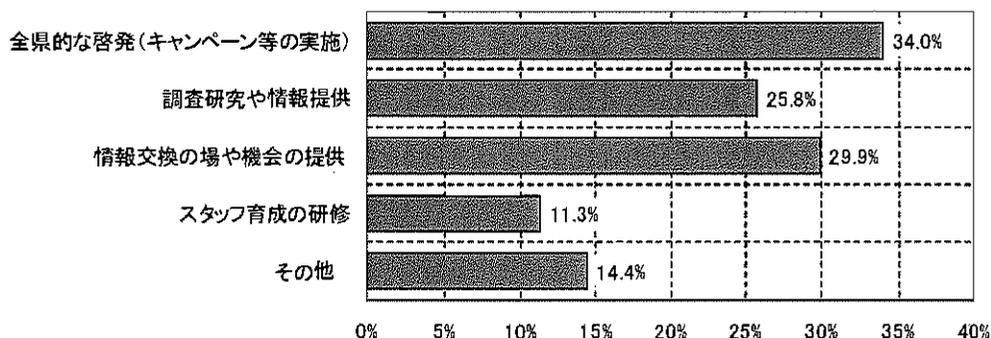


図 2-2-8 県に期待する役割

2-2-2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物に関する意識調査

県では、産業廃棄物の排出や処理に関する意識や実態を把握するため、県内の排出事業者や処理業者を対象にして、平成21年6月に「産業廃棄物に関する意識調査」を実施しました。調査内容は次のとおりです。

- ①調査対象 県内の排出事業者及び三重県の許可を有する産業廃棄物処理業者
- ②調査数 県内の排出事業者 6,055 産業廃棄物処理業者 177
- ③回答率 県内の排出事業者 31.2% 産業廃棄物処理業者 77.4%
- ④調査項目 産業廃棄物の発生抑制やリサイクル（再利用・再生利用）への取組、電子マニフェストの利用、産業廃棄物の発生・処理等に関する地球温暖化対策の取組、公共が関与する産業廃棄物の処理、今後の廃棄物の処理事業、事業内容等に関する情報提供と優良品評価制度への取組、災害、事故等に備えた措置、三重県の廃棄物関連施策

(2) 調査結果の概要

主要な調査項目である、発生抑制やリサイクル（再利用・再生利用）への取組、地球温暖化への取組及び県の廃棄物関連施策についての調査結果は次のとおりでした。

①産業廃棄物の発生抑制やリサイクル（再利用・再生利用）への取組

発生抑制については、「包装材・梱包材の使用量の削減」（64.8%）、「発生量低減のための製造工程の改善」（62.3%）、「製造工程から発生する廃棄物の有効利用の促進」（61.9%）の実施率が高く、「自己中間処理による減量化」は39.6%という状況です。

また、リサイクルへの取組状況は、「分別・選別徹底によるリサイクル等の促進」が81.8%、「再生品、再生資源の利用の促進」が73.9%であるのに対し、「リサイクルのルート構築や技術開発」が46%、「発生廃棄物を燃料とした熱回収」は21.7%という状況です。

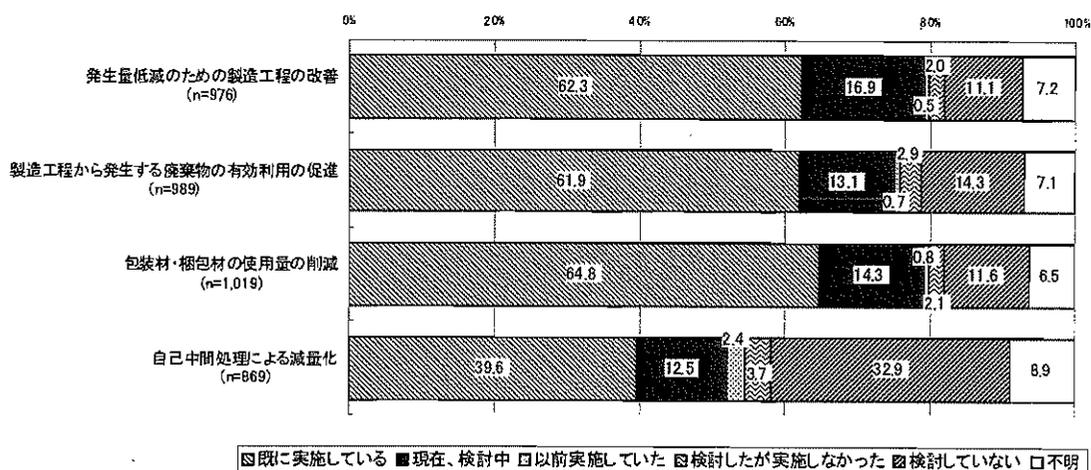
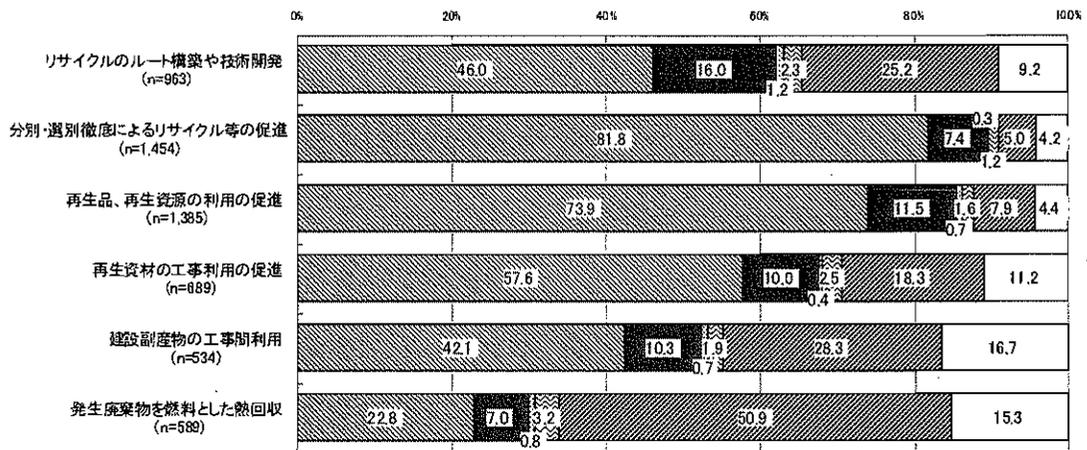


図 2-2-9 発生抑制への取組（全業種計）



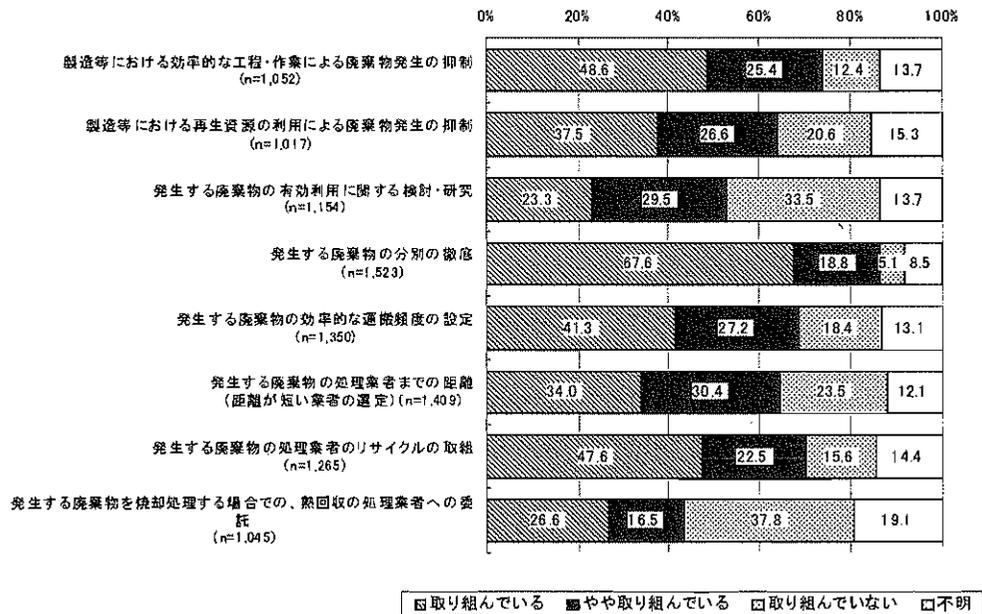
既に実施している ■ 現在、検討中 □ 以前実施していた □ 検討したが実施しなかった □ 検討していない □ 不明

図 2-2-10 リサイクルへの取組（全業種計）

②地球温暖化対策への取組

排出事業者が地球温暖化対策として実施する廃棄物の発生、運搬、処理の各段階における取組は、それぞれ「発生する廃棄物の分別の徹底」(67.6%)、「発生する廃棄物の効率的な運搬頻度の設定」(41.3%)、「発生する廃棄物の処理業者のリサイクルの取組」(47.6%)の実施率が高くなっています。「製造等における効率的な工程・作業による廃棄物発生の抑制」についても事業者の48.6%が取り組んでおり、事業者の地球温暖化対策への意識は、まず発生段階に注がれています。

産業廃棄物処理業者については、運搬、処理の段階で、それぞれ「収集運搬車のエコ運転と車両のこまめな点検」(59.8%)、「効率的・効果的な中間処理による運転作業の効率化と処理残さ量の抑制」(67.2%)の実施率が高くなっています。



取り組んでいる ■ やや取り組んでいる □ 取り組んでいない □ 不明

図 2-2-11 地球温暖化対策への取組（排出事業者）

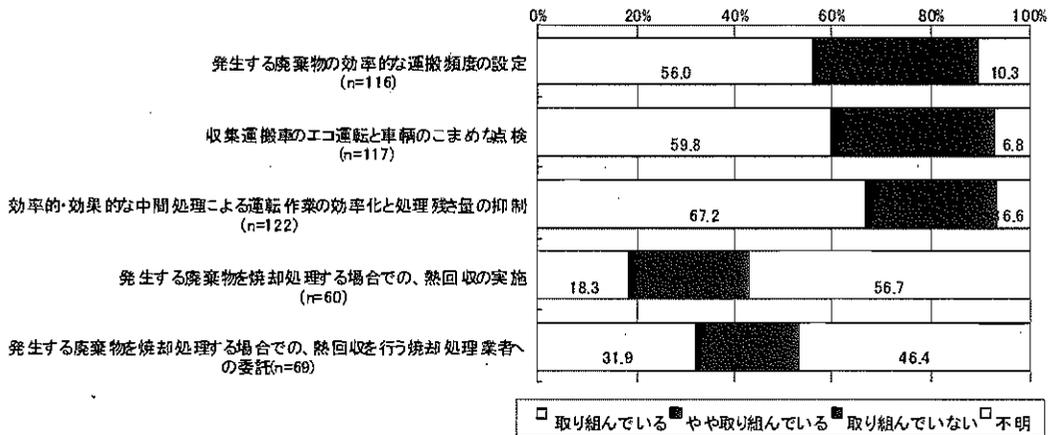


図 2-2-12 地球温暖化対策への取組（廃棄物処理業者）

③ 県の廃棄物関連施策

排出事業者が考えている県が行うべき廃棄物施策は、「不法投棄に対する監視強化と厳罰化」の割合が高く、77.4%となっています。その他、「廃棄物の適正処理に関する技術指導」(61.6%)、「廃棄物処理施設への立入による必要な指導」(57.8%)など、指導対応を求める項目が上位を占めています。

産業廃棄物処理業者の場合も、「不法投棄に対する監視強化と厳罰化」が、県が行うべき廃棄物施策であると考えており、その割合は 80.3%と、排出事業者よりも高くなっています。

その他の施策としては、「リサイクルや適正処理に関する啓発の推進」(72.3%)「優良な産業廃棄物処理業者の支援と育成」(66.4%)等が県に求められています。

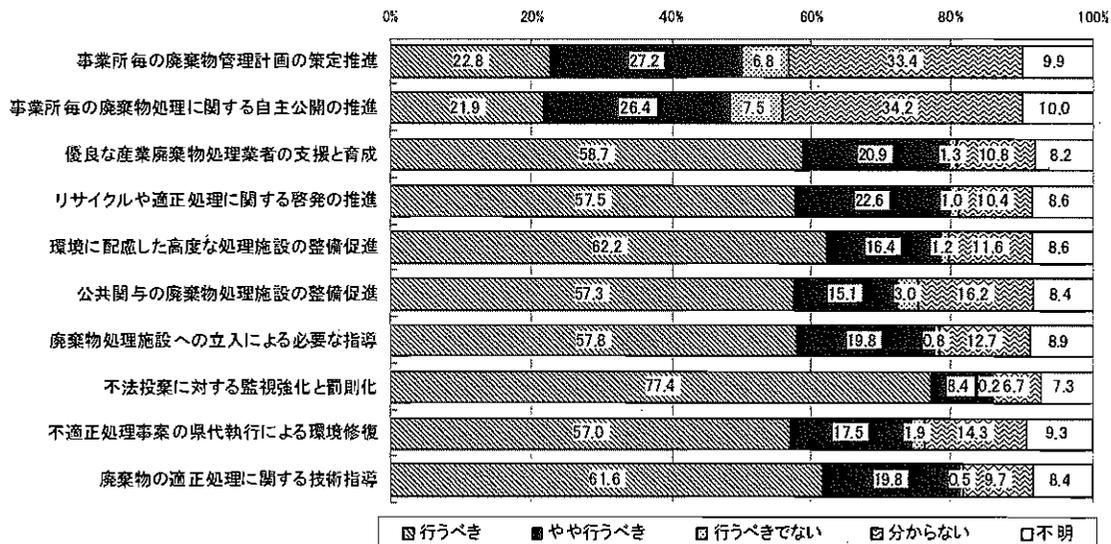


図 2-2-13 県が今後行うべき廃棄物に係る施策（排出事業者）

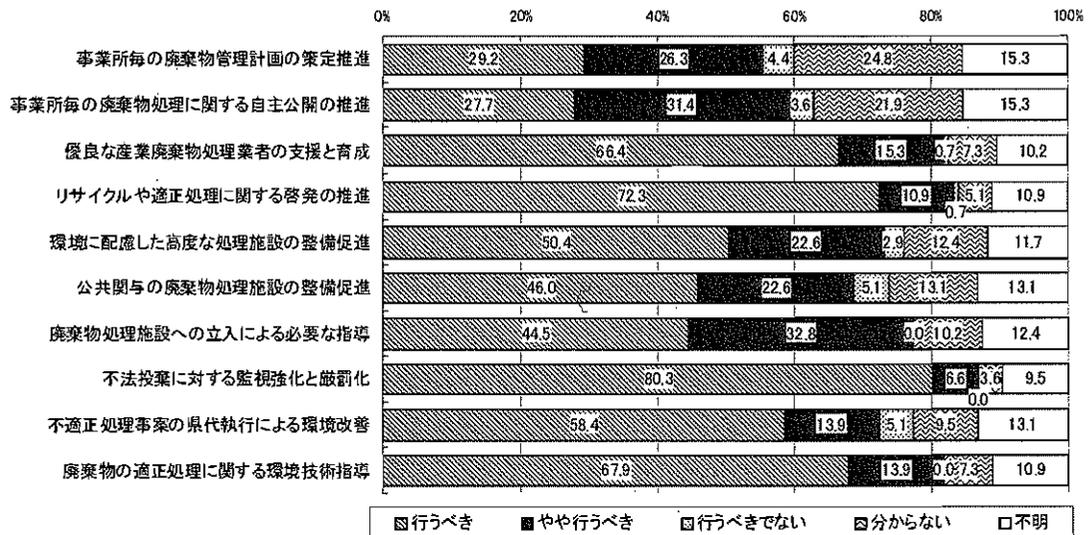


図 2-2-14 県が今後行うべき廃棄物に係る施策（廃棄物処理業者）

2-3 本県が取り組むべき循環型社会への課題

2-3-1 一般廃棄物

(1) 目標の達成状況

平成16年3月に策定した三重県廃棄物処理計画に掲げた数値目標のうち、「1人1日当たり排出量」及び「一般廃棄物の排出量」はともに、減少傾向を示しています。

「資源化率」は、増加傾向を示していますが、最近はやや横ばいで推移しています。

「最終処分量」は、平成13年度と比べ約6割減少しており、平成20年度の実績値では目標を達成しています。

表 2-3-1 目標の達成状況

指標名	平成13年度 (確定値)	平成20年度 (確定値)	目標 (平成22年度)	
			13年度比	
1人1日当たり排出量	1,157g	1,004g	-13.2%	910g
※(参考) 1人1日当たり排出量	1,191g	1,043g	-12.4%	—
一般廃棄物の排出量	786,340t	685,053t	-12.9%	610,000t
※(参考) 一般廃棄物の排出量	815,248t	711,464t	-12.7%	—
資源化率	18.0%	31.0%	—	40%
最終処分量	184,195t	69,664t	-62.2%	95,000t

※(参考) 環境省では、平成17年度から、廃棄物処理法に基づく「国の基本方針」との整合を踏まえた集計方法(P4図2-1-1の注2参照)に変更しているため、環境省の変更を踏まえた数値を掲載しています。

(2) 一般廃棄物に係る課題

(ごみゼロ社会の実現に向けた取組)

県では、概ね20年先の将来を目途に、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現をめざし、平成17年3月、住民、NPO等民間団体、事業者、市町村等の参画のもと、「ごみゼロプラン」を策定し、ごみ減量化等に取り組んでいるところです。特に、最終処分量については、平成13年度と比べると約6割と大きく減少し、すでに目標を達成していますが、ごみゼロ社会の実現に向けては一層の発生・排出抑制や資源化に取り組むなど引き続き循環型社会の構築をめざす取組が求められます。

①発生・排出抑制の推進

各主体のごみ減量化に向けた取組などにより、廃棄物の排出量は減少傾向にありますが、より一層の発生・排出抑制を進めることが必要です。

特に、家庭系ごみについては、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できる家庭ごみの有料化を導入している市町は29市町のうち、7市町とまだまだ全県的な広がりになっていません。(家庭系ごみの有料化導入割合：三重県 24%、全国平均 60%、平成20年度実績)

また、事業系ごみについても、ごみ処理実態に見合った適正なごみ処理単価にな

っていないことや、ごみ分別が徹底されていないなどの課題があります。

②循環的利用の推進

資源化率については、平成 14 年度以降、急激に上昇していますが、最近ではほぼ横ばいとなっており、一層の循環的利用の推進が必要です。また、その場合には、地域の特性やごみの性質に応じた最適な利用方法を選択することも必要です。

容器包装リサイクル法に基づく平成 20 年度の市町の分別収集の実施状況は、大半の品目については市町が策定した分別収集計画どおり進んでいます。プラスチック製容器包装（59.3%）、白色トレイ（48.0%）及び紙製容器包装（37.5%）は他の分別収集品目と比べ実施率が低いため、分別収集計画に基づく分別収集の実施が求められます。

また、家庭から排出される生ごみや廃食用油などの未利用資源の再生利用の取組は緒に就いたところであり、全県的な広がりとなっていません。また、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）の施行に対応した地域における事業者の食品廃棄物などの再生利用についても一層の取組が求められます。

循環型社会の構築に向けて、平成 12 年に循環型社会形成推進基本法が成立したことをはじめとして、容器包装リサイクル法などの各種リサイクル法や国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）などが成立し、排出者責任のみならず、拡大生産者責任の考え方のもとリサイクルの取組が推進されています。

このため、引き続き廃棄物処理法、各種リサイクル法や三重県リサイクル製品利用推進条例等の的確な運用を図るとともに、3Rをより推進するためにも、拡大生産者責任の考え方を取り入れた取組や制度の拡充が求められます。

③県民との協働とネットワークづくり

県民のごみに関する意識と行動との関係については、平成 16、19、22 年度に行った調査結果から約 90%の県民が今日の使い捨てて社会に疑問を感じていたり、商品の過剰包装について不安感を持っている一方、環境やごみのことは考えずに商品を選ぶとか、賞味期限切れによる食材廃棄を行うことがあると回答する県民が約 60～70%となっています。

両者の間には隔たりがあり、使い捨てて社会への疑問や大量生産・大量消費・大量廃棄をベースとした経済活動への不安感が県民のごみ減量化の行動に必ずしもつながっていない状況が見受けられます。

また、県民との協働については、これまで県民・NPO・事業者・行政などが一体となり、環境に配慮した行動へのきっかけづくりの一つとして進めてきたレジ袋削減の取組がほぼ県内全域に広がり、ごみ減量やCO₂削減に一定の効果が見られます。

今後、ごみ減量化の取組を一層進めるためには、一人ひとりがより環境に配慮したものの考え方や生活様式に転換することや、県民やNPOなど様々な主体が循環型社会の構築をめざして連携・協働することが必要です。

④一般廃棄物の広域的な処理の推進

一般廃棄物の処理については、本来市町の責務とされているところ、三重県では平成 9 年 1 月に国が策定した「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策（新ガイドライン）」に基づくごみ広域化計画（平成 10 年 10 月策定）を策定するなかで、先進的な環境施策として推進してきた RDF 化処理や溶融処理をダイオキシン対策の有効な処理方式として位置づけ、RDFの処理については、県が市町のRDF化し

たごみの受け皿として焼却・発電施設を整備し、市町におけるRDF化処理の導入を促進するとともに、市町のごみ焼却施設から発生する焼却灰の処理については、廃棄物処理センター熔融処理事業を進め、ダイオキシン類の削減などごみ処理の安全性を確保してきました。

県が事業主体であるRDF焼却発電事業については、引き続き施設の安全・安定運転に努めるとともに、モデル事業期間後の平成29年度以降については、事業継続に対する市町の強い要望を受け、現在、RDF運営協議会において、事業を継続する際の様々な課題について検討し、早急にその方向をとりまとめる必要があります。

また、RDF焼却発電事業は、平成29年度以降一定の時期に終了することになりますが、今後の県の一般廃棄物処理に対する役割や関与の考え方を明らかにする必要があります。

一方、財団法人三重県環境保全事業団（以下「事業団」という。）が行っている廃棄物処理センター熔融処理事業については、費用負担などの課題から平成23年度以降民間事業者での処理に移行することから、現事業期間内において円滑で適正な処理が行われるようにする必要があります。

⑤適正かつ効率的なごみ処理システムの構築

人口減少や高齢化等が進む中で、市町の財政状況は悪化しており、ごみ処理事業に係る経費削減が求められてきます。また、市町のごみ処理については、循環型社会の構築といった施策展開と相まって住民の関心が高まってきており、ごみ処理における各主体の役割分担や費用負担の面からも住民の理解と協力が得られるような事業の仕組みが求められます。こうしたことから、市町においては住民や事業者等との相互理解や連携を深めるとともに、市町においては引き続き環境保全を前提に、より効果的・効率的なごみ処理システムとなるようごみ処理システムの最適化に向けた取組が必要です。

また、適正な一般廃棄物の処理体制を確保するため、ごみ処理施設の整備を進めることや下水道の整備等に伴い経営基盤に著しい影響を受ける事業者に対する市町の対応の促進も求められます。

⑥災害廃棄物等の適切な処理体制の構築

東海地震、東南海地震、南海地震などの大規模災害が発生した場合、個別の市町だけで適切な処理を行うことは困難であり、災害廃棄物を適切かつ迅速に処理するためには、広域的な応援体制を構築していくことが必要不可欠です。

県では、災害廃棄物の処理に関する広域的な応援体制の整備として、市町等や関係団体（事業団、社団法人三重県産業廃棄物協会、三重県環境整備事業協同組合）と協議し、平成15、16年度に、災害等廃棄物の処理に関する応援協定等を締結しました。

今後、大規模な災害発生に備え、県、市町等においては、想定される被害を勘案しながら、災害廃棄物を適切かつ迅速に処理するための処理体制の検討や整備を進めていく必要があります。

また、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が平成21年に施行されており、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制をはかる必要があります。

2-3-2 産業廃棄物

(1) 目標の達成状況

平成16年3月に策定した三重県廃棄物処理計画に掲げた数値目標のうち、産業廃棄物の「排出量」は、景気の伸長などに伴い、平成20年度は平成12年度に比べて大きく増加しています。

「再生利用率」については、建設業からのがれき類や木くず等の再生利用の拡大により再生利用量は増加しているものの、排出量も増加していることから、近年は横ばいで推移しています。

「最終処分量」は、平成20年度は平成12年度に比べて、1割ほどの増加となっています。これは、県内の最終処分量の多くを占める企業の無機性汚泥（アイアンクレイ）が、リサイクル製品（フェロシルト）として流通していたものの、平成20年度にはアイアンクレイが従来どおり埋立処分に戻ったことに加え、リサイクル製品として一旦流通したフェロシルトも産業廃棄物として埋立されたことなどにより、最終処分量が多くなったものです。

以上のことから、平成22年度の目標達成に向けて、引き続き産業廃棄物の発生抑制や再生利用に係る取組を推進していく必要があります。

表 2-3-2 目標の達成状況（農業、鉱業を除く）

指標名	平成12年度	平成20年度	平成12年度比	平成22年度 (目標)
排出量	3,267千t	7,014千t	215%	3,650千t
再生利用率	35%	38%	—	42%
最終処分量	345千t	381千t (234千t)	110% (68%)	170千t

(注1) 現行計画（H16年度～H22年度）策定時の現状データは、平成12年度データを使用。

(注2) 平成20年度の（ ）は、フェロシルトを除いた実績値。

(2) 産業廃棄物に係る課題

産業廃棄物の排出量及び処理状況は、景気動向などの影響を受ける傾向がありますが、産業廃棄物の発生抑制や再生利用に係る取組を進めていくためには、産業廃棄物の3Rの推進と適正処理の確保など、循環型社会の構築のための施策の展開が求められています。

①産業廃棄物の3Rの推進

県においてはこれまで、産業廃棄物に係る3Rや適正処理の推進のため、多量排出事業者等に対する適正管理計画の策定指導や、一般廃棄物も含め県内から発生する廃棄物のリサイクルを促進するため、リサイクル製品認定の制度を設け、県としてもリサイクル製品を優先使用するよう努めてきました。

平成20年度における産業廃棄物の排出及び処理状況は、特殊要因であるフェロシルトを除外すると最終処分量は減少する傾向にあるものの、排出量は増加している

ことから、平成 22 年度の目標値達成に向けて一層の 3 R 推進への取組を進める必要があります。

このため、発生段階での対策を進める排出事業者への排出事業者責任の徹底と廃棄物リサイクルガバナンス（以下「WRG」という。）などの自主的な取組を求めるとともに、低炭素社会等の形成にも繋げていくよう、さらに排出抑制及びリサイクル推進等に関する施策を展開していく必要があります。

また、低炭素社会形成や未利用資源や再生可能エネルギーの利用等の推進のため、バイオマスの利活用等も含めた先進的な取組の推進も、今後求められるところです。

②産業廃棄物の適正処理の確保

産業廃棄物の適正処理を確保するためには、排出事業者責任を徹底していくことが重要であることから、産業廃棄物の処理状況を的確に把握・確認することが可能な電子マニフェストの普及を促進する必要があります。

平成 20 年度において、本県における電子マニフェストの普及率は全国の普及率よりは高いものの、今後一層の電子マニフェストの普及に向けた取組が求められています。

また、廃棄物処理に対する不安感・不信感を解消するため、廃棄物処理法で情報公開が義務づけられていない処理業者が設置する廃棄物処理施設の維持管理状況や処理業者の処理実績等に係る情報公開を促進していく必要があります。

一方、PCB 等の有害又は処理困難な廃棄物も含め、県内で排出される産業廃棄物の処理に必要な施設・体制の整備促進が必要です。廃棄物処理施設のうち最終処分場については、北勢地域を中心とした県内産業活動の維持を図るための基盤施設として、また、災害時の廃棄物の受け皿として、事業団による管理型最終処分場の整備完了に向けた取組を継続していく必要があります。

さらに、排出事業者が安心して産業廃棄物の処理を委託できるようにするためには、優良な処理業者の育成が重要となることから、県内の廃棄物処理業者の優良化及びその活用が進むよう施策を展開していく必要があります。

③産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進

廃棄物処理法等の改正による規制の強化や不法投棄等の未然防止・拡大防止に関する施策の推進により、県内における不法投棄等不適正処理事案の件数は近年減少傾向にあり、大規模な不法投棄等は減少しているものの、小規模のゲリラ的な投棄などその手口が巧妙化し、行為者が不明な事案が増加しています。

また、経済情勢の低迷等により、事業者等の経営環境が悪化することによる不法投棄等の増加が懸念されます。

このような不法投棄等不適正処理事案については、未然防止とともに早期発見・早期対応が重要であり、監視・指導体制の強化をはかるとともに、排出事業者に対しては適正処理推進のため事業者のコンプライアンスが徹底されるよう働きかけていくことが必要です。

一方、不法投棄等不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障やそのおそれがあるものについては、原因者に対して措置命令を発出し支障の除去等を命じていますが、適切に是正措置が講じられるよう引き続き履行指導や監視を行う必要があります。

原因者による措置が困難等の場合については、支障の程度等を踏まえたうえで行政代執行による是正措置を実施していくとともに、既に着手した事案については、早期の是正に向けて適切な支障の除去等事業を進めていく必要があります。

また、是正措置の実施にあたっては地域の理解の促進等を図るため、地域住民と

のリスクコミュニケーションが不可欠です。

第3章 基本理念と取組方向

3-1 基本理念

大量生産、大量消費型の社会経済活動により大量の廃棄物が発生したことに伴い、不法投棄等の不適正処理が頻発するなど、廃棄物を取り巻く諸課題への対応が求められています。

また、同時に自然破壊や地球温暖化などの地球規模の環境問題が提起され、持続可能な循環型社会の構築に向け一層の取組が必要とされています。

このため、県内で発生する廃棄物の処理等に関する今後の対応方向として、「もったいない」という、ものを大切に長く使おうとするなど、環境文化の醸成に努めながら、県民、事業者、行政の緊密な連携のもと、これらの課題や対応について共通の認識を深め、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rをさらに推進するとともに、どうしても循環的利用ができない廃棄物については適正処理を進めます。

また、今後の再生利用については、地域で循環可能な資源はできるだけ地域で循環させ、それが困難な場合には循環の環を広げていくといった考え方も取り入れる必要があります。

こうした考え方により、廃棄物の減量化や再生利用を推進することによって、温室効果ガスの排出を抑制し、省資源・省エネルギー化を進め低炭素社会の形成に繋げていくこと、また、廃棄物処理に伴う環境への負荷を低減して自然共生社会の形成にも繋げていくことで、循環型社会の定着が実感できるよう取組を進めます。

本計画では、廃棄物の処理等に関する4つの施策の取組方向を設定し、必要な施策を展開しながら、「循環型社会の構築」に向けて取り組んでいきます。

（4つの取組方向）

- I ごみゼロ社会の実現
- II 産業廃棄物の3Rの推進
- III 産業廃棄物の適正処理の確保
- IV 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進

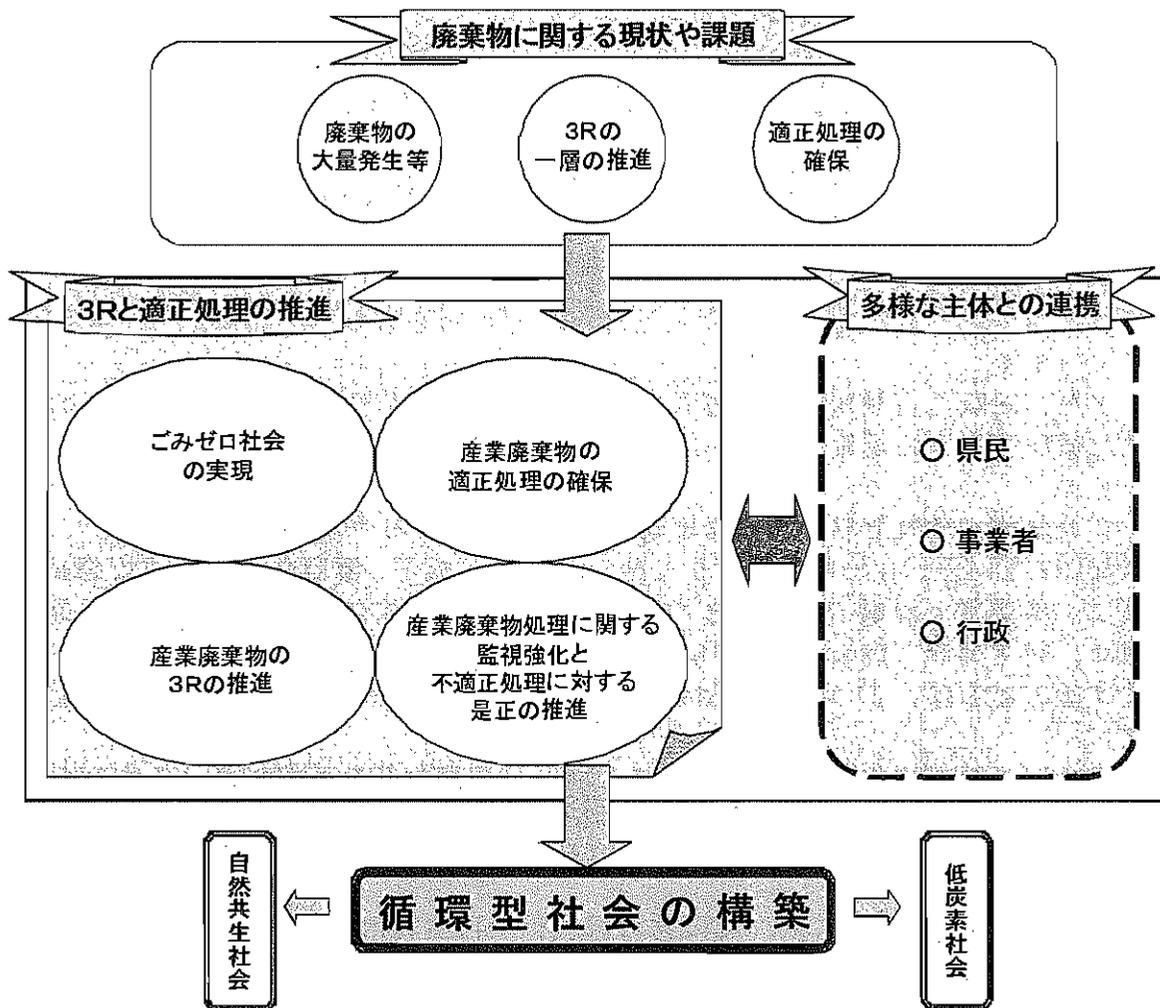
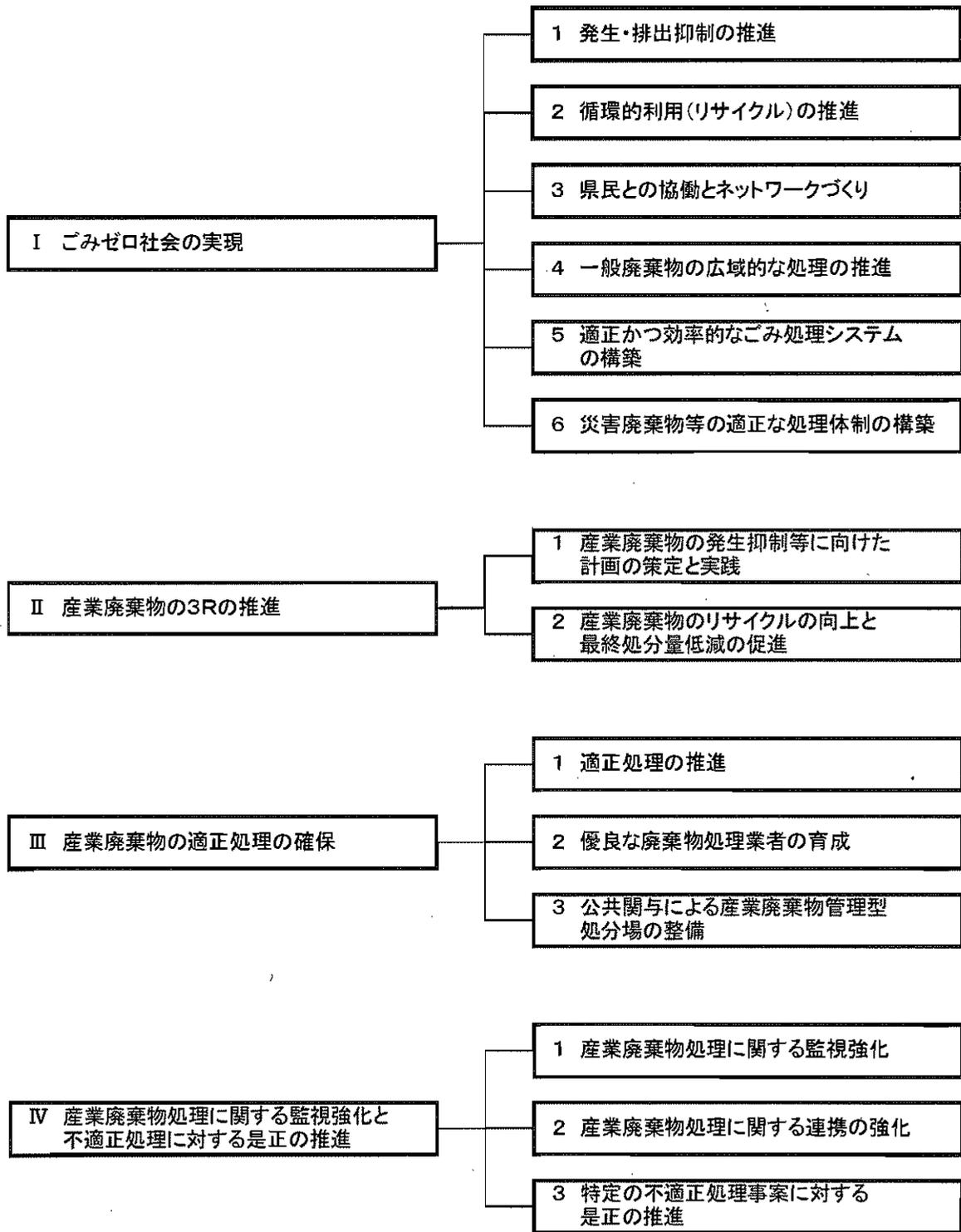


図 3-1-1 基本理念のイメージ図

三重県廃棄物処理計画の施策体系

[施策の取組方向]

[施策]



3-2 循環型社会形成のための施策の取組方向

3-2-1 ごみゼロ社会の実現

[10年間の取組方向]

低炭素社会や自然共生社会の構築にもつながる「ごみゼロ社会」の実現のためには、住民・NPO等団体・事業者・行政など多様な主体が、日常生活や事業活動において環境に配慮した生活様式や事業活動へ転換するなどの取組を進める必要があります。

このため、多様な主体との連携・協働のもと、発生・排出抑制、再使用、再生利用の取組を実践するなど3Rを更に推進し、資源循環を基調とした地域社会の仕組みをつくとともに、「もったいない」という気持ちやものを大切にする文化を育むための取組を進めていきます。

10年先を見据え、5年間で取り組むべき施策の方向を次に示します。

(1) 発生・排出抑制の推進

ごみゼロ社会の実現のために最も大切なことは、何より「ごみを出さない」ことです。そのためには、ごみの発生・排出抑制について、ごみ減量化に向けて有効な手段であるごみ処理の有料化等経済的手法の導入・検討、家電製品・家具・衣類等の再使用の推進や拡大生産者責任の徹底のもと環境に配慮した事業活動の浸透など家庭系ごみ・事業系ごみの減量、再使用の推進に向けた取組を展開します。

(2) 循環的利用（リサイクル）の推進

やむを得ず排出された「ごみ」については、できる限り再生利用することが大切です。その際には、単に再生利用すればよいということではなく、地域の特性や廃棄物の性質に応じて、コスト面及び環境面からより効果的・効率的なりサイクルとなるよう配慮することとします。

容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の分別収集の実施や生ごみの堆肥化など再生可能な廃棄物系バイオマスの再資源化、住民・事業者・行政の連携による資源物回収システムの構築・促進に向けた取組を展開します。

環境保全の重要性を踏まえつつ、各種リサイクル法や三重県リサイクル製品利用推進条例等の的確な運用に努めるとともに、より一層の拡大生産者責任を徹底するための制度見直しが進展するよう国などに働きかけを行います。

(3) 県民との協働とネットワークづくり

ごみゼロ社会の実現に向けて、ごみに関わりのあるあらゆる個人・組織がごみをなくそうとする熱意、創意工夫のもと、住民・NPO等団体・事業者・行政など多様な主体が連携・協働して積極的にごみ減量化の取組を進めることが大切です。

「もったいない」の考え方に即したライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動への転換に向けた取組など行うとともに、多様な主体が連携・協働してごみ減量を進めるための基盤となるネットワークづくりに向けた取組を行います。

また、一人ひとりがごみ問題の当事者であるという意識をもち、より環境に配慮した行動へ転換することが必要であるため、ごみ問題を自らの問題と捉え自発的に、また、地域の課題を解決しようと主体的に行動する人づくりを進めます。

(4) 一般廃棄物の広域的な処理の推進

今後の一般廃棄物の処理については、市町が地域の事情を踏まえ、各々の意思決定に基づいて方向性を決めていくという自治事務の基本により、将来的な地域主権改革の動向も見ながら、県としても必要な協力、調整などを行っていきます。

また、今後の一般廃棄物の処理においては、市町が相補い合いながら効果的・効率的なごみ処理を行うための広域処理は必要と考えられ、広域合併後の大規模市あるいは市町を超えた一定の地域規模による事務組合（広域連合）単位での処理が一般的に望ましいと考えられます。

なお、一般廃棄物の施設整備に対しては国の循環型社会形成推進交付金や地方交付税措置がなされており、今後、補助金の一括交付金化が検討されているなか、市町において最適な処理方式を検討するにあたり、県は必要に応じて広域的な立場からの技術的支援や調整、あるいは国への制度要望等を行っていくなどの役割を果たしていく必要があると考えています。

今後、RDF焼却発電事業及び廃棄物処理センター熔融処理事業終了以降については、より効果的で効率的なごみ処理体制が確保されるよう地域の事情や特性に応じたごみ処理のあり方などについて、市町等と協議・検討を進めていきます。

(5) 適正かつ効率的なごみ処理システムの構築

市町のごみ処理については、循環型社会構築のための施策を進めるとともに、引き続き環境保全を前提として、より効果的・効率的なシステムを構築することが求められることから、市町のごみ処理が環境負荷面、コスト面など総合的な視点からも効果的・効率的に行われるようごみ処理システムの最適化に向けた取組を展開します。

また、市町の廃棄物処理施設については、適正なごみ処理体制を確保するための施設整備が進められるとともに、市町において国の財政支援制度（循環型社会形成推進交付金）が十分活用され、廃棄物処理施設の延命化や熱回収などエネルギー活用に向けた取組などが促進されるよう必要な助言等を行います。

下水道の整備等に伴い、経営基盤に著しい影響を受ける一般廃棄物処理業の業務転換と廃棄物処理の適正な処理の確保をはかるために制定された「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という。）に基づく市町の取組を促進します。

(6) 災害廃棄物等の適正な処理体制の構築

東海・東南海・南海地震などの大規模災害をはじめとして、今後発生が懸念される災害に備え、市町が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を担保するための取組を進めます。

また、災害時の廃棄物処理について、市町や廃棄物関係団体等とより一層の協力関係の強化をはかり、災害に対して適応力のある協力体制を構築します。

、海岸漂着物については、海岸管理者、市町、民間団体等間の連携をはかり、円滑な処理をはかります。

3-2-2 産業廃棄物の3Rの推進

[10年間の取組方向]

排出事業者や処理業者及び行政が相互に連携した取組を進め、産業廃棄物の3Rを推進する必要があります。

このため、排出事業者にとっては、自らの事業計画の中に戦略的かつ積極的な廃棄物の処理等に関する取組を盛り込むとともに、発生抑制やリサイクルに関する優れた技術の計画的な導入をはかること、また、処理業者にとっては、適正処理はもとより、リサイクル等の環境対策に積極的に取り組むこと、そして、行政においては、排出事業者や処理業者の取組への支援を総合的に進めていきます。

10年先を見据え、5年間で取り組むべき施策の方向を次に示します。

(1) 産業廃棄物の排出抑制等に向けた計画の策定と実践

産業廃棄物の3Rを推進するため、産業廃棄物の発生量が年間500トン以上の排出事業者を対象として、WRGに関する自主的な取組を促進し、産業廃棄物の処理に係る管理体制の構築や排出抑制等に関する適正管理計画の策定とその計画の着実な実施に向けた取組を進めます。

また、産業廃棄物税を活用して発生抑制等に向けた支援や産業廃棄物の適正管理等に関する普及啓発を引き続き行っていきます。

(2) 産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進

産業廃棄物の再生利用率の向上のため、排出事業者への適正管理計画の策定指導等による取組や、処理業者に対して資源循環型処理施設の設置を促進するとともに、併せて最終処分量の低減をはかるための取組を進めます。

また、低炭素社会等の形成にも繋がる、バイオマスなど未利用資源や再生可能エネルギーの利用等も含め、排出事業者や処理業者等が行う3Rへの支援を総合的に進めます。

3-2-3 産業廃棄物の適正処理の確保

[10年間の取組方向]

産業廃棄物の適正処理を進めるためには、処理体制の整備とそれに基づく適正な処理の実施が求められます。

このため、最終処分場の容量の確保や優良処理業者の育成と活用などを促進することにより、処理体制の整備に取り組むとともに、電子マニフェストの普及を促進するなど排出事業者責任の徹底をはかり、産業廃棄物の適正処理を進めていきます。

10年先を見据え、5年間で取り組むべき施策の方向を次にします。

(1) 適正処理の推進

将来にわたって適正処理を推進していくため、産業廃棄物の処理状況を即時に把握・確認でき、マニフェストの偽造を防止できる電子マニフェストの更なる普及を促進するとともに、処理業者における信頼性を確保していく必要があることから、適正な処理施設の確保をはかり、県民への産業廃棄物の処理に関する情報公開を推進します。

処理困難廃棄物であるPCB廃棄物等については、適正保管及び適正処理について指導を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）に定める処理期限までの処分完了に向けた取組を進めます。

(2) 優良な廃棄物処理業者の育成

産業廃棄物の適正処理を確保するため、平成22年5月の廃棄物処理法改正により導入される「優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度」の優良基準の確認項目である遵法性・情報公開性・環境保全などの視点のほかに、再資源化への取組や地域との融和性など、総合的な観点から産業廃棄物処理業者を評価する独自の基準づくりを進め、処理業者の優良化を進めます。

また、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択することを促進するため、一定のインセンティブを付与する仕組みづくりに取り組めます。

(3) 公共関与による産業廃棄物管理型処分場の整備

産業廃棄物の適正かつ円滑な処分を確保するため、産業活動が集積し、最終処分を必要とする産業廃棄物が多く発生する北勢地域において、事業団が廃棄物処理センター事業として行う最終処分場の整備に対して支援します。

新しく整備する最終処分場は、東海地震等の大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の受け皿としての機能を有し、既存処分場の埋立終了時期と見込まれる平成24年度内の一部供用開始に向けて、財政的支援を行います。

3-2-4 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進

[10年間の取組方向]

産業廃棄物の適正な処理等を確保するため、行政の監視活動を重ねながら、不適正な処理が行われた場合に迅速かつ厳正な是正指導を行い、不法投棄等の不適正な処理を断固として許さない社会をつくります。

また、生活環境保全上の支障やそのおそれがある不適正処理事案については、支障の程度を勘案しながら、関係者との連携のもと、早期の是正完了に向けた確に対応し環境修復を進めていきます。

10年先を見据え、5年間で取り組むべき施策の方向を次に示します。

(1) 産業廃棄物処理に関する監視強化

産業廃棄物の排出事業者や処理業者等に対して厳正な監視指導を行い、不適正な処理の未然防止を徹底します。

また、不適正な処理事案に対しては早期発見が必要であることから、監視カメラや航空写真等の活用も含めた方策によって、監視指導を強化していきます。

さらに、指導に従わない行為者に対しては、廃棄物処理法に基づき厳しく行政処分を行うとともに、告発を行うなど厳正に対処します。

(2) 産業廃棄物処理に関する連携の強化

不適正な処理事案の早期発見や早期是正のため、県民、事業者等からの不法投棄に関する情報提供体制を整備・拡充して監視体制の連携を強化します。

また、産業廃棄物監視・指導支援システムを活用し、関係市町との連携した監視指導を行うとともに、隣接府県とも情報共有し一層の連携を進めます。

(3) 特定の不適正処理事案に対する是正の推進

不法投棄等不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障やそのおそれがあるものについては、措置命令を発出し支障の除去等を命じて、適切に是正措置が講じられるよう原因者に対して履行指導や監視を行うとともに、原因者による措置が困難な場合等には支障の程度等を踏まえたうえで行政代執行による是正を進め、既に支障除去等事業を実施しているものも含め、関係者との連携のもと早期の事業完了を目指して事業推進を行います。

また、不適正処理事案による周辺への影響を把握するため、継続的な周辺環境等調査を実施するとともに、長期的なリスク管理が必要な事案については、リスク評価等により支障の程度を詳細に把握し、地域住民へ公表していきます。

第4章 計画の目標

4-1 施策の取組方向における数値目標等の設定

4つの施策の取組方向において、各々に数値目標を設定します。
 また、数値目標の達成に向け、施策ごとに補助指標を設定します。
 なお、施策体系上の数値目標と補助指標の関係は下表のとおりです。

施策の取組方向	施策		
	数値目標の項目	補助指標の項目	
I ごみゼロ社会の実現	(1) 1人1日当たりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量） (2) 一般廃棄物の資源化率 (3) 一般廃棄物の最終処分量	1 発生・排出抑制の推進	ごみ排出量削減率（家庭系）
		2 循環的利用（リサイクル）の推進	資源としての再利用率
		3 県民との協働とネットワークづくり	ごみ減量に取り組んでいる団体数
		4 一般廃棄物の広域的な処理の推進	—
		5 適正かつ効率的なごみ処理システムの構築	ごみ処理カルテ導入市町数
		6 災害廃棄物等の適正な処理体制の構築	—
II 産業廃棄物の3Rの推進	(1) 産業廃棄物の排出量 (2) 産業廃棄物の再生利用率 (3) 産業廃棄物の最終処分量	1 産業廃棄物の発生抑制等に向けた計画の策定と実践	適正管理計画の策定率
		2 産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進	最終処分率
III 産業廃棄物の適正処理の確保	電子マニフェストの普及率	1 適正処理の推進	(1) 管理型最終処分場の残余年数 (2) 高濃度PCB廃棄物の適正処分率
		2 優良な廃棄物処理業者の育成	優良処理業者の認定件数
		3 公共関与による産業廃棄物管理型処分場の整備	公共関与による産業廃棄物管理型処分場の整備
IV 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進	(1) 産業廃棄物の不法投棄発生件数 (2) 不法投棄における行為者特定事案の是正率	1 産業廃棄物処理に関する監視強化	監視・指導件数
		2 産業廃棄物処理に関する連携の強化	不法投棄の防止に繋がる協定締結や活動支援等の件数
		3 特定の不適正処理事案に対する是正の推進	特定の不適正処理事案に対する是正率

(注) 補助指標を設定していない施策においては、補助指標項目を「—」と記載している。

4-1-1 ごみゼロ社会の実現

【数値目標1】 1人1日当たりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）

計画収集量+直接搬入量+集団回収量の計（一般廃棄物の排出量）を、三重県人口と365(366)で除して算出。一般廃棄物の排出量も、参考数値として設定します。

年度	H20（実績）	H27（予測）	H27（目標）
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	1,043	959	930
参考 一般廃棄物の排出量	711,464 t	638,472 t	619,165 t

(1) 将来予測

- 平成27年度（予測）における1人1日当たりのごみ排出量は、過去10年間（平成11年～20年度）の同排出量の実績推移から将来を推計すると、平成27年度で959gと予測しました。
- この結果、一般廃棄物の排出量は平成20年度実績に比べて、約7.3万トン（家庭系：約5.1万トン（10%削減）、事業系：約2.2万トン（10%削減））の減少と見込みました。

(2) 目標設定

次の数値根拠により、平成20年度実績に比べて約9.3万t（家庭系：約6.6万t（13%削減）、事業系：約2.7万t（14%削減））のごみを削減することによって、平成27年度における1人1日当たりのごみ排出量について930gを目標としました。（数値根拠）

- 家庭系ごみ（平成20年度実績から約6.6万t（うち、将来予測分が約5.1万t）の削減）（施策効果により約1.5万トンを削減）
家庭系ごみ有料化については過去に導入した市町において、有料化導入前後で10～15%程度のごみ減量が確認されており、今後、数市町で有料化が導入されると設定し、約1.2万tの減量と見込みました。
また、フリーマーケット等の実施に伴って不用品の再使用が推進されることにより、約0.3万tの減量と見込みました。
- 事業系ごみ（平成20年度実績から約2.7万t（うち、将来予測分が約2.2万t）の削減）（施策効果により約0.5万トンを削減）
搬入手数料については、1%の値上げで0.21%の減量効果が確認されており、今後、数市町で近隣市町と料金を均衡するべく料金の値上げを行うと設定し、約0.5万tの減量と見込みました。

【数値目標 2】一般廃棄物の資源化率

直接資源化量と中間処理後再生利用量と集団回収量の合計を、一般廃棄物の排出量で除して%で示したものを。

年度		H 2 0 (実績)	H 2 7 (予測)	H 2 7 (目標)
資源化率		31.0%	28.6%	36.5%
参 考	資源化量	220,232 t	182,613 t	225,878 t
	一般廃棄物の排出量	711,464 t	638,472 t	619,165 t

(1) 将来予測

- ・平成 27 年度（予測）における資源化量について、資源化方法別に過去 5 年間（平成 16 年～20 年度）の実績から将来を推計すると 182,613 t となります。
- ・この結果、資源化率は、平成 27 年度で 28.6% と予測しました。なお、資源化率は H27 年度の資源化量予測値（182,613 t）を数値目標 1 の H27 年度の一般廃棄物の排出量予測値（638,472 t）で除して算出したものです。
- ・なお、H27 年度予測の資源化率が H20 年度に比べ減少しているのは、一般廃棄物の排出量自体の減少による資源化量の減少に加え、資源物の価格高騰による民間直接取引の増加に伴う資源化量の減少等が将来予測に影響したことが考えられます。

(2) 目標設定

次の数値根拠により、平成 27 年度予測値に比べて資源化量が約 4.3 万 t 増加すると見込み、平成 27 年度におけるごみ排出目標量で除して算出する資源化率について 36.5% を目標としました。

（数値根拠）

- ・ごみの分別徹底や古紙等の資源回収量が増加することにより 2.8 万 t の増加と見込みました。
- ・焼却残さ等の再生利用が促進されることにより 0.9 万 t の増加と見込みました。
- ・生ごみ等の廃棄物系バイオマスの資源化が進むことにより 0.6 万 t の増加と見込みました。

【数値目標3】一般廃棄物の最終処分量

直接最終処分量と中間処理後に発生した残さ埋立処分量の合計。

H20（実績）	H27（予測）	H27（目標）
69,664 t	65,000 t	55,000 t

(1) 将来予測

最終処分量については過去10年の推移をみると6割以上減少していますが、近年は微減傾向となっており、今後もその傾向が続くと想定されます。近年における最終処分率（最終処分量を一般廃棄物の排出量で除したもの）は10%程度となっており、その数値と将来予測した一般廃棄物排出量から推計すると、H27の最終処分量は65,000トンと予測しました。

(2) 目標設定

次の数値根拠により、平成27年度予測値に比べて最終処分量が約1万トン減少すると見込むことによって、平成27年度における最終処分量については55,000tを目標としました。

（数値根拠）

- ・焼却残さ等の再生利用が促進されることにより0.9万トンの削減と見込みました。
- ・ガラス・陶磁器くず等の再資源化により0.1万tの削減と見込みました。

施策1 発生抑制の推進

【補助指標】ごみ排出量削減率（家庭系）

$$\begin{aligned} & \text{ごみ排出量削減率（\%）} \\ & = (\text{基準年度（2002年度）におけるごみ排出量} - \text{当該年度におけるごみ排出量}) / \text{基準年度におけるごみ排出量} \times 100 \end{aligned}$$

H20（実績）	H27（目標）
7.4%	20.0%

（注）数値は基準年度であるH14年度ごみ排出量実績比

(1) 状況等

本県では、「ごみゼロプラン」を県民・NPO等の参画のもと平成17年に策定し、ごみゼロ社会の実現をめざし多様な主体と連携・協働しながら、取組を進めています。

ごみの発生・排出を抑制することが重要であることから、引き続き、家庭系ごみと事業系ごみの総合的な減量化に向けて取組を進めていきます。

(2) 目標設定の考え方

過去10年間の実績から推計した平成27年度の予測値と平成20年度実績を比較すると約5.1万t、また、家庭系ごみ有料化導入市町においては有料化導入前後で10～15%程度のごみ減量が確認されており、今後、数市町で有料化が導入されると設定し、約1.2万tの減量、さらにフリーマーケット等の実施に伴って不用品の再使用が推進されることにより、約0.3万t、計約6.6万tの減量が見込まれ、これをごみ排出量の目標値で除した20.0%を目標値として設定しました。

【参考】

- ・「ごみゼロプラン」では、家庭系ごみの有料化、古紙回収の促進、フリーマーケットの開催、リターナブル容器等の利用等により、平成37年度（最終目標年度）における家庭系ごみ排出量削減率の目標を30%としています。中期目標年度である平成27年度において目標値を20.0%と設定していることから、進捗率は約70%となります。

施策2 循環的利用（リサイクル）の推進

【補助指標】資源としての再利用率

$$\begin{aligned} & \text{資源としての再利用率（\%）} \\ & = \text{再利用された量（サーマルリサイクルは除く）} / \text{ごみ排出量} \\ & \quad \times 100 \end{aligned}$$

H20（実績）	H27（目標）
14.4%	22.0%

(1) 状況等

資源としての再利用率は、平成14年度から18年度までは容器包装廃棄物の資源

化等によって増加傾向にありましたが、19年度以降、古紙・金属等の資源物の価格が高騰し民間での直接取引の増加等によって停滞傾向にあります。

今後、排出された不用物は最大限資源として有効利用されるよう、ごみの分別の徹底を行うことや地域の特性や廃棄物の性質に応じた最適な利用方法を選択し、例えば再生利用が困難であった生ごみの再資源化について再利用を検討・促進することなどにより、一層の循環的利用の推進をしていきます。

(2) 目標設定の考え方

平成20年度における資源としての再利用率 99,019t から、ごみ分別の徹底や古紙等の資源回収量の増加による 2.8 万 t、生ごみ等のバイオマスの資源化により 0.6 万 t、計約 3.4 万 t 増加することが見込まれ、それをごみ排出量の目標値（集団回収量等除く）（594 千 t）で除した数値 22.0% を目標値として設定しました。

【参考】

- ・ごみゼロプランでは、平成 37 年度（最終目標年度）に排出されるごみの量を 30% 削減し、そのうちの半分（50%）を再生利用することを目標としており、中期目標年度である平成 27 年度においては資源としての再利用率の目標値を 22.0% と設定していることから、その約 20% の進捗率となります。

施策 3 県民との協働とネットワークづくり

【補助指標】 ごみ減量に取り組んでいる団体数

ごみ減量に積極的に取り組んでいる NPO 等の団体数。

H21（実績）	H27（目標）
59 団体	100 団体

(1) 状況等

ごみ減量に取り組む NPO 等多くの団体が各地で活動していますが、現在、三重県ごみゼロホームページに掲載を協力していただいている団体数は 59 となっています。

ごみ減量化の取組を進めるには、県民をはじめ、NPO 等団体や事業者、行政等の多様な主体が役割分担を構築し、連携・協働して取り組む必要があることから、引き続き、ネットワークの拡大・情報提供により団体等の活動支援やごみ減量に向けた実践を積み重ねていきます。

(2) 目標設定の考え方

ごみ減量の取組について、協働とネットワークの拡大を促進するという視点から、三重県ごみゼロホームページへ掲載し、県との情報交換等に協力いただける団体を毎年度 10 団体程度増やしていくこととし、平成 27 年度には 100 団体を目標に設定しました。

施策 4 一般廃棄物の広域的な処理の推進

【補助指標】 設定なし

施策5 適正かつ効率的なごみ処理システムの構築

【補助指標】ごみ処理カルテ導入市町数

H21（実績）	H27（目標）
4市町	29市町

(1) 状況等

ごみ1トン当たりの処理経費（注）は45,000円程度（平成20年度実績）であり、ごみ処理施設の維持管理費用の増大もあって、近年、増加傾向にあります。

市町においては、環境保全を前提に、適正かつ効果的・効率的なごみ処理システムを構築していくことが必要であることから、ごみ処理に関する強みや弱みを総合的に把握できるごみ処理カルテの導入について、市町に働きかけていきます。

（注）1トン当たりのごみ処理経費：収集運搬、中間処理、最終処分など市町のごみ処理事業に係る経費を一般廃棄物の排出量で除して算出します。

(2) 目標設定の考え方

ごみ処理カルテの導入市町数は、平成21年度末において4市町（津市、四日市市、伊勢市、菰野町）がパイロット的に導入しており、平成27年度には、すべての市町で導入されることを目標としました。

施策6 災害廃棄物等の適正な処理対策の構築

【補助指標】設定なし

4-1-2 産業廃棄物の 3 R の推進

【数値目標 1】産業廃棄物の排出量

産業廃棄物の「発生量」のうち有償物量(中間処理されることなく、他者に有償で売却した量)を除いた量。

年度		H 2 0 (実績)	H 2 7 (予測)	H 2 7 (目標)
排出量		9, 5 7 7 千 t	9, 2 5 3 千 t	8, 9 7 8 千 t
内 訳	農業、鉱業を除く業種	7, 0 1 4 千 t	6, 8 7 1 千 t	6, 5 9 6 千 t
	農業・鉱業	2, 5 6 3 千 t	2, 3 8 2 千 t	2, 3 8 2 千 t

(1) 将来予測

- 産業廃棄物の排出量は、環境省が示す指針では、原単位（製造業では製造品出荷額当たりの排出量）に排出量の算定指標（製造業では製造品出荷額）を乗じて算出することになっています。
- 将来予測にあたって、算定指標は、経済動向との関連があることから過去 10 年間（平成 11 年～20 年度）の将来推計値とし、原単位は、平成 16 年度から増加傾向にあるものの今後排出事業者の自主的な取組を進めていくこととして、平成 20 年度実績値と同じとしました。

(算定式) 排出予測量 = 排出量原単位 (t/活動指標) × 排出量算定指標値 (活動指標)

- 農業の排出量の予測にあたっては、家畜ふん尿と農業系廃プラスチック類の各々を将来予測し、その合計値を排出量としました。まず、排出量の大部分を占める家畜ふん尿について、本県の過去 5 年間（平成 16 年～20 年度）の牛、豚、鶏の各々の頭羽数を将来予測し、その頭羽数に 1 頭羽当たりの排せつ物量を乗じて、排出量を推計しました。次に、農業系廃プラスチック類の排出量は、平成 16 年度から平成 20 年度までの間、大きな変動がないことから、平成 20 年度実績値で一定として推計しました。

(2) 目標設定

排出量の削減に向けた施策のうち、適正管理計画の策定指導と産業廃棄物税を活用した補助金支援により、4%が削減されるとして、平成 27 年度における排出量について 8,978 千 t を目標としました。

ただし、農業と鉱業の目標値にあつては、排出量の更なる抑制が難しいと考えられることから、平成 27 年度の予測値と一定としています。

・適正管理計画の策定指導や普及啓発に伴う 3%削減（農業、鉱業除く）

排出量が多い事業者においては、同計画を策定することにより一層の取組がなされていると考えられることから、20 年度実績での排出量が多い上位 10 社における削減計画目標平均値（△2.8%）を踏まえ、3%の削減と見込みました。

	H 2 0 (実績)	H 2 5 (見込み)		
		単純推計値 (a)	10社の目標値 (b)	(b-a) / a
上位 10 社の 排出量	1,547 千 t	1,575 千 t	1,530 千 t	△ 2. 8 %

・ 産業廃棄物税を活用した補助金支援や普及啓発に伴う 1%削減（農業、鉱業除く）

過去 5 年間における産業廃棄物税を活用した補助金支援によって、平成 20 年度発生量の 0.48%に相当する発生量の削減（34 千 t）につながったことから、今後、効果的な発生抑制事例に集中して財政支援を行うことによって、1%の削減と見込みました。

【数値目標 2】 産業廃棄物の再生利用率

産業廃棄物の「排出量」に対する「再生利用量」（排出事業者及び処理業者で再生利用された量）の割合。

H 2 0（実績）	H 2 7（予測）	H 2 7（目標）
40.6%	41.8%	43.7%

(1) 将来予測

- 産業廃棄物の再生利用は、全国的に進展してきている状況にあり、全国の再生利用量（平成9年～19年度）から将来推計を行い、平成27年度での再生利用量を予測しました。
- 予測した再生利用量を平成27年度の排出量の予測値で除して、再生利用率を算出しました。なお、農業と鉱業の再生利用率については、農業の大半を占める家畜ふん尿は、堆肥化の後ほぼ全量が農地還元されていることや、主に砂利採取に伴い発生する鉱業の汚泥は、脱水処理等が行われた後に有効活用されていることから、一定としました。

(2) 目標設定

- 適正管理計画を策定した事業者においては、一層の取組がなされていると考えられることから、20年度実績での排出量が多い上位10社の再生利用率の増加割合（+4.6%）までアップさせるものとして、将来予測分（+1.2%）を差し引いた3.4%の再生利用率の向上を考えました。
- 目標設定にあたっては、再生利用率が非常に高い業種（建設業94%、運輸通信業94%）は更なる向上は難しいと推察されることや、農業と鉱業は上記の将来予測に記載した現状にあることから、再生利用率を一定としました。
このことから、これらの業種以外の業種において、上記の目標値（3.4%）を設定したところ、全体の施策効果としては+1.9%と計算され、平成27年度での目標値を43.7%と設定しました。

	H 2 0 （実績）	H 2 5（見込み）		
		単純推計値 (a)	10社の目標値 (b)	(b-a)
上位10社の再生利用率	9.6%	9.6%	14.2%	+4.6%

業種	H20 (現状)	H27 (予測)	更なる向上	再生利用率
農業	96.0%	96.0%		96.0%
鉱業	17.4% (81.9%)	17.4% (81.9%)		17.4% (81.9%)
建設業	88.6%	94.0%		94.0%
製造業	18.6%	24.1%	3.4%	27.5%
電気・水道業	9.3%	11.1%	3.4%	14.4%
運輸・通信業	75.2%	93.9%		93.9%
卸・小売業	44.4%	55.4%	3.4%	58.8%
サービス業	50.8%	63.4%	3.4%	66.8%
医療業	61.0%	76.1%	3.4%	79.5%
合計	40.6%	41.8%	1.9%	43.7%

(注) () は、鉱業から排出される汚泥において、脱水処理等された後の量に対する利用量の割合。

【数値目標 3】 産業廃棄物の最終処分量

排出事業者と中間処理業者の最終処分量の合計。

H20 (実績)	H27 (予測)	H27 (目標)
420千t	203千t	179千t

(1) 将来予測

- ・平成20年度の最終処分量(420千t)のうち、特殊要因となる北勢地域の事業者のフェロシルト(147千t)を除いた最終処分量(273千t)を対象に将来予測値を検討しました。
- ・最終処分の対象となる産業廃棄物のうち、リサイクルが難しいと思われる無機性汚泥について、平成20年度の最終処分率を一定として最終処分量を166千tと計算し、無機性汚泥以外の産業廃棄物については、将来的にも処分量の減量対策が進んでいくとして、全国の埋立処分量の実績(平成9~19年度)から将来推計し、平成27年度での最終処分量を203千tと予測しました。

(2) 目標設定

- ・対象とした最終処分量(273千t)のうち、アイアンクレーを含む無機性汚泥は170千tであり、その削減量を24千tと見込み、平成27年度における最終処分量179千tを目標値としました。
- ・削減量については、適正管理計画の策定事業者のうち、排出量が多い10社における該当事業者(4社)の平均削減割合(14.9%)を踏まえ、24千t削減と計算しました。

	H20 (実績)	H27 (予測)	無機性汚泥の 対策	H27 (目標)
無機性汚泥	170千t	166千t	△24千t	142千t
上記以外	103千t	37千t	-	37千t
最終処分量	273千t	203千t	△24千t	179千t

(注1) 平成20年度最終処分量は420千tであるが、特殊要因の147千tを除いて、273千tとしている。

施策 1 産業廃棄物の発生抑制等に向けた計画の策定と実践

【補助指標】適正管理計画の策定率

$$\text{適正管理計画の策定率 (\%)} = \frac{\text{産業廃棄物の発生量 500t 以上の排出事業者のうち適正管理計画策定事業者数}}{\text{産業廃棄物の発生量 500t 以上の排出事業者数}} \times 100$$

H20 (実績)	H27 (目標)
89.0%	96.6%

(1) 状況等

廃棄物処理法により、前年度の産業廃棄物の発生量が 1000 t 以上の排出事業者は、発生抑制等に向けた計画の策定を義務づけられています。さらに、県では年間 500 t 以上の排出事業者に対して、事業者の自主的な適正管理計画の策定と情報公開を進めてきました。

平成 20 年度の適正管理計画の策定率は全体で 89.0% (1000 t 以上：94.9%、500 t 以上 1000 t 未満：60.2%) となっています。年間 500 t 以上の排出事業者で、今後とも、産業廃棄物の発生・排出を抑制することが重要であることから、排出事業者に対し適正管理計画の策定などの取組を進めていきます。

(2) 目標設定の考え方

法律による義務付けのある年間 1000 t 以上の排出事業者に対しては平成 23 年度以降、100%の策定とします。

また、年間 500 t 以上 1000 t 未満の排出事業者に対しては、積極的な適正管理計画の策定を求め、3Rの推進等を進めるものとし、概ね 10 年先での 100%の策定率を目指して、平成 20 年度で未策定の 41 事業者のうち半分程度の策定を見込み、平成 27 年度には策定率 60.2%を 79.6%とし、500 t 以上の排出事業者全体で 96.6%まで高めることを目標としました。

施策 2 産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進

【補助指標】最終処分率

$$\text{最終処分率 (\%)} = \frac{\text{最終処分量}}{\text{排出量}} \times 100$$

	H20 (実績)	H27 (予測)	H27 (目標)
最終処分率	4.4%	2.2%	2.0%
参考 排出量	9,577千t	9,253千t	8,978千t
最終処分量	420千t	203千t	179千t

(1) 状況等

平成 20 年度の最終処分率は、平成 16 年度の最終処分率 2.4%から、北勢地域の事業者における最終処分量の増加等に伴って増加しました。

最終処分率を低減させるには、産業廃棄物の 3Rを進めることで、最終処分される廃棄物の量を削減する必要があることから、廃棄物の発生抑制と再生利用を推進

します。

(2) 目標設定の考え方

数値目標として設定しました「最終処分量」の目標値を、「排出量」の目標値で除して算出しました。

4-1-3 産業廃棄物の適正処理の確保

【数値目標】電子マニフェストの普及率

$$\begin{aligned} & \text{電子マニフェストの普及率 (\%)} \\ & = \text{電子マニフェスト登録件数} / (\text{電子マニフェスト登録件数} + \text{産業} \\ & \quad \text{廃棄物管理票交付状況報告書による紙マニフェスト交付件数}) \\ & \quad \times 100 \end{aligned}$$

H20 (実績)	H27 (目標)
25.0%	40.0%

(1) 将来予測

本県における電子マニフェストの普及率は25%（平成20年度末）です。

なお、国は平成22年度での普及率50%を目標としているものの、全国での普及率は18%（平成20年度末）に止まっています。

産業廃棄物の適正処理を確保するためには、排出事業者が排出者責任を履行する取組や産業廃棄物処理業者における適正処理の推進などの取組と併せて、産業廃棄物の処理の流れが正確に把握できることが必要であることから、偽造がしにくい電子マニフェストの普及を進めます。

(2) 目標設定

電子マニフェストの数値目標については、20年度実績値（25%、平成20年度）から、国が定める目標値（50%、平成22年度末）に近づけるため、国の目標値の8割となる40%を平成27年度の数値目標としました。

施策 1 適正処理の推進

【補助指標 1】管理型最終処分場の残余年数

残余年数は管理型最終処分場が満杯になるまでの残り年数の推計値で、年度末の埋立可能量である残存容量をその年度の埋立処分量で割って算出。

H 2 1 (実績)	H 2 7 (目標)
4. 0年	9. 4年

(1) 状況等

平成 21 年度末における県内の管理型産業廃棄物最終処分場の残余容量 (699 千 m³) に、民間処分業者における増設予定分 (485 千 m³) と公共関与の最終処分場の計画埋立容量 (1, 074 千 m³) を加えた容量 (2, 258 千 m³) から、全国の埋立処分量の実績 (平成 9 ~ 19 年度) から将来推計した平成 22 ~ 27 年度の埋立処分量の推計値 (県外からの産業廃棄物も含め 904 千 m³) を差し引くと、平成 27 年度末における残余容量は 1, 354 千 m³ と計算されます。

この残余容量 (1, 354 千 m³) を平成 27 年度の埋立実績推計量 (144 千 m³) で除すと、平成 27 年度の残余年数は 9. 4 年となります。

(2) 目標設定の考え方

産業廃棄物の最終的な処分方法である最終処分場が十分に確保されていることが、産業廃棄物の適正処理の確保につながることから、管理型最終処分場の残余年数を数値目標としました。

【補助指標 2】高濃度 P C B 廃棄物の適正処分率

高濃度 P C B 廃棄物の適正処分率 (%)
= 県内の高濃度 P C B 廃棄物処分数 / 県内の高濃度 P C B 廃棄物把握数 × 100

H 2 1 (実績)	H 2 7 (目標)
5. 3 %	1 0 0 %

(1) 状況等

高濃度 P C B 廃棄物については、国により拠点的広域処理施設の整備 (東海地区では J E S C O 豊田事業所) が進められ、平成 20 年度から本県内の P C B 廃棄物の処理が進められています。

J E S C O 豊田事業所での処理は平成 27 年度中で終了する予定であり、期限までに当該施設での高濃度の P C B 廃棄物の処理が完了するように、保管事業者への立入調査の強化を図り、三重県 P C B 廃棄物処理計画に沿った適正処理を推進します。

(2) 目標設定の考え方

J E S C O 豊田事業所での処理が平成 27 年度中に終了するため、平成 27 年度における高濃度 P C B 廃棄物の適正処分率は 100% を目標としました。

施策2 優良な廃棄物処理業者の育成

【補助指標】優良処理業者の認定件数

優良な処理業者の評価制度における認定件数。

H21（実績）	H27（目標）
50件	150件

(1) 状況等

国は、排出事業者が優良な処理業者を選択することができる「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」（以下「優良性評価制度」という。）を設け、本県においても平成18年度から運用しており、平成21年度末までに50件を適合事業者として確認していますが、全国的にも適合事業者数の増加につながっていないのが現状です。

排出事業者が処理業者を選択する際に、総合的な観点から優良な産業廃棄物処理業者を見極めることが可能な制度の創設が必要であり、適正処理と併せて再資源化への取組についても評価基準に取り入れ、本県独自の優良処理業者認定制度を創設します。

また、排出事業者が優良処理業者に委託する場合に、一定のインセンティブが働くような仕組みとし、優良処理業者の育成を進めます。

(2) 目標設定の考え方

本県における国の優良性評価制度の適合件数は50件（平成21年度末）と伸び悩んでいることから、本県独自の優良処理業者認定制度を創設し、排出事業者による優良処理業者の活用の促進をはかることにより、現状の適合件数の3倍の認定件数150件を平成27年度の目標値としました。

施策3 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備

【補助指標】公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備

平成25年度での整備完了。

(1) 現状

事業団の新しい最終処分場が適切かつ円滑に整備できるよう、財政支援や技術的指導を行いつつ、平成24年度中の一部供用開始に向けて、公共関与による最終処分場の整備が進んでいます。

なお、本最終処分場においては、東海地震等の大規模災害の発生に伴って生じる災害廃棄物についての受入機能も有することとしています。

(2) 目標設定の考え方

本最終処分場の整備は平成25年度中に完了する計画であり、計画どおり整備が完了するよう、事業団に対し、引き続き、必要な支援を行っていきます。

4-1-4 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進

【数値目標1】産業廃棄物の不法投棄発生件数

H21（実績）	H27（目標）
23件	20件
（注）5件	（注）0件

（注）10t以上の発生件数。

(1) 将来予測

廃棄物処理法等の改正による規制の強化や不法投棄の未然防止・拡大防止に関する施策の推進により、不法投棄の件数は減少傾向にあるものの、経済情勢の低迷等による事業者等の経営環境の悪化によって、不法投棄件数や不法投棄量が増加することが懸念されます。

(2) 目標設定

産業廃棄物処理に関する監視指導の強化等によって、不法投棄の未然防止や早期の是正指導に取り組むこととします。

特に早期是正が困難となる大規模な不法投棄（10t以上）については件数をゼロとすることを目標としました。

【数値目標 2】 不法投棄における行為者特定事案の是正率

$$\begin{aligned} & \text{行為者特定事案是正率} \\ & = \text{是正事案件数} \div \text{行為者特定事案件数} \times 100 \end{aligned}$$

	H 2 1 (実績) (注)	H 2 7 (目標)
行為者特定事案是正率	90.3%	100%

(注 1) H21 実績は過去 5 年間 (H17~H21) の実績値

(注 2) 是正事案件数には、撤去を開始した事案も含む。

(参考)

	H17	H18	H19	H20	H21	計
行為者特定事案件数	18	21	17	10	6	72
是正事案件数	17	19	16	7	6	65
是正率	94.4%	90.5%	94.1%	70.0%	100.0%	90.3%
[参考] 不法投棄発生件数	28	30	25	23	23	129

(1) 将来予測

【数値目標 1】の(1)と同じ

(2) 目標設定

計画期間内（平成 23 年度～平成 27 年度）に新たに発見された不法投棄事案のうち、行為者が特定された事案については 100%が是正されることを目標としました。

なお、行為者が特定できない事案は、必要な立入検査等によって行為者を特定するよう努め、行為者が判明次第、是正指導を行っていきます。

施策1 産業廃棄物処理に関する監視強化

【補助指標】監視・指導件数

H21（実績）	H27（目標）
3,656件	3,600件

(1) 状況等

産業廃棄物が適正に処理され、不法投棄などの不適正処理を未然に防ぐため、平成21年度は監視・指導体制を20名で組織し、産業廃棄物排出事業者や処理業者等に対し3,656件の監視・指導を行いました。

不法投棄事案数は年々減少傾向にありますが、近年の不法投棄事案は、少量のゲリラ的な投棄や行為者が不明な事案が増加しているとともに、その手口も巧妙化しています。

不法投棄を未然に防ぎ、不法投棄事案を早期に是正するためには、監視・指導体制を強化するとともに、継続的で粘り強い監視・指導を実施していきます。

(2) 目標設定の考え方

早朝、夜間、休日の監視活動と不法投棄監視システムを活用するなど効果的な監視を併せて実施することで、現在の監視・指導体制における監視・指導件数と同等程度の3,600件を目標としました。

（参考）監視・指導回数の実績

H19	H20	H21	過去3ヵ年の平均
3,212件	3,592件	3,656件	3,487件

施策2 産業廃棄物処理に関する連携の強化

【補助指標】不法投棄の防止に繋がる協定締結や活動支援等の件数

H21（実績）	H27（目標）
12件	18件

(1) 状況等

不法投棄などの不適正処理を未然に防止するとともに、早期発見により最小限の被害に抑えるため、県民から広く不法投棄などの不適正処理の情報を入手する体制を整えています。

現在、県内の10森林組合と民間2事業者との間には、協定を締結して、不法投棄などの情報提供を入手する体制を整えています。

近年の少量のゲリラ的な不法投棄などの不適正処理事案に対処するためには、監視の目を増やすことが必要であることから、県民、事業者、市町、隣接府県と連携した監視体制を構築していきます。

(2) 目標設定の考え方

多様な主体から不法投棄などの不適正処理の情報を入手できる窓口を増やすとともに、不法投棄などの不適正処理を許さない地域を目指し活動を行う事業者や住民等を支援することが必要であることから、不法投棄の防止に繋がる協定締結や多様な主体と連携した取組を年1件以上増やすことを目標としました。

施策3 特定の不適正処理事案に対する是正の推進

【補助指標】特定の不適正処理事案に対する是正率

$$\begin{aligned} & \text{不適正処理事案に対する是正率 (\%)} \\ & = \text{是正件数 (緊急対策を除く)} / \text{措置命令発出件数} \times 100 \end{aligned}$$

H21 (実績)	H27 (目標)
40.0% (2件 / 5件)	100% (5件 / 5件)

(注1) 原因者が自ら是正措置を講じる場合には、県が事業の完了を確認した時点で計上する。

(注2) 行政代執行により是正措置を講じる場合には、恒久対策の着手をもって是正件数に計上し、緊急対策の場合は件数に含めない。

(1) 状況等

措置命令を発出した不適正処理事案5事案（桑名市五反田事案、四日市市大矢知・平津事案、四日市市内山事案、鈴鹿市稲生事案、津市芸濃事案）のうち、緊急措置を行っている内山事案を除き、是正件数は行政代執行として是正措置を実施している桑名市五反田事案及び鈴鹿市稲生事案の2事案となっています。

今後の取組方向としては、不法投棄等不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障やそのおそれがあることから措置命令を発出した事案については、適切に是正措置が講じられるよう原因者に対して履行指導や監視を行うとともに、原因者による措置が困難な場合等には支障の程度等を踏まえたうえで行政代執行による是正を進め、地域住民の安全・安心の確保を図っていきます。

(2) 目標設定の考え方

生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるため措置命令を発出した不適正処理事案については、住民の安全・安心を確保するため適切に是正措置が講じられる必要があることから、是正率の目標値を100%として設定しました。

4-2 数値目標等における国の基本方針との関係

廃棄物処理法上、都道府県が策定する廃棄物処理計画は、国の基本方針に即する必要がある、本計画内容については、当該方針の規定（特に、都道府県の役割）と即したものとしています。

また、国の基本方針において定められる数値目標との関係については、表 4-2-1 に示すとおり、本計画では、概ね、積極的な目標値を設定しています。

表 4-2-1 国の基本方針と三重県廃棄物処理計画の数値目標の関係

目標項目		国の基本方針の数値目標 (H19→H27)	本計画の数値目標 (H20→H27)
一般 廃棄物	排出量	約 5 % 削減する	13%削減する
	再生利用量	20%から約 25%に増加させる	31.0%から 36.5%に増加させる
	最終処分量	約 22%削減する	21%削減する
産業 廃棄物	排出量	増加を約 1 % に抑制する	6 % 削減する
	再生利用量	52%から約 53%に増加させる	40.6%から 43.7%に増加させる
	最終処分量	約 12%削減する	57%削減する

(注) 一般廃棄物の再生利用に関する目標項目は、本計画では「資源化率」としている。

第5章 循環型社会形成に向けた施策の内容

5-1 ごみゼロ社会の実現

5-1-1 発生・排出抑制の推進

施策の内容	補助指標	(参考) 施策展開により目指す将来像
平成23~27年度	平成27年度	平成32年度
家庭系ごみ及び事業系ごみの減量化と再使用を推進します。	ごみ排出量削減率 (家庭系) (対平成14年度実績) 20.0%	家庭系ごみ及び事業系ごみの減量化と再使用が推進され、各主体にごみの発生抑制が浸透しています。

現状と課題

- 県内のごみの総排出量は平成14年度以降、概ね750千t前後で推移していますが、平成20年度のごみの総排出量は711,464tと前年度比で約4.9%の減少となっています。
- ごみの総排出量のうち、家庭系ごみの排出量は523,248tで前年度比3.6%の減少、事業系ごみの排出量は188,216tで前年度比9.9%の減少となっています。
- 鳥羽市、伊賀市及び名張市での家庭系ごみの有料化制度や多くの市町におけるレジ袋の有料化など、ごみ減量化の取組の他、資源物の高騰に伴う民間での直接取引の増加なども家庭系ごみの減少要因にあげられます。
- 事業系ごみについては、各市町における事業系ごみ処理手数料の値上げ、事業系ごみの市町への搬入制限、事業者に対する減量計画や搬入計画の提出の義務づけ、食品リサイクル法施行に伴う食品廃棄物の再資源化、事業者自らの発生抑制の取組等が減少に寄与しているものと考えられます。
- このように各主体のごみ減量化に向けた取組などにより、一般廃棄物の排出量は減少傾向にありますが、より一層の排出・発生抑制を進めることが必要です。特に、家庭系ごみについては、有料化の導入が全県的な広がりとなっていないこと、事業系ごみについても、ごみ処理実態に見合った適正なごみ処理単価になっていないこと、ごみ分別が徹底されていないなどの課題があります。

取組方向

ごみゼロ社会の実現に向けては、第一にごみの発生・排出を抑制することが大切であることから、引き続き、これらの観点より家庭系ごみ及び事業系ごみの減量化と再使用を推進します。

主な取組内容

○家庭系ごみの総合的な減量化の推進

- ・経済的手法を活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革をめざし、既にごみ処理の有料化を実施している市町の効果検証を行うとともに、その成果を他市町等に普及することを通して、市町においてごみ処理の有料化の検討・実施が展開されるよう働きかけます。
- ・ごみ処理の有料化など市町が行うごみ減量に効果的な取組に対して、先行事例の情報提供などの支援を行っていきます。

○事業系ごみの総合的な減量化の推進

- ・事業系ごみが適正に処理されるシステムの整備や焼却施設への持ち込み手数料等に関する適正なごみ処理料金体系の構築など、事業系ごみ処理システムの再構築を促進します。
- ・事業所内での従業員等を対象とした環境教育の実施や ISO14001・M-EMS 等環境マネジメントシステムの認証取得等を通じた自主的な環境負荷低減の取組促進などにより、事業系ごみの発生・排出抑制を進めます。

○再使用の推進

- ・フリーマーケットの会場提供等の支援あるいは壊れたものの修理や使わなくなったもののリフォーム、リサイクル等を促進することにより、不用品の再使用や長期使用をさらに進めます。
- ・ビールびんなどの再使用可能な容器の良さなどをPRすることで、これらの利用を促進します。
- ・環境に配慮したエコイベントを実施することで、イベント会場等で発生するごみを減らすとともに、さまざまなイベントを通じて再使用等に関する意識の向上をはかります。

○拡大生産者責任の徹底

3R推進の観点から、製品の素材選択や設計の段階からのより環境に配慮したものづくりとなるよう上流側（製造事業者）でのさらなる対応が求められるため、引き続き、国等に対し拡大生産者責任の徹底のための提言を行います。

5-1-2 循環的利用（リサイクル）の推進

施策の内容	補助指標	(参考) 施策展開により目指す将来像
平成 23～27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
排出されたごみが最大限資源として有効利用される取組を進めます。	資源としての再利用率 22.0%	ごみの有効利用が進み、循環的利用が展開しています。

現状と課題

- 平成 20 年度の資源としての再利用率は 14.4%であり、前年度と比べて 0.8 ポイントの減少となりました。資源としての再利用率は、平成 14 年度以降 18 年度までは増加傾向にありましたが、19 年度以降は、古紙・金属などの資源物の価格高騰を背景に、民間での直接取引の増加などにより再利用率は停滞傾向となっています。
- 平成 18 年度までの上昇要因は、容器包装リサイクル法の施行により、容器包装廃棄物の資源化などが進んだことによるものと推察されます。
- 近年、資源としての再利用率が横ばいであることから、一層の循環的利用の推進が必要ですが、画一的な循環的利用を行うのではなく、地域の特性や廃棄物の性質に応じた最適な利用方法を選択することが求められます。
- また、容器包装リサイクル法において、市町の分別収集計画で定める品目の一部について実施にいたっていないことや、家庭から排出される未利用資源の有効活用や事業者の食品廃棄物などの再生利用の取組が全体的な広がりとなっていないなどの課題もあります。
- リサイクル製品の利用推進については、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づきリサイクル製品を認定しています。平成 18 年、21 年にはそれぞれ認定リサイクル製品の品質・安全性等を確保するため、条例の改正など必要な措置を講じてきました。認定リサイクル製品の利用普及を図るためには引き続き製品の安全・安心を確保する必要があります。

取組方向

容器包装廃棄物や生ごみなどの減量と資源化をはじめ、資源物回収システムの構築や廃棄物由来のエネルギー活用を推進するとともに、認定リサイクル製品の安全性の確保をはかっていきます。

主な取組内容

- 容器包装ごみなどの減量・再資源化、廃家電のリサイクルの推進**
 - ・容器包装リサイクル法に基づく市町の第 6 期分別収集計画に係る資源化への対応状況に関する調査を実施するとともに、地域の実情に応じて容器包装リサイクル法に定める品目についての分別収集・処理を促進します。
 - ・事業者に対して環境に配慮した商品開発や設計の浸透・拡大など製造・流通・販売等の事業活動における容器包装の削減や簡素化を促します。
 - ・容器包装リサイクル法及び特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の内容を広く周知することで住民のリサイクルの意識を高めていくとともに、国等に対しては、引き続き廃家電品の不法投棄対策が円滑に進むよう、リサイクル費用の前払い方式の導入等の制度改善を要望していきます。
 - ・これまで再使用・再利用できず埋立ごみとして処理されていたガラス・陶磁器くずなどを資源として有効利用するため、事業者の技術を活かした再資源化の取組を促進します。

○生ごみ（食品残渣含む）の再資源化、廃棄物系バイオマスのリサイクルの推進

- ・家庭や事業者から排出される生ごみや食品残渣等を堆肥・飼料化し、できた堆肥や飼料を農家や家庭、養殖業で利活用する資源循環型システムやネットワーク構築を支援することで、生ごみや廃棄物系バイオマスの循環的利用を進めます。
- ・市町において家庭から排出された廃食用油をBDF化し、市町のごみ収集車等の燃料として有効活用するなど、再生可能な廃棄物系バイオマスの再資源化を活性化します。

○地域密着型資源物回収システム構築の推進

- ・住民がいつでも直接資源を持ち込むことができる回収ステーションの設置など、NPOや地域等との協働で運営する資源回収システムの構築を促進するとともに、高齢者の安否確認を兼ねたごみ出し支援など地域ニーズに対応した資源回収活動の活性化を促進します。
- ・商店街、中心市街地等のほかに観光地等一定のエリアにおける飲料容器などの資源化回収の効率化をめざし、ローカルデポジットの導入を促進します。
- ・障がい者や高齢者の社会参加や自立支援等と連携したリサイクル事業の展開などを通じたごみ減量取組への参画、あるいは地域通貨の仕組みを活用したリサイクルの促進により、ごみ減量に資する地域活動を活性化します。
- ・スーパーやショッピングセンターの店頭回収システムによるリサイクルの促進など、民間活力を活かした拠点システムの構築を促進します。

○低炭素社会づくりにも貢献する廃棄物由来のエネルギー活用の推進

- ・ごみ焼却施設における発電効率または熱回収率を高め、そこから回収されるエネルギー（熱や電気）の有用性について、ごみ焼却施設の建設、更新を計画している市町等に対し情報提供を積極的に行い、廃棄物由来のエネルギー活用に向けた検討や計画が策定されるよう促進します。
- ・家庭や事業所から排出される生ごみ、し尿、浄化槽汚泥などの廃棄物系バイオマスを電力や熱などのエネルギーとして有効利用するため、市町等に対し、廃棄物からの効率的なバイオガス化に関する情報提供などの支援を行っていきます。

○グリーン購入の推進

- ・県自らの環境負荷を低減させるため、県が事業者の立場としてグリーン購入など環境に配慮した事業活動や消費行動に努めていきます。
- ・県内ブロック別の研修会等により、市町における認定リサイクル製品の利用を推進します。

○リサイクル産業の育成をはかるための認定リサイクル製品の安全性の確保（再掲）

- ・認定後においても、製品の品質・安全性の確保のため、認定基準と照らし合わせ、品質及び安全性について厳格に審査を行い認定します。
- ・リサイクル製品の認定においては、全認定生産者に対して立入調査を行います。立入時には、生産工程や品質管理の状況を検査し、品質管理計画に基づく厳格な管理を要請します。また、製品の抜き取り調査により安全性を確認します。

5-1-3 県民との協働とネットワークづくり

施策の内容	補助指標	(参考)施策展開により目指す将来像
平成 23~27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
住民やNPO等団体、事業者、行政など多様な主体の協働・連携が展開されるようにごみ減量化のための普及啓発や環境教育・環境学習などを行います。	ごみ減量化に取り組んでいる団体数 100 団体	住民、NPO等団体、事業者、行政などが協働・連携し、ごみ減量化に取り組んでいます。

現状と課題

- 平成 16、19、22 年度の県民のごみに関する意識と行動についての調査結果から、約 9 割の県民が今日の使い捨て社会について疑問を感じている一方、「ものを大切に長く使おうとする」あるいは「環境に配慮した消費行動をとる」県民の率については 4~6 割と低く、意識と行動には隔たりがあり、意識の高さが必ずしも行動につながっていない状況が見受けられます。
- 次代を担う子どもたちを対象に平成 20 年度に制作したごみゼロキャラクター「ゼロ吉」が登場するDVDやパンフレット、着ぐるみ、21 年度に制作した「ごみゼロソング」を活用するなど創意工夫を凝らした啓発を行ってきましたが、今後も県全体としてごみ減量化に取り組む気運を醸成していく必要があります。
- モデル事業を契機に 28 市町にレジ袋削減の取組が広がりましたが、意識から行動へ繋げる取組のセカンドステージとして、住民、事業者、民間団体等との連携のもと「ごみの減量化と低炭素社会」のさらなる定着を図る取組を展開する必要があります。

取組方向

県全体としてごみ減量化に取り組む気運の醸成をめざし、ごみ減量化に係る啓発・情報発信に取り組むとともに、ひとづくり・ネットワークの拡大のため、環境学習・環境教育の促進やごみ減量化を推進する団体等への活動支援など、ごみ減量化に向けた取組について県民参画と協働を推進していきます。

主な取組内容

- 県民へのごみ減量化取組の普及啓発
 - ・「ものを大切に作る文化」や「もったいない」の考え方に即したライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動への転換に向けた普及啓発を実施します。
 - ・ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」の活用などにより、子どもたちへの働きかけを通じて家庭や地域社会などへのごみ減量化取組の浸透をはかるため、創意工夫を凝らした普及啓発をさらに進めます。
- ごみ行政への県民参画と協働の推進
 - ・各主体において、レジ袋削減運動の次なる取組として、「ごみ減量化と低炭素社会の構築」のさらなる定着を図るため、より環境に配慮した生活様式へ展開するための取組を実施します。
 - ・住民・事業者・行政が協働した組織を核としたごみ減量活動の展開や、地域でごみ減量化に取り組む住民、NPO等の相互交流を促進する場づくりを推進します。
 - ・ごみ減量化などに取り組んでいるNPO等団体や先進的な取組を行っている事例等の収集・情報提供を進めます。
 - ・ホームページ等各種メディア等を活用し、ごみに関する充実した内容の情報発信を進め

ます。

○ごみ減量に向けてのひとづくり・ネットワークの拡大

- ・三重県環境学習情報センターなどと連携して、次代を担う子どもたちやその家族などを対象に、環境学習や環境教育を実施します。また、地域でごみ減量化に取り組んでいるNPO等との連携による地域に根ざした環境学習や学校、企業、行政が連携した取組として、キッズISO14000プログラム・学校版EMSなどを用いた環境教育の実践活動を進めていきます。
- ・県民・NPO等団体などのネットワークの拡大をめざし、ごみ減量化などに取り組んでいるNPO等団体の掘り起こしやネットワーク化を図るための支援を行い、人と人の絆を深め、広げていきます。
- ・ごみ減量についてより専門的な技術や知識を伝えるリーダーの育成やその活動を支援します。

5-1-4 一般廃棄物の広域的な処理の推進

施策の内容	補助指標	(参考) 施策展開により目指す将来像
平成 23～27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
RDF 焼却発電事業について施設の安全・安定運転に努めるとともに、一般廃棄物の広域的な処理のあり方について市町等と協議・検討を進めていきます。	設定なし	適正な規模での広域的なごみ処理体制のもと、一般廃棄物の処理が行われています。

現状と課題

- 三重県ごみ処理広域化計画（平成 10 年 10 月）において、策定当時の地域区分を基本として県内を 9 ブロックに分け、ダイオキシン類削減対策やリサイクルの推進などを基本方針として策定し、これに基づいて、市町においては、RDF 化、焼却・熔融、市町単独処理の 3 パターンの処理体制に整理され、ダイオキシン類の削減など安全性の確保がはかられてきました。
- 一般廃棄物の処理について、ダイオキシン類の削減など環境負荷の低減やごみ処理の効率化などをめざし、広域合併後の市町のごみ処理状況などを踏まえつつ、地域の実情に応じてごみ処理の広域化に向けた対応が求められます。

取組方向

一般廃棄物の処理については市町の自治事務であるという原則を踏まえて、地域の実情などに応じて市町自らが一般廃棄物政策の方向性を決定していくことが基本であり、県としては必要に応じて市町に対して広域的な立場からの技術的支援や調整、あるいは国等への制度要望等を行います。

主な取組内容

- 一般廃棄物の広域的なごみ処理のあり方の検討
 - ・市町村合併後の新市町の処理体制や処理施設の更新時期などを踏まえつつ、適正な規模での広域的なリサイクル・処理体制の構築に向けた市町の取組などについて、市町の要請に応じて適切な技術的支援を行います。
 - ・全県的な 3 R の推進や地域の事情や特性に応じたごみ処理のあり方について、市町等と協議・検討を進めていきます。また、人口減少化社会に対応したごみ処理についての検討も行います。
- RDF 焼却発電事業
 - ・RDF 焼却・発電事業については平成 28 年度までは県が RDF 焼却・発電施設の安全・安定な運転に努めます。
 - ・また、平成 29 年度以降の RDF 焼却・発電事業のあり方については、引き続き関係市町と協議を進めていきます。
- 熔融処理事業

廃棄物処理センター熔融処理事業の事業期間内において、参画市町からの焼却残さについて、円滑で適切な民間処理が行えるよう事業団と取り組むとともに、参画市町に対する調整などを行っていきます。

5-1-5 適正かつ効率的なごみ処理システムの構築

施策の内容	補助指標	(参考) 施策展開により目指す将来像
平成 23～27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
市町において、適正かつ効率的なごみ処理システムの構築が進むよう支援します。	ごみ処理カルテ導入市町数 29 市町	市町で適正かつ効率的なごみ処理システムが構築されています。

現状と課題

- 人口減少や高齢化等が進む中で、ごみ処理事業に係る経費削減が求められています。
- ごみ処理経費は市町のごみ処理事業全体で平成 20 年度実績では約 45,000 円/t となっており、近年増加傾向を示しています。これは、施設稼働から年数が経過し、老朽化が進み、設備等の性能低下や摩耗が進行するなど、維持管理に係る経費が増大していることなどが考えられます。
- なお、市町の廃棄物処理施設の老朽化等により同施設の新設、更新が求められるなか、財政状況が厳しいことや施設建設等に係る合意形成が難しいことなどから、計画どおりに施設等の建設、更新が進まない事例が見られます。
- また、市町のごみ処理については、循環型社会の構築といった施策展開と相まって住民の関心が高まってきており、ごみ処理における各主体の役割分担や費用負担の面からも住民の理解と協力が得られるような事業の仕組みが求められます。
- こうしたことから、住民や事業者等との相互理解や連携を深める中、市町においては引き続き環境保全を前提に、より効果的・効率的なごみ処理システムを構築するための方策等を検討が求められます。

取組方向

市町のごみ処理が環境負荷面、コスト面など総合的な視点からも効果的・効率的となるようごみ処理システムの最適化に向けて市町を支援する施策を展開します。
合特法に基づく市町の取組を促進します。

主な取組内容

適正かつ効率的なごみ処理システム構築の推進

- ・市町のごみ処理システムの最適化のため、ごみ処理に関する事業に係るコスト分析の標準的手法である廃棄物会計の活用が促進されるように支援するなど、コスト情報等を活用して、住民や事業者等への情報提供やより効果的なごみ処理システムへの転換に向けた取組を促進します。
また、市町のごみ処理システムの現状や課題等について、総合的に把握できる「ごみ処理カルテ」の導入を促進し、県と市町でごみ処理に係る情報の共有化をはかるとともに、市町における一層のごみ減量化施策の取組を促進します。
- ・循環型社会形成を推進するうえで、廃棄物処理施設等の整備が円滑に推進されることが重要です。廃棄物処理施設の有効利用を促すための延命化や温室効果ガスの削減に寄与する熱回収などエネルギー活用などが促進されるよう循環型社会形成推進交付金制度の活用について市町に対して助言等を行います。
- ・下水道等の整備等に伴い、経営基盤に著しい影響を受ける一般廃棄物処理業の業務転換とし尿等の処理体制の維持や適正な処理の確保を図るため、下水道の整備等が進んでいる市町に対し、ガイドラインの趣旨を踏まえつつ、合理化事業計画の策定と事業の実施

を促していきます。

5-1-6 災害廃棄物等の適正な処理体制の構築

施策の内容	補助指標	(参考) 施策展開により目指す将来像
平成 23~27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
災害廃棄物が迅速かつ適切に処理されるため、市町が策定した震災・水害に備えた災害廃棄物処理計画の実効性を担保するとともに、災害廃棄物等処理体制の構築をはかります。	設定なし	災害に対して適応力のある体制が構築されています。

現状と課題

- 災害廃棄物は市町が主体となり処理を行うことになるため、市町に対し策定済みの災害廃棄物処理計画策定の充実を求めているところです。
- 災害廃棄物の処理は、被災市町のみでの処理は難しいことも想定され、広域的な体制整備が必要となります。県では市町等や関係団体と協議し、応援協定を締結することで一定の協力体制を構築しているところです。
また、県に対して被災市町から応援協定に基づく要請がなされ対応が求められることから、県における災害廃棄物の処理にあたっての基本的な考え方や業務手順を定めた業務手順書を策定しました。
- 今後は、災害時における廃棄物処理がより円滑に実施できるよう、市町や関係業界との連携のもとで、適応力のある協力体制を構築していく必要があります。
- 「海岸漂着物処理推進法」が平成 21 年に施行されたこともあり、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生抑制をはかる必要があります。

取組方向

平常時から災害廃棄物の仮置場を選定しておくなど、過去の災害を教訓として災害に備えることが重要であり、市町が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を担保するための取組を進めます。

海岸管理者、市町、民間団体等間の連携を図り、海岸漂着物等の円滑な処理をはかります。

主な取組内容

災害廃棄物等の処理体制の構築

- ・市町が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を担保するため、市町とともに定期的な会議や伝達訓練を実施します。
- ・災害に対して適応力のある協力体制を構築するため、市町や関係団体を対象に災害廃棄物に関する講習会やセミナーの開催など情報提供や助言を行います。
- ・関係部局との連携を図り、仮設トイレ等の調達手段を確保します。
- ・海岸漂着物対策協議会の場を通して海岸管理者、市町、民間団体等間の連携をはかります。

5-2 産業廃棄物の3Rの推進

5-2-1 産業廃棄物の発生抑制等に向けた計画の策定と実践

施策の内容	補助指標	(参考) 施策展開により目指す将来像
平成 23~27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
産業廃棄物の3Rの推進と適正処理を進めるため、排出事業者における適正管理計画の策定を進めます。	適正管理計画（年間発生量 500 トン以上の事業者）の策定率 96.6%	排出事業者自らが、産業廃棄物の適正な管理に一層取り組み、健全な廃棄物処理体制の構築が進んでいます。

現状と課題

- 排出事業者による産業廃棄物の3R及び適正処理を推進するため、廃棄物処理法では、年間の産業廃棄物の発生量が1000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）の多量排出事業者について、発生抑制等に向けた計画の策定が義務づけられています。
- 本県では、排出事業者における産業廃棄物の適正な管理を進めるため、平成11年度から、法律による提出義務のない年間500トン以上の排出事業者や自主情報公開に取り組む排出事業者を対象に、産業廃棄物に関する適正管理計画の策定等を求めており、平成21年度は573の事業者が適正管理計画を策定しています。
- 上記計画策定事業者のうち、平成20年度の計画策定率は1000トン以上の多量排出事業者は94.9%(481社/507社)、500トン～1000トン/年の排出事業者の計画策定率は60.2%(62社/103社)であることから、さらに3Rや適正処理を推進するため、WRGに関する取組も求めつつ、計画未策定の事業者に対して計画策定を指導していく必要があります。また、計画達成に向けて、引き続き、産業廃棄物の排出抑制等に関する情報提供や技術開発等への支援を行う必要があります。
- 排出事業者責任を果たしていくためには、累次の改正が行われている廃棄物処理法等の法令に関する最新の情報を適切に提供することも、適正処理を進めていくにあたって重要であることから、今後とも法令に関する情報提供も含め、普及啓発を実施していくことが求められています。

取組方向

産業廃棄物の3Rを推進するため、排出事業者に対して、WRGに関する自主的な取組を促進し、排出抑制等に向けた適正管理計画の策定と計画の実践を着実に進めていくとともに、産業廃棄物の適正管理等に関する普及啓発や発生抑制等に向けた支援を行います。

主な取組内容

- 適正管理計画策定と自主情報公開の促進
 - ・廃棄物処理における排出事業者責任の徹底とコンプライアンス意識の醸成をはかり、3R及び適正処理を推進するため、WRGの浸透・構築を求めつつ、排出事業者に対して、適正管理計画の策定と自主的な情報公開について、引き続き指導を行っていきます。
 - ・適正管理計画の実施状況については、策定事業者から処理実績の報告を求め、必要に応じて事業所を訪れ、きめ細やかな指導等を行います。
- 適正管理等に関する普及啓発
 - 排出事業者の知識取得や情報収集を推進するよう、業界を通じた周知等を行うとともに

に、産業廃棄物適正管理セミナーなどの講習会開催や、メールマガジン等による情報発信を進め、排出事業者への立入検査時の機会も捉えつつ、排出事業者責任の徹底を求めます。

○発生抑制等に向けた支援の実施

排出事業者が行う産業廃棄物の排出抑制等に資する技術開発等について、引き続き、産業廃棄物税を活用して必要な支援を行います。

5-2-2 産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進

施策の内容	補助指標	(参考) 施策展開により目指す将来像
平成 23~27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
産業廃棄物の再生利用や再生資源化等に取り組み、最終処分量の低減を進めます。	最終処分率 2.2%	産業廃棄物の処理にあたって、出来るだけ再生利用が進み、かつ最終処分が低減することで、循環型社会の構築が進んでいます。

現状と課題

- 平成 20 年度の産業廃棄物の再生利用率は 38.1%にとどまり、近年はほぼ横ばいの状況にあることから、今後最終処分量の削減と排出抑制の取組を進めるとともに、さらに再生利用率を高めていくことが必要です。特に、排出量全体の 59.5%を占める製造業における再生利用率は 18.6%と低位であることから、全体の再生利用率を向上させるためには、製造業を中心に取組を進める必要があります。
- 産業廃棄物税を活用した補助金支援により、平成13年度から平成21年度までに産業廃棄物の排出抑制、再生、減量化に係る技術開発等を進め、約6万tの産業廃棄物量が削減されましたが、引き続き支援を行い排出抑制やリサイクルの推進をはかる必要があります。また、本県の研究機関においては、県内企業のニーズに基づく建築廃材などのリサイクル技術の開発を企業とともに共同研究しています。
- 最終処分量を低減させるためには、排出事業者や産業廃棄物処理業者の3Rへの更なる取組、バイオマスの利活用など資源循環ビジネス等の新たな取組、また、各種リサイクル法に基づくリサイクルの促進など、総合的に進める必要があります。
- 平成 20 年度の廃棄物系バイオマスの再生利用については、畜産ふん尿は、ほぼ全量堆肥として利用されており、下水道汚泥については、脱水処理後の 3.8 万 t のうち 95.3%が再生利用されており、その用途はセメント原料 (96.5%)、肥料飼料 (2.5%) となっています。また、動植物性残渣についても、その再生利用率は 69%と比較的高い状況にあり、再生利用の用途としては、約 8 割が堆肥飼料として利用されています。今後、低炭素社会づくりや新エネルギーの視点からもバイオマスの更なる利活用策が求められています。

取組方向

産業廃棄物の再生利用率の向上のために、排出事業者や処理業者における各々の取組を促進するとともに、バイオマスの利活用等に向けた取組を進めます。

主な取組内容

○再生利用率の向上

- ・再生利用率が低い製造業等に対して、適正管理計画の策定指導の中で再生利用率等の向上を求めるとともに、再生利用に関する技術開発等の支援や共同研究を行うなど、全体の再生利用率の向上を進めます。

また、取り組んだ再生利用に関わる研究の成果等については、他の事業者へ情報提供を行い、研究成果を共有していきます。

- ・最終処分量を低減するためには3Rを進めていく必要があることから、処分量の割合が高い汚泥の3Rへの取組を進めます。

特に、北勢地域の企業が排出する無機性汚泥のアイアンクレーについては排出量が多いことから、排出量の削減に関する取組が計画的に履行されるよう、指導を行っていき

ます。

- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）や使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）といったリサイクル制度が着実に進んでいくよう、立入調査等の指導強化によって、法で定める再資源化対象廃棄物の再資源化を促進します。

○バイオマス系の産業廃棄物のリサイクル

低炭素社会づくりや新エネルギー対策の観点からも、バイオマスの更なる利活用を進める必要があることから、学識者や廃棄物処理業者、排出事業者、市町などからなる懇談会を立ち上げ、畜産ふん尿や下水道汚泥など県内のバイオマスの効果的な利用方策について検討し方向付けします。

○産業廃棄物処理業者における3Rと熱回収の促進

- ・産業廃棄物の資源としての再利用をさらに促進するため、環境に配慮した資源循環型処理施設の設置については、産業廃棄物処理指導要綱上の必要な見直しを行います。
- ・低炭素社会づくりの観点からも廃棄物焼却施設からの廃熱エネルギーの活用について推進する必要があることから、廃棄物処理法で創設された熱回収施設設置者認定制度の円滑な施行運用をはかっていきます。

○資源循環ビジネスの育成・活性化

廃棄物の3Rを進めるためには、排出事業者における発生抑制への取組はもとより、これまで廃棄物として処分されていたものを確実に社会に循環できるように資源循環ビジネスの育成・活性化を進める必要があることから、学識者や廃棄物処理業者、排出事業者、市町などからなる懇談会を立ち上げ、リサイクル製品の販路開拓などの様々な課題を整理し、国の支援制度も活用しつつ（資料編P5）、総合的にリサイクルを推進するための取組について検討し方向付けします。

○リサイクル産業の育成をはかるための認定リサイクル製品の安全性の確保

- ・認定後においても、製品の品質・安全性の確保のため、認定基準と照らし合わせ、品質及び安全性について厳格に審査を行い認定します。
- ・リサイクル製品の認定においては、全認定生産者に対して立入調査を行います。立入時には、生産工程や品質管理の状況を検査し、品質管理計画に基づく厳格な管理を要請します。また、製品の抜き取り調査により安全性を確認します。

○適正管理等に関する普及啓発（再掲）

排出事業者が廃棄物のリサイクルを進めるためには、先進的な取組や研究開発の事例などの有益な情報を活用して、実現可能なものに取り組んでいくことが必要です。

このため、産業廃棄物適正管理セミナーなどの講習会開催や、メールマガジン等により、リサイクルに関する情報発信を積極的に行い、排出事業者の再生利用率の向上への取組を促進します。

5-3 産業廃棄物の適正処理の確保

5-3-1 適正処理の推進

施策の内容	補助指標	(参考) 施策展開により目指す将来像
平成 23~27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
産業廃棄物の適正処理を進めながら、最終的な受け皿となる最終処分場の容量を確保します。	管理型最終処分場の 残余年数 9.4 年	最終処分場が十分に確保され、産業廃棄物の適正処理が行われています。
PCB 廃棄物等の処理が期限までに完了するように PCB 廃棄物処理計画に基づき指導を行います。	高濃度 PCB 廃棄物の 適正処分率 100%	県内 PCB 廃棄物等の全量処理が完了します。

現状と課題

- 産業廃棄物の適正処理を進めるためには、産業廃棄物の処理状況を即時に把握・確認でき、人為的入力ミスの低減がはかられ、紛失がなく、manifest の偽造を防止できる電子 manifest を普及させることが重要です。
また、本県における平成 20 年度の電子 manifest の普及率は 25% であり、全国の普及率 18% より高いものの、国が目標とする平成 22 年度での普及率 50% には達していないことから、更なる電子 manifest の普及啓発を行い、利用を促進する必要があります。
- 産業廃棄物由来の再生資源については、三重県リサイクル製品利用促進条例により有効利用が図られていますが、資源としての利用にあたっては、フェロシルトの不法投棄事案に見られるように安全性が危惧される事案があります。
- 産業廃棄物の適正処理を確保するためには、処理施設において適正に処理を行うことはもとより、処理業者における信頼性を確保していく必要があることから、県条例に基づく処理実績の情報公開を進めながら、廃棄物処理法で情報公開が義務づけられていない処理施設にあっても稼働状況等に係る情報公開を促進していく必要があります。
- 処理困難廃棄物である PCB 廃棄物等については、国により拠点的広域処理施設の整備が進められ、平成 20 年度から本県内の高濃度 PCB 廃棄物の処分を開始しており、今後も計画的に処理を進める必要があります。一方、低濃度（微量）の PCB 汚染物については、地域グリーンニューディール基金事業を活用して汚染廃電気機器等の把握調査に対する補助金支援を行っていますが、JESCO 豊田事業所では微量 PCB 汚染物の処理ができないため、今後その処理施設の確保が必要となっています。

取組方向

産業廃棄物の適正処理を推進するために、電子 manifest の更なる普及や、適正な処理施設の確保をはかるとともに、県民への産業廃棄物の処理に関する情報公開を推進します。

また、PCB 廃棄物等については、PCB 特別措置法に定める処理期限までに処分完了するよう取組を進めます。

主な取組内容

○電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストは、排出事業者と産業廃棄物処理業者が導入してはじめて効果を発揮するため、排出事業者としての県が電子マニフェストを率先して利用を推進するとともに、排出事業者や処理業者へ適正管理セミナーやメールマガジン等による電子マニフェスト制度導入のための普及啓発を進めるなど、電子マニフェストの普及率向上に取り組みます。

○排出事業者等への指導

排出事業者等に対して廃棄物処理法に基づく適正処理の指導を行うとともに、産業廃棄物由来の再生資源の不適正な利用などにより生活環境保全上の問題が生じるおそれのある事案については、排出事業者等への立入調査（再生資源の抜き取り検査など）を強化し、不適正な処理事案にあつては、排出事業者責任の徹底や関係者への是正指導を行います。

○産業廃棄物処理業者に関する情報の提供

- ・廃棄物処理に対する不安感・不信感を解消するために、産廃条例に基づき、産業廃棄物の処理に関する情報の提供を進めます。
- ・自主情報公開ガイドラインに基づき、産業廃棄物処理の計画・実績に関する自主的な情報公開を進めるとともに、廃棄物処理施設の維持管理の記録や環境配慮等に関する情報の自主的な公開を進めます。
- ・産業廃棄物の処理を行う者が産業廃棄物の処理施設を設置する場合には、三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づき、事業の内容などの情報提供を行い地域との合意をはかるよう、引き続き指導を行います。

○埋立処分場の安全確保

- ・ミニ処分場への継続的な立入検査を行い、当該処分場による周辺環境への影響の有無や産業廃棄物処理基準への適合状況を把握し、監視指導を行います。
- ・安定型最終処分場については、いったん地下水が汚染されるとその環境修復には時間を要することから、地下水汚染防止のための安定型処分場の構造基準の強化について、引き続き国へ要望していきます。

○産業廃棄物税を活用した周辺環境の整備

最終処分場が整備されている周辺地域において、生活環境上の観点から住み良いまちづくりに寄与するため、最終処分場の立地市町の意向も踏まえつつ、産業廃棄物税を活用して周辺緑化等の整備に取り組みます。

○PCB廃棄物等の適正処理

- ・グリーンニューディール基金事業により把握された微量PCB使用廃電気機器等や高濃度PCB廃棄物については、ITを活用した効率的な管理体制を構築します。
- ・平成27年度中に県内の高濃度PCB廃棄物がJESCO豊田事業所で全量処理できるよう、PCB廃棄物保管事業者及びPCB含有電気機器使用事業者に対してPCB専門員による継続的な立入調査を実施し、適正保管及び適正処理について指導を行うとともに、不適正な事案に対しては適切な措置を行います。
- ・JESCO豊田事業所で処理対象外として扱われているPCB廃棄物等の処理については、民間処理業者における処理体制の整備状況を踏まえつつ、必要に応じて処理体制の整備に関して国へ要望を行うなど、県内のPCB廃棄物等の計画的な処理を進めていき

ます。

○適正管理計画策定と自主情報公開の促進（再掲）

廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物の3Rの推進等に関する適正な管理計画の策定と自主的な公開を求めている排出事業者等に対してきめ細やかな指導等を行い、計画の着実な実行を促します。

5-3-2 優良な廃棄物処理業者の育成

施策の内容	補助指標	(参考) 施策展開により目指す将来像
平成 23～27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
三重県独自の優良処理業者認定制度を導入し、優良処理業者の育成と活用を促進します。	独自の優良処理業者認定制度における認定件数 150 件	排出事業者が、自発的に優良処理業者に処理を委託することにより、適正処理や 3 R にも取り組む優良処理業者の優位性が高まっています。

現状と課題

- 優良な産業廃棄物処理業者を育成するためには、市場において優良な処理業者が正当な評価を受けることが必要であり、排出事業者が、処理コストだけではなく、処理業者の能力、実績、処理技術、再資源化への取組などの総合的な観点から処理業者を選択することが望まれますが、排出事業者へのアンケート調査（平成 21 年 7 月実施）では、処理業者選定にあたって、8 割強の事業者が「処理料金の設定」を重視する回答内容になっています。
- 国は、平成 17 年 4 月 1 日に、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができる制度として、都道府県知事が、遵法性・情報公開性・環境保全の視点から、処理業者の優良性を評価し公表する仕組み（優良性評価制度）を創設したことから、三重県においても平成 18 年度から同制度の運用を開始しました。
- 優良性評価制度は、処理業者に対し優良化へのインセンティブを与えることで、処理業者の優良化への自主的な取組を促進するという誘導型の制度ですが、本県許可業者のうち、この優良性評価制度の適合確認を受けた処理業者数は 50 件（平成 22 年 3 月末現在）に留まっています。

取組方向

排出事業者が優良な処理業者を選択することを促進するため、一定のインセンティブを付与する三重県独自の優良な処理業者の認定制度を創設します。

主な取組内容

優良な廃棄物処理業者の認定制度の創設

- ・平成 22 年 5 月の廃棄物処理法改正により導入される「優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度」の優良基準の確認項目に加え、排出事業者が処理業者を選択する際のインセンティブとなる処理業者の適正処理や再資源化への取組状況などを評価した県独自の優良な廃棄物処理業者認定制度を創設し、処理業者の優良化への取組を進めます。
- ・県自らが優良な処理業者を率先して活用するとともに、県内の公共機関（国及び市町の機関など）に対して、排出される産業廃棄物の処理について優良な処理業者の活用を促進し、更に多量排出事業者への啓発を行います。

5-3-3 公共関与による産業廃棄物管理型処分場の整備

施策の内容	補助指標	(参考) 施策展開により目指す将来像
平成 23～27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
新しい最終処分場が平成 24 年度中に一部供用開始(平成 25 年度での整備完了)できるよう支援を行い、最終処分場を確保します。	平成 25 年度での整備完了	産業基盤を支え、災害廃棄物の処理対策にも備えた最終処分場が確保され、県内の環境保全がはかられています。

現状と課題

- 北勢地域は、中小企業を含めて製造業の集積度が高く、産業廃棄物の発生量が多い状況にあるにもかかわらず、当該地域で唯一稼働しているのは、事業団が運営する三田処分場(四日市市内)のみとなっており、当該処分場の埋立終了が平成 24 年度と予想されていることから、産業活動の継続的な発展のためにも、新しい最終処分場を早急に整備する必要があります。
- 北勢地域を中心とした県内企業の産業廃棄物の適正な処理を進めるため、平成 11 年 11 月に廃棄物処理法の規定に基づく廃棄物処理センターとして厚生大臣に指定された事業団が整備を進めている新しい公共関与による最終処分場に対し、環境省の補助制度も活用した財政的支援を行い、平成 24 年度中の一部供用開始と平成 25 年度での整備完了を進めています。

取組方向

新しい最終処分場の整備にあたっては、平成 24 年度中には一部供用を開始し、平成 25 年度に整備が完了できるよう、事業団に対し財政的支援を行い、産業廃棄物の適正かつ円滑な処分を確保します。

主な取組内容

○公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備

新しい最終処分場が適切かつ円滑に整備できるよう、事業団に対し財政支援や技術的指導を行いつつ、平成 24 年度内の一部供用開始や平成 25 年度中の設置整備を進めます。
また、本最終処分場においては、東海地震等の大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の受け皿としての機能を有するものとします。

○公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の運営

新しい最終処分場の運営にあたって、健全な経営のための必要な助言を行うとともに、適正な管理体制の確立について指導を行います。

5-4 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進

5-4-1 産業廃棄物処理に関する監視強化

施策の内容	補助指標	(参考) 施策展開により目指す将来像
平成 23~27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
<p>継続した監視指導により、不法投棄事案などの不適正処理事案に厳正な対処を行い、未然防止や早期是正に努めます。</p> <p>監視指導の強化による不法投棄の撲滅・適正処理の徹底と、過去に不適正処理された事案による不安感の解消をはかります。</p>	<p>監視・指導件数 3,600 件</p>	<p>監視指導による厳正な対処を継続的に行い、不法投棄などの不適正処理が許されない社会の構築が進んでいます。</p>

現状と課題

- 産業廃棄物が適正に処理され、不法投棄などの不適正処理を未然に防ぐため、平成 21 年度は 20 名体制による監視・指導体制を組織し、産業廃棄物排出事業者や処理業者等に対し 3,656 件の監視・指導を行いました。また、不法投棄などの不適正処理を行った行為者に対し、厳正な是正や改善措置を指導し、生活環境保全に向けた取組を行っています。
- 平成 21 年度の不法投棄事案の件数は、23 件（うち、不法投棄量が 10 t 以上は 5 件）となりましたが、不法投棄事案の件数は、近年減少傾向にあるものの、監視の届きにくい場所への巧妙な不法投棄事案も見受けられることから、引き続き、監視・指導体制を維持するとともに、効果的な監視方策を導入しつつ、厳正な指導対応を行っていく必要があります。

取組方向

監視・指導体制を強化するとともに効果的な監視活動により、不法投棄などの不適正処理を未然に防止するとともに、早期発見・早期是正を行います。

また、指導に従わない行為者に対しては、廃棄物処理法に基づき、厳しく行政処分を行うとともに、告発を行うなど厳正に対処します。

主な取組内容

○排出事業者や処理業者に対する監視・指導の推進

- ・不法投棄などの不適正処理事案を未然に防止し、産業廃棄物が適正に処理されるよう、引き続き、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等に厳正な監視指導を行います。
 - ・監視指導にあたっては、不法投棄を早期に発見するため、早朝・夜間・休日監視、またスカイパトロールなど、目が届きにくい時間帯における監視や上空からの監視を行うとともに、24 時間監視可能な不法投棄監視システム（監視カメラ）の活用などにより、不法投棄が予想される箇所等について重点監視を行います。
- また、不法投棄の時系列による変化や全体像を把握する手がかりとなる航空写真などを監視指導に活用します。

○排出事業者や処理業者におけるコンプライアンスの徹底と適正処理の推進

排出事業者や処理業者のコンプライアンスの徹底をはかるため、産業廃棄物適正管理セミナーなどの講習会などで普及啓発を進めるとともに、廃棄物の適正処理に対して必

要な措置が講じられるように、継続的で粘り強い監視・指導を行います。

また、不適正処理事案における投棄行為者に対しては、投棄物の早期是正を求めるとともに、警告等を行い撤去に応じないなど悪質な行為者に対しては、許可の取消などの行政処分や警察と連携し告発を行うなど厳格に対応します。

なお、特定の不適正処理事案に対する対応は、「5-4-3 特定の不適正処理事案に対する是正の推進」に記載します。

5-4-2 産業廃棄物処理に関する連携の強化

施策の内容	補助指標	(参考) 施策展開により目指す将来像
平成 23~27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
不法投棄などの不適正処理を許さない地域環境づくりを目指して、県民、事業者、市町、隣接府県と連携した監視体制づくりを行います。	不法投棄の防止に繋がる協定締結や活動支援等の件数 18 件	多様な主体が監視を行うことで、不法投棄などの不適正処理が許されない社会の構築が進んでいます。

現状と課題

- 不法投棄などの不適正処理を未然に防止するとともに、早期発見により最小限の被害に抑えるため、廃棄物ダイヤル 110 番などの通報体制、廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定締結による県内 10 森林組合と民間 2 事業者からの情報入手体制、産業廃棄物に関する協定締結による立入検査権限を付与した市町職員（平成 22 年度、県内 27 市町）による監視体制を整えています。
- 不法投棄事案の件数は減少傾向にあるものの、少量のゲリラ的な投棄や行為者が不明な事案が増加し、その手口も巧妙化しているため、更なる監視の目を増やすことが必要です。
- 産業廃棄物は広域的に移動し処理されることから、隣接府県と連携した監視・指導が必要です。

取組方向

不法投棄などの不適正処理を未然に防止するとともに、早期発見、早期是正により、被害を最小限に抑えるため、県民、事業者、市町、隣接府県等、多様な主体と連携した監視体制を構築します。

主な取組内容

- 多様な主体による監視体制の構築
 - ・不法投棄など不適正処理の情報を早期に把握し早期に対応するため、新たな民間事業者等と不法投棄等の情報提供に関する協定を締結したり、不法投棄など不適正処理を許さない地域を目指して活動する住民や自治会等を支援するなど監視体制の連携を強化します。
 - ・不法投棄などの不適正処理に関する有効な情報を得るため、ホームページなどで情報提供に関する広報や街頭でのチラシの配布を行うとともに、廃棄物ダイヤル 110 番等により情報を収集します。また、情報を提供いただいた通報者に関しては、安全・安心に向けて対応結果などのフィードバックを行います。
 - ・産業廃棄物監視・指導支援システムを活用し、県が保有する監視指導情報を必要な範囲で市町へ情報を提供して、関係市町と連携した監視・指導を行います。
- 隣接府県との連携強化
 - 産業廃棄物運搬車両の合同路上検査の実施や担当者会議の開催等による不適正処理業者等に関する情報交換、情報共有など隣接府県とのより一層の連携を進めます。

5-4-3 特定の不適正処理事案に対する是正の推進

施策の内容	補助指標	(参考) 施策展開により目指す将来像
平成 23~27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障やそのおそれがあることから措置命令を発出した事案については、適切に是正措置が講じられるよう原因者に対して履行指導を行うとともに、原因者による措置が困難な場合等には支障の程度等を踏まえたうえで行政代執行による是正を進めていきます。	特定の不適正処理事案に対する是正率 100% (5件/5件)	生活環境保全上の支障やそのおそれがある不適正処理事案の是正が推進され、地域住民の安全・安心が確保されています。

現状と課題

- 生活環境保全上の支障等があると判断された事案（桑名市五反田事案、四日市市大矢知・平津事案、四日市市内山事案、鈴鹿市稲生事案、津市芸濃事案）については、原因者に対して措置命令の発出を行うとともに、その履行について対応を進めています。
- 是正措置を進めていくためには、潜在的なリスクの把握や地域の理解の促進をはかる必要があることから、四日市市大矢知・平津事案については、地元・学識経験者・行政の三者による協議を継続し、モニタリングを踏まえた対応やリスク管理について地元理解を進めるなど、不適正処理現場周辺地域の住民とのリスクコミュニケーションを実施しています。
また、行政代執行による是正措置の実施にあたっては地元の理解を得たうえで行っていく必要があることから、対策工法等についても地元への情報提供や説明を行いながら進めていく必要があります。
- 原因者による措置命令の履行が困難と判断された3事案（桑名市五反田事案、四日市市内山事案及び鈴鹿市稲生事案）については、生活環境保全上の支障の程度等を踏まえ、緊急措置を含めて行政代執行を行っています。桑名市五反田事案については新たに環境基準が設定された物質による汚染への対応、四日市市内山事案については効率的な支障除去等の検討及び恒久対策の実施、並びに鈴鹿市稲生事案では廃棄物の燻焼状態が解消されるまでの温度監視を行う等、それぞれ対応が必要です。
- 生活環境保全上の支障について、周辺への影響を把握するため、継続的な周辺環境等調査を実施しています。

取組方向

不法投棄等不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障やそのおそれがあるものについては、措置命令を発出し支障の除去等を命じるとともに、原因者による措置が困難な場合等には支障の程度等を踏まえたうえで行政代執行による是正を進め、地域住民の安全・安心の確保をはかっていきます。

主な取組内容

- 不適正処理事案に対する是正の推進
 - ・原因者に対して是正措置が適切に講じられるよう、引き続き履行指導や監視等必要な対応を行っていきます。
 - ・原因者による是正が進まない事案については、生活環境保全上の支障の程度等を踏まえ、行政代執行の実施も視野に入れて対応していくこととし、行政代執行による環境修復を

行う場合には、その工法やリスク等について地元への説明を行いながら実施していきます。

- ・既に行政代執行を行っている事案については早期の支障除去等の完了に向けて対策を講じていきます。

桑名市五反田事案については、新たに環境基準に追加された物質に係る汚染について、水処理施設の改良等による緊急対策を講じることとしていますが、引き続き、恒久対策について学識者の意見を聴きながら技術検討を進めたうえで対策を講じます。

四日市市内山事案については、支障除去の効率化などの対策工法について検討を進め、恒久対策を講じます。鈴鹿市稲生事案については、燻焼状態の解消を確認するため、温度監視等を継続して実施していきます。

- ・四日市市大矢知・平津事案については、三者協議を地元理解の中心に据え、対策工法等について地域住民とのリスクコミュニケーションを進め、是正を進めていきます。
- ・不適正処理事案については、引き続き周辺への影響を把握するため、環境調査を実施していきます。
- ・産業廃棄物の不適正処理事案の是正を進めるため、県試験研究機関のノウハウや機能を生かして支障状況の把握や調査・研究を行います。

第6章 計画推進の進捗管理

6-1 計画推進の進捗管理

三重県廃棄物処理計画に記載した取組を推進していくため、「みえ政策評価システム」のなかで、毎年度、取組による成果や今後の課題と対応について一定の取りまとめを行い、進捗管理していきます。

6-2 進捗状況の公表

三重県廃棄物処理計画の進捗管理をしていく「みえ政策評価システム」において、毎年度取りまとめた結果を公表していきます。

資料編

資料編目次

1 基礎データ

(1) 一般廃棄物関係

- ①市町別の処理実績（H20年度） ----- 1
- ②県全体の種類毎の排出量、再生利用量、中間処理による減量、
最終処分量の見込み（H27年度） ----- 2

(2) 産業廃棄物関係

- ①種類毎の排出量及び処理実績（H20年度） ----- 3
- ②種類毎の排出量、再生利用量、中間処理による減量、
最終処分量の見込み（H27年度） ----- 4
- ③資源循環ビジネスへの支援制度 ----- 5

2 その他

- ①用語解説 ----- 6
- ②審議会諮問書 ----- 16
- ③廃棄物処理計画策定経緯 ----- 18
- ④環境審議会委員と廃棄物処理計画部会委員名簿 ----- 19

1 基礎データ

(1) 一般廃棄物関係

①市町別の処理実績 (H20年度)

市町名	計画収集人口 (人)	ごみ総排出量 (t)		1人1日 あたり ごみ排出量 (g/人・日)	資源化量 (t)	資源化率 (%)	最終処分量 (t)	
		生活系ごみ 排出量 (t)	事業系ごみ 排出量 (t)					
津市	288,888	113,905	85,197	28,708	1,080	32,969	28.9	10,730
四日市市	307,684	121,233	85,556	35,677	1,080	32,334	26.7	17,556
伊勢市	132,900	58,576	41,073	17,503	1,208	15,799	27.0	1,135
松阪市	169,514	66,558	48,772	17,786	1,076	11,064	16.6	8,236
桑名市	141,279	53,393	36,660	16,733	1,035	32,905	61.6	3,596
鈴鹿市	198,681	74,523	55,084	19,439	1,028	19,179	25.7	6,649
名張市	80,933	26,204	16,069	10,135	887	2,998	11.4	3,863
尾鷲市	20,921	9,059	7,413	1,646	1,186	2,154	23.8	106
亀山市	50,603	19,520	14,471	5,049	1,057	6,386	32.7	448
鳥羽市	21,924	12,779	5,870	6,909	1,597	1,481	11.6	3,108
熊野市	20,034	8,206	7,196	1,010	1,122	2,722	33.2	187
いなべ市	46,893	13,628	10,837	2,791	796	4,718	34.6	880
志摩市	56,114	23,957	16,906	7,051	1,170	4,243	17.7	5,009
伊賀市	99,208	32,476	28,407	4,069	897	19,764	60.9	1,588
市計	1,635,576	634,017	459,511	174,506	1,062	188,716	29.8	63,091
木曾岬町	6,698	1,840	1,644	196	753	1,189	64.6	70
東員町	25,604	8,202	7,947	255	878	4,802	58.5	1,336
菰野町	39,821	12,650	8,575	4,075	870	3,974	31.4	184
朝日町	8,783	2,146	2,041	105	669	595	27.7	334
川越町	13,649	3,457	3,150	307	694	873	25.3	610
多気町	15,596	4,785	4,464	321	841	2,068	43.2	319
明和町	22,857	8,147	6,014	2,133	977	2,355	28.9	166
大台町	10,685	3,608	3,072	536	925	2,506	69.5	39
玉城町	15,132	5,078	4,200	878	919	1,606	31.6	20
度会町	8,878	2,537	2,060	477	783	695	27.4	0
大紀町	10,198	3,000	2,765	235	806	1,875	62.5	36
南伊勢町	15,580	5,581	4,989	592	981	1,211	21.7	796
紀北町	18,769	9,666	6,121	3,545	1,411	3,854	39.9	2,122
御浜町	9,610	2,903	2,903	0	828	1,697	58.5	198
紀宝町	12,233	3,847	3,792	55	862	2,216	57.6	343
町計	234,093	77,447	63,737	13,710	906	31,516	40.7	6,573
県計	1,869,669	711,464	523,248	188,216	1,043	220,232	31.0	69,664

(注) 一般廃棄物処理事業のまとめ (平成20年度) から抜粋

②県全体の種類毎の排出量、再生利用量、中間処理による減量、最終処分量の見込み（H27年度）

（単位：t）

	H20年度	H27年度
ごみ排出量	711,464	619,165
資源化量（再生利用量）	220,232	225,878
中間処理による減量	421,568	338,287
最終処分量	69,664	55,000

（注）中間処理による減量＝ごみ排出量－資源化量－最終処分量

(2) 産業廃棄物関係

①種類毎の排出量及び処理実績 (H20年度)

(単位: t/年)

種類	区分	排出量	再生利用量	中間処理 による減量	最終処分量
合計		9,577,179	3,888,410	5,244,067	419,838
燃え殻		31,796	36,316	493,129	2,495
汚泥		5,293,207	529,014	3,948,985	339,208
廃油		130,132	37,555	82,947	256
廃酸		82,940	37,884	21,521	196
廃アルカリ		224,833	102,872	120,053	551
廃プラスチック		133,447	77,384	25,823	25,780
紙くず		6,229	3,752	1,762	518
木くず		182,710	95,195	76,662	1,601
繊維くず		575	385	64	94
動・植物性残さ		26,851	18,530	6,886	916
ゴムくず		854	854		0
金属くず		41,497	27,254	13,844	322
ガラスくず等		470,066	221,482	238,292	9,892
鉱さい		117,486	98,019	5,749	13,718
がれき類		1,727,273	1,596,371	117,895	13,006
動物の糞尿		978,000	938,880	38,722	398
ばいじん		92,398	60,446	21,431	10,521
その他		36,885	6,216	30,302	367

(注) 四捨五入により、各項目の合計値が合計欄と合わない場合がある。

②種類別の廃棄物種類毎の排出量、再生利用量、中間処理による減量、
最終処分量の見込み（H27年度）

（単位：t/年）

種類	区分	排出量	再生利用量	中間処理 による減量	最終処分量
合計		8,977,679	3,923,124	4,874,467	179,000
燃え殻		31,001	38,292	472,964	897
汚泥		5,156,070	635,976	3,899,439	149,795
廃油		127,569	42,619	82,313	92
廃酸		81,690	43,057	35,197	70
廃アルカリ		220,971	150,718	69,991	198
廃プラスチック		128,376	88,011	27,873	9,268
紙くず		5,524	3,869	1,294	186
木くず		154,646	107,398	45,887	576
繊維くず		474	394	19	34
動・植物性残さ		26,415	19,593	5,774	329
ゴムくず		757	757		0
金属くず		39,007	33,448	5,367	116
ガラスくず等		460,351	348,679	107,716	3,556
鋳さい		122,718	104,856	12,931	4,932
がれき類		1,412,050	1,383,034	24,340	4,676
動物の糞尿		883,000	848,058	34,582	360
ばいじん		90,500	66,902	19,816	3,782
その他		36,558	7,461	28,965	132

（注）四捨五入により、各項目の合計値が合計欄と合わない場合がある。

③資源循環ビジネスへの支援制度

所管	事業名	事業内容	備考
経済産業省	資源有効利用促進等 資金利子補給金制度	事業者が、民間金融機関からの融資を受けてリサイクル設備の整備等を行う際に、経済産業省が民間金融機関に対し利子補給を行う。	
経済産業省	低炭素投資促進法におけるリース保険制度	事業者がリースによる低炭素型の設備導入を行いやすくするため、新たな公的保険制度を平成 22 年度中に創設予定。	
日本政策金融公庫	日本政策金融公庫による低利融資制度	中小事業者がリサイクル施設等を導入する際に低利融資を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設再生資源化製品製造設備 ・廃棄物排出抑制のために必要な施設 ・廃棄物を製品等として利用するために必要な施設 ・リデュース・リユース・リサイクルへの取組に必要な静脈物流施設整備

2 その他

①用語解説

【あ行】

RDF（=ごみ固形燃料）

ごみを固めた暖房や発電の燃料。ごみを選別、粉碎した後に乾燥させ、圧力を加えて固めます。発熱量は石炭に近く、1kg当たり約4000～5000kcalです。

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が定めた環境マネジメントに関する国際規格で、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための事項を規定しています。

環境マネジメントシステム→参照

安定型最終処分場

埋立処分しても環境に与える影響の少ない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類の5種類の産業廃棄物のみを埋め立てることができる最終処分場。

一般廃棄物

産業廃棄物以外のすべての廃棄物で、日常生活に伴って生じる家庭ごみ、粗大ごみ、し尿等のほか、事業活動に伴って排出された紙くず、木くず等の廃棄物のうち産業廃棄物に含まれないものをいいます。

エコイベント

ごみの発生・排出抑制や省エネルギーなど環境に配慮したイベントをいいます。三重県では平成12年4月に「三重県エコイベントマニュアル」を制定し、県が主催または共催で行うすべてのイベントは、このマニュアルに基づき実施することとしています。

汚泥

工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生じる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの。

【か行】

海岸漂着物処理推進法

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」の略称で、海岸における良好な環境及び環境の保全を目的とし、海岸漂着物等の円滑な処理や発生の抑制をはかるため、海岸管理者や地方公共団体、国などの責務が定められています。

拡大生産者責任

生産者が自ら生産する製品について、生産・流通段階だけでなく、その製品が使用され、廃棄され、処理・リサイクルされる段階まで一定の責任を負うこと。

家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の略称で、家電製品のリサイクルを促進することを目的とし、エアコン、テレビ（ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機について、消費者、販売店、製造業者に対して以下の義務を課しています。

- (1) 消費者：再商品化などに係る費用の負担（運搬費、リサイクル料）
- (2) 販売店：消費者からの引取り及び製造業者等への引渡し
- (3) 製造業者：再商品化

ガラスくず等

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず。

がれき類

工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これらに類する不要物。

環境マネジメントシステム（EMS）

組織の経営者が自ら環境に関する方針を決定し、構成員に周知徹底するとともに、その方針に沿った目標を立て、計画を作成し、実行のための体制や手続き、マニュアル類を整備するほか、取組の実行状況を監査し、方針の見直しを行うことなどによって、環境保全の取組を推進していく仕組み。

管理型最終処分場

浸出水等による環境汚染が発生しないよう、廃棄物処理法に基づき遮水施設、水処理施設の設置などの構造上の措置を講じた最終処分場。

キッズISO14000プログラム

環境をテーマにした子どもの教育プログラム。このプログラムは、NPO 法人国際芸術技術協力機構 (Artech) が開発し、国内では環境省、経済産業省、文部科学省、国際的には国際連合大学 (UNU)、国際連合環境計画 (UNEP) 等の後援を受けており、日本国内では既に 20 万人弱の子どもたちが実施しています。

行政代執行

他人が代わってすることのできる作為義務(代替的作為義務)が履行されない場合、行政庁が義務者に代わって義務者のすべき行為をし又は第三者にこれをさせ、その費用を義務者から徴収する行政上の強制執行の手段。廃棄物処理法は、生活環境保全上の支障の除去等について、都道府県知事等が処分者等に命じた措置が講じられない場合は、費用の徴収について行政代執行法の規定が準用されることを規定しています。

グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ない商品やサービスを優先的に購入すること。

グリーンニューディール基金

国からの補助金交付によって都道府県等が基金を造成し、地球温暖化や廃棄物等に関する喫緊の環境問題を解決するために必要な事業を実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげるもの。

経済的手法

市場を通じて何らかの経済的な動機付けを与えることにより、財・サービスの提供に伴う環境負荷の低減に誘導する手法。税・課徴金(手数料を含む)、排出権取引、補助金等。

建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称で、特定建設資材として、コンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを定義し、分別解体や再資源化などを義務付け、具体的な数値目標として、これらの再資源化率を平成 22 年度で 95% としています。

鉍さい

高炉、電気炉等からの残さい（スラグ）、キューポラ溶鉍炉のノロ、不良鉍石、鋳物廃砂等。

合特法

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の略称で、下水道の整備等により経営基礎となる諸条件に著しい変化を生じさせることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化をはかり、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とし、市町、県、国などの手続き等が定められています。

ごみ固形燃料

参照→RDF

ごみ処理カルテ

市町のごみ処理システムの強み・弱みを明らかにし、より効率的なごみ処理事業の運営を促進するためのツール。ごみ処理に関するデータや廃棄物会計のコスト情報、環境負荷、エネルギー消費等のデータを用いて市町のごみ処理システムの現状や課題等について総合的にまとめたもの。

ごみゼロ社会実現プラン

三重県が平成15年11月25日に公表した「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針」に基づく任意の計画で、住民、事業者、市町等との協働のもと、「ごみゼロ社会」実現に向けた長期的なビジョンであり、多様な主体が協働していくための取り組みの指針を示しています。

コミュニティプラント

し尿及び生活排水を地域ぐるみで集散的に処理するために、市町村等が事業主体となって設置する汚水処理施設。

コンプライアンス

法律や規則、社会規範などの基本的なルールに従って活動を行うこと。

【さ行】

最終処分

廃棄物の最終的な処分を行うことで、埋立処分と海洋投入処分があります。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など 20 種類の廃棄物。

産業廃棄物監視・指導支援システム

監視・指導してきた内容を電子データベース化することで、一連の関連事案、関連事業体の検索が容易に行え、過去からの指導経緯を迅速に把握できるシステム。

産業廃棄物管理票

参照→マニフェスト

産業廃棄物税

産業廃棄物の処理に着目した税のことで、全国的に地方税法に規定する法定外目的税としての導入が進んでいます。三重県では平成 14 年 4 月から条例を施行しており、排出事業者を納税義務者（申告納付方式）とする制度としています。

残余年数（容量）

最終処分場の受け入れ能力を年数（容量）で表したもの。

自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称で、すべての自動車所有者に、リサイクル料金の負担と使用済自動車の引き取り業者への引渡しを義務付けています。

集団回収

町内会、自治会、PTA、子供会などで古紙、缶、びんなどの資源ごみを日時や場所を決めて回収し、資源回収業者に引き取ってもらう回収方法。

循環型社会

製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合は適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源は適正な処分が確保され、これにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称で、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の発生の抑制を図ること等を目的としています。

スラグ化

焼却灰等の廃棄物を超高温（1200℃以上）で加熱、燃焼させ溶融した後に冷却し生成されたガラス質の砂状の粒のことをいい、インターロッキングブロックやアスファルト舗装の細骨材として使用されています。

スカイパトロール

ヘリコプターを利用した上空からの監視活動。

措置命令

産業廃棄物の処分が政令で定める基準に適合しない方法で行われ、生活環境保全上支障が生じた場合又は生ずるおそれがある場合に、知事等が違反した事業者、処分業者又は不適正処分に関与した者等に対して、その支障の除去又は発生防止のために必要な措置を命じること。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラオキシン（PCDDS）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFS）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（CO-PCBS）の3物質群の総称で、廃棄物の燃焼過程などで生成される毒性の強い物質。

多量排出事業者

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場または前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者。

中間処理

廃棄物の最終処分（埋立など）を行うために廃棄物を処理する工程のことで、焼却、破碎、選別、脱水、中和、コンクリート固化などがあります。

直接搬入ごみ

自治体が行う収集ルートではなく、住民又は事業者が直接廃棄物処理施設に搬入するごみ。

適正管理計画

三重県が定める「産業廃棄物適正管理推進マニュアル」に基づき、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の全工程が適正に管理されているかどうかを評価し、効果的な対策と継続的な改善を実施するための計画。前年度の産業廃棄物の排出量が500トン以上である事業場を設置している事業者等が対象となる。

デポジット

製品本体の価格に一定金額の「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所に返却された際に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度。

動植物性残さ

食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。

【な行】

熱回収（サーマルリカバリー）

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されています。

【は行】

バイオガス

生物反応（微生物発酵や酵素などの利用）によって生成する燃料用ガスの総称。メタン・水素など。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、下水道汚泥などがある。

廃棄物会計

自治体が行うごみ処理やリサイクル事業を主に経費の面からとらえ、住民等とともに共有、点検することにより、ごみ問題の解決に役立てていくためのツール。

廃棄物処理センター

廃棄物の適正かつ広域的な処理を行うため、廃棄物処理法により環境大臣が指定する法人のことであり、本県では財団法人三重県環境保全事業団が指定されている。

廃棄物リサイクルガバナンス（WRG）

経済産業省によりガイドライン化されている廃棄物管理上の概念。

ガイドラインでは、社内体制の構築、幅広い関係事業者を含めた体制構築、自社の取組状況の情報発信・情報共有がWRG構築のポイントとされている。

排出者（排出事業者）責任

廃棄物を排出した者が、その処理に関する責任を負うべきであるとの考え方で、廃棄物・リサイクル対策の基本原則。

ばいじん

大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集塵施設によって集められたもの。

BDF

食用として使用済みの植物油・動物油を精製して作るディーゼル燃料。

PCB廃棄物

参照→ポリ塩化ビフェニル廃棄物

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（＝PCB廃棄物）

ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの。

【ま行】

マイバッグ運動

ごみの減量化や、大量消費型生活スタイルを見直すきっかけとして、買い物袋を持参してレジ袋を使わないようにする運動のこと。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）

産業廃棄物の運搬・処理処分に関して、廃棄物処理の過程を把握することができるように交付する産業廃棄物管理票のことをマニフェストといい、電子マニフェストは管理票の代わりに電子情報処理組織を使用して登録するもの。

三重県リサイクル製品利用推進条例

リサイクル製品の利用を推進し、リサイクル産業の育成を図ることにより、循環型社会の構築に寄与することを目的に、平成13年3月27日に公布され、同年10月1日から施行された条例。

みえ政策評価システム

三重県が行う施策や事業展開を評価する仕組み。

評価者が1年間の取組結果を分析・整理するとともに、最終的に県としての考え方を成果、課題、取組方向としてとりまとめ、県民の皆さんにわかりやすい評価表として公表するもので、県民の皆さんから意見をいただき、次の意思決定に反映しようとするもの。

M-EMS（ミームス）

企業の自主的な環境負荷低減の取組を促進するため、取り組みやすく、経費負担の少ない三重県版の小規模事業所向けの環境マネジメントの仕組み。

環境マネジメントシステム→参照

ミニ処分場

最終処分場の規模要件が撤廃された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号）の施行前に設置された許可または届出の対象となる規模要件に満たない廃棄物の最終処分場。

【や行】

容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の略称で、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物をリサイクルすることを目的とし、消費者、行政、事業者に対して以下の義務を課しています。

- (1) 消費者：市町村が行う分別収集への積極的協力
- (2) 行政：消費者が分別したものの分別収集と、事業者への引渡し
- (3) 事業者：引き取った容器包装廃棄物の再商品化

【ら行】

リスクコミュニケーション

化学物質等によるリスクを低減する取り組みを進めるため、リスクに関する正確な情報を住民、事業者、行政等のすべての者が共有し、意見交換等を通じて意思疎通と相互理解を図ること。

リスクとは、「危険や損失が生じる可能性」のことを言い、そのもの（できごと）固有の有害性と、そのものを摂取する量（接触する機会）の兼ね合い（積）でその大きさがきまります。

リターナブル容器

中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器をいう。リターナブル容器はワンウェイ容器のようにごみにならないことから、ごみの発生抑制の手段として有効である。日本では、代表的なリターナブル容器はビールびんと一升びんであり、活（いき）びんともよばれる。

ローカルデポジット

公園内やスタジアムなど一定のまとまりのある区域内で行うデポジット。

デポジット→参照

②審議会諮問書

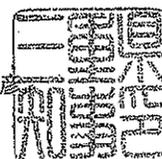
環森第08-284号

三重県環境審議会

三重県廃棄物処理計画の策定にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和45年法律第137号)第5条の5第3項の規定に基づき貴審議会の意
見を求めます。

平成22年1月21日

三重県知事 野呂 昭彦



諮問理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、国は一般廃棄物と産業廃棄物を通じた廃棄物全体の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を策定することとし、都道府県においては国の基本方針に即し、廃棄物全般に関する「廃棄物処理計画」を定めることとされています。

三重県では、循環型社会の構築に向けた取組を県民、事業者、行政が主体的にあるいは連携、協働して進めていくために、平成16年3月に、平成22年度を目標年度とした「三重県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の発生抑制、再生利用など減量化の促進及び適正処理の推進のための施策の展開を図ってきました。

今回の諮問は、三重県における廃棄物の現状及び課題や資源循環（廃棄物処理）における温暖化対策の最近の動向を踏まえ、循環型社会の実現に向けて、さらに3R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理を推進していく必要があることから、次期廃棄物処理計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものです。

③三重県廃棄物処理計画策定経緯

H22. 1. 21	平成 21 年度第 2 回三重県環境審議会 <small>の開催</small> ・ 廃棄物処理計画部会 <small>の設置</small>
H22. 2. 8	第 1 回三重県環境審議会廃棄物処理計画部会 <small>の開催</small>
H22. 3. 26	第 2 回三重県環境審議会廃棄物処理計画部会 <small>の開催</small>
H22. 5. 28	第 3 回三重県環境審議会廃棄物処理計画部会 <small>の開催</small>
H22. 7. 28	第 4 回三重県環境審議会廃棄物処理計画部会 <small>の開催</small>
H22. 9. 3	平成 22 年度第 1 回三重県環境審議会 <small>の開催</small> ・ 廃棄物処理計画部会から計画の中間報告を実施
H22. 10. 15 ～H22. 11. 15	三重県廃棄物処理計画（中間案）に対する意見募集 （パブリックコメント）を実施
H22. 10. 15 ～H22. 10. 29	三重県廃棄物処理計画（中間案）に対する市町説明会を 8 箇所で開催
H22. 12. 20	第 5 回三重県環境審議会廃棄物処理計画部会 <small>の開催</small>
H23. 1. 28	平成 22 年度第 2 回三重県環境審議会 <small>の開催</small> ・ 廃棄物処理計画部会から計画の最終報告を実施

④環境審議会委員と廃棄物処理計画部会委員名簿（敬称略）

【三重県環境審議会】

会 長	内田 淳正	三重大学長
副会長	青木 民夫	三重県森林組合連合会代表理事会長
副会長	馬岡 晋	三重県医師会理事
委 員	青木 美江子	J A 津安芸経営管理委員
委 員	池田 千慧子	三重県消費者団体連絡協議会理事
委 員	市原 佐保子	三重大学地域イノベーション学研究所准教授
委 員	井ノ口 輔胖	三重県商工会議所連合会専務理事
委 員	加藤 征三	三重大学特命学長補佐
委 員	川岸 光男	三重県市長会長
委 員	木村 京子	公募
委 員	木村 夏美	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	佐々木 史郎	三重県商工会連合会専務理事
委 員	佐藤 均	三重県町村会長
委 員	田中 晶善	三重大学大学院生物資源学研究所長
委 員	田中 正一	公募
委 員	鶴田 利恵	四日市大学経済学部准教授
委 員	永富 洋一	三重県漁業協同組合連合会代表理事会長
委 員	西場 康弘	三重県経営者協会理事・会員サービス部長
委 員	藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群教授
委 員	朴 恵淑	三重大学学長補佐・人文学部 教授
委 員	牧田 直子	四日市大学環境情報学部 准教授
委 員	村田 真理子	三重大学大学院医学系研究科 教授
委 員	吉岡 正之	公募
委 員	吉川 秀治	日本労働組合総連合会三重県連合会副事務局長
委 員	吉本 敏子	三重大学教育学部 教授
委 員	長田 隆尚	三重県議会議員
委 員	水谷 正美	三重県議会議員
委 員	中嶋 年規	三重県議会議員
委 員	田島 雅敏	中部経済産業局資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課長
委 員	細川 真宏	中部地方環境事務所統括環境保全企画官

【三重県環境審議会 廃棄物処理計画部会】（*印は審議会委員）

部会長	竹内 恒夫	名古屋大学大学院環境学研究科教授
副部会長	加藤 征三 *	三重大学特命学長補佐
委員	井上 吉一	社団法人三重県産業廃棄物協会副会長
委員	岩崎 恭彦	三重大学人文学部准教授
委員	高屋 充子	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議会長
委員	田中 正一 *	三重県環境審議会委員
委員	松原 克也	津市環境部長
委員	村田 千賀子	株式会社百五経済研究所研究員
委員	渡辺 一永	四日市地域環境対策協議会産業廃棄物部会長